

第3期

垂水市子ども・子育て支援事業計画



令和7年3月
鹿児島県垂水市

市長挨拶

平素より市民の皆様には、本市の子育て支援事業の実施に対し、ご理解とご協力を賜り心より感謝を申し上げます。

国は、平成24年に『子ども・子育て3法』を公布し、『子ども・子育て支援新制度』を開始しました。この新制度により、幼児期の教育・保育や地域の子ども・子育て支援事業のサービス量の確保と質の向上を図るため、市町村は『子ども・子育て支援事業計画』を策定することが義務付けられ、本市においても、平成27年に『垂水市子ども・子育て支援事業計画』を策定したところです。



策定から10年が経過し、今回、3期目の計画策定を迎えたところですが、この間、幼児教育・保育の無料化やこども家庭庁の創設等、子どもやその保護者等を取り巻く環境は大きく変わり、子どもを中心とした社会の実現に向けた政策が展開されています。

本市におきましても、少子高齢化が著しく進行し、就業環境やライフスタイルの多様化による共働き世帯の増加等に対応する中で、子どもを安心して産み育てることができるようまちづくりを目指し、子育て世帯のニーズを捉えながら、『子育て世帯の負担軽減』と『仕事と子育ての両立支援』の観点から子育て支援施策の充実に積極的に取り組んでいます。

今回、策定に至りました『第3期垂水市子ども・子育て支援事業計画』は、『次世代育成支援行動計画』と『母子保健計画』を包含し、他の上位計画等との整合性を図りながら、妊娠・出産期から青年期まで切れ目のない支援を行っていくことを定めた計画であり、『教育・保育』及び『地域子ども・子育て支援事業』の『量の見込み』と『確保方策』の目標設定はもとより、本市が実施するすべての子育て支援に関連する事業実施の目標を定めた計画となります。

この計画で定める目標を効果的に実行していくためには、より一層、家庭、地域、学校、行政等が一体となり、子どもの健やかな成長を支援していくことが必要であると考えます。

本計画の基本理念については、引き続き『子どもも親も心豊かに育ち地域で育む子育てネットワークのまち垂水』とし、子どもや子育て世帯の支援に努めていくこととしております。

最後に本計画の策定にあたりまして、貴重なご意見やご提言を賜りました『垂水市子ども・子育て会議』の委員の皆様をはじめ、アンケート調査等にご協力をいただきました多くの市民の皆様には心から感謝を申し上げます。

令和7年3月

垂水市長 尾脇 雅弥

目次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の背景と目的	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	3
4 S D G s（持続可能な開発目標）の視点を踏まえた計画の推進.....	3
5 計画策定に向けた体制と取組	4
第2章 本市の子どもを取り巻く状況	6
1 本市の子どもと家庭	6
2 母子保健に関する状況	13
3 アンケート調査からみる本市の子育ての状況.....	15
4 第2期子ども・子育て支援事業計画の評価（実績）	25
第3章 計画の基本理念・基本目標	36
1 基本理念（目指す将来像）	36
2 国の方向性	36
3 基本理念を構成する6つの視点	37
4 基本目標	38
5 施策の体系	40
第4章 施策の展開	41
1 希望する幼児期の教育・保育が受けられる体制づくり	41
2 地域における子育て力を育む基盤づくり	45
3 安心して産み育てやすい環境づくり	52
4 子どもの生きる力をのばす教育環境づくり	60
5 配慮を必要とする子ども・家庭への支援体制づくり	67
6 子育てを支援する生活環境づくり	72
第5章 量の見込みと確保方策	78
1 教育・保育提供区域の設定	78
2 教育・保育	78
3 地域子ども・子育て支援事業	82
4 子ども未来戦略「加速化プラン」において実施する具体的な施策.....	95
第6章 放課後児童対策	96
1 放課後児童対策の推進	96
2 放課後児童対策の状況	96
3 放課後児童対策に向けた方策	97
第7章 計画の推進	99
1 計画の実現に向けた役割	99
2 計画の進捗状況の管理・評価	100
資料	102

第1章 計画の概要



1 計画策定の背景と目的

全国的に少子化が進む中、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加等、子どもと子育て家庭を取り巻く環境はめまぐるしく変化しており、子育てに対する不安や負担、孤立感等が高まっています。そのため、子どもの健やかな成長と子育てについては社会全体で支援していくことが必要とされています。

また、急速な少子高齢化の進展は、人口構造にアンバランスを生じさせ、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下等、社会経済に深刻な影響を与えるものとして懸念されています。

このような社会情勢の変化の中、国においては、これまで少子化対策として、平成15年に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づく取組や平成24年に制定された「子ども・子育て3法」に基づいた、市町村に対する「子ども・子育て支援事業計画」の策定の義務づけ等、さまざまな取組を展開してきました。

さらに、この3法に基づいて平成27年度から施行された「子ども・子育て支援新制度」では、「子どもの最善の利益が実現される社会を目指す」との考えを基本に、子どもの幼児期の教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における子育て支援等、地域の子ども・子育て支援を充実させることが求められました。

このような状況の中で令和5年4月1日に施行された「こども基本法」は、次代の社会を担う全ての子どもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、子ども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として制定されており、子ども・子育てに関する支援対策は新たなステージへと進んでいます。

本市では、「第2期垂水市子ども・子育て支援事業計画」が令和6年度で最終年度を迎えることから、引き続き、子ども・子育て支援施策を計画的に推進するため「第3期垂水市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、本市の実情を踏まえ、各計画との整合性を図りながら、子ども・子育て支援施策を総合的に推進していき、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境整備に取り組むこととします。

2 計画の位置づけ

この計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「子ども・子育て支援事業計画」に位置づけられるとともに、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「次世代育成支援行動計画（母子保健計画を包括するもの）」としても位置づける子育て支援に関する総合的な計画とします。

この計画は、垂水市総合計画及び垂水市地域福祉計画を上位計画とし、垂水市男女共同参画推進プランをはじめ、各計画との整合を図るものとします。

子どもと子育てを取り巻く、保健、医療、福祉、教育、労働、住宅・都市基盤整備等、様々な分野における子育て支援施策の総合的・一体的な推進を図るものです。

子ども・子育て支援法

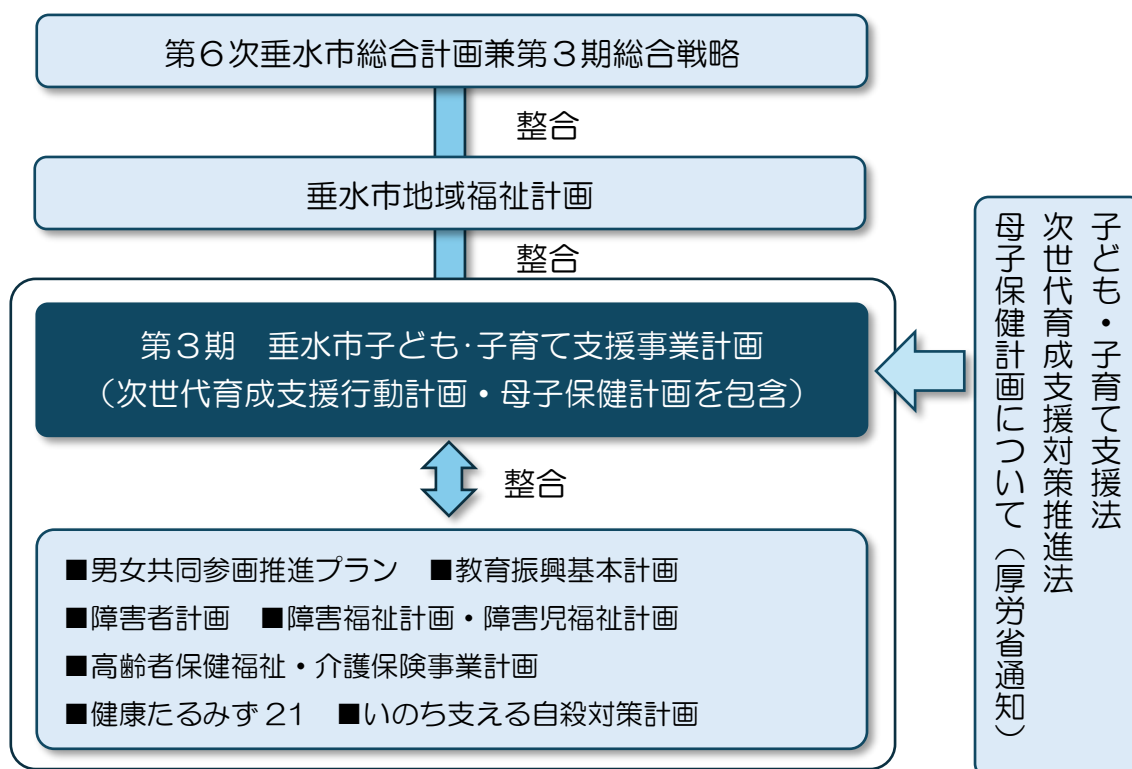
（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第61条 市町村は、基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

次世代育成支援対策推進法

（市町村行動計画）

第8条 市町村は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、5年を1期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。



3 計画の期間

本計画は、5年間で1期として策定することとされているため、令和7年度から令和11年度までの5年間で第3期計画期間とします。

また、5年間の計画期間中であっても、様々な社会環境の変化により、計画と実績に乖離が生じた場合は、適宜、計画の見直しを行うこととします。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
第2期垂水市子ども・子育て支援事業計画					第3期垂水市子ども・子育て支援事業計画				
		中間見直し	ニーズ調査	計画策定			中間見直し	ニーズ調査	計画策定

4 SDGs（持続可能な開発目標）の視点を踏まえた計画の推進

SDGs（Sustainable Development Goals）は、平成27年9月の国連サミットで採択され、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて掲げられた、平成28年から令和12年までの国際目標です。

SDGsでは、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指し、17の国際目標と169のターゲット（指標）が掲げられています。

本計画においても、SDGsの視点を取り入れながら、子育て支援施策を推進します。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



5 計画策定に向けた体制と取組

(1) 垂水市子ども・子育て会議

市町村は、子ども・子育て支援事業計画を定め、又変更しようとするときは、あらかじめ子育て支援法第77条第1項で定める『子ども・子育て会議』等の合議制の機関の意見を聴かなければならないように定められています。

本市においても、『垂水市子ども・子育て会議』の委員の意見を聴きながら策定を進めてきました。

■計画策定に係る垂水市子ども・子育て会議の開催状況

日 程	協 議 内 容
令和6年9月	・第3期垂水市子ども・子育て支援事業計画について ・第3期垂水市子ども・子育て支援事業計画策定に関するアンケート調査の結果について
令和6年11月	・第3期垂水市子ども・子育て支援事業計画で定める『量の見込み』と『確保方策』について ・第3期垂水市子ども・子育て支援事業計画の素案について
令和7年3月	・第3期垂水市子ども・子育て支援事業計画の確定について

(2) 垂水市子ども・子育て支援事業計画策定に関するアンケート調査

市内に居住する就学前児童及び就学児童の保護者を対象に、住民の子育て支援に関する生活実態等を把握することを目的としてアンケート調査を実施しました。

このアンケート結果と第2期計画における利用実績と評価を基に、アンケート調査による利用意向を十分に勘案し、「第3期子ども・子育て支援事業計画」の策定を行いました。

令和5年度に実施したアンケート調査の概要は、以下のとおりです。

区 分	就学前児童	就学児童
調査期間	令和6年1月～2月	
配布方法	幼稚園・保育園等を通じた配布または未就園児への郵送による配布	学校等を通じた配布
回収方法	幼稚園・保育園等を通じた回収または郵送による回収	学校等を通じた回収
配布数	幼稚園・保育園等 200件 未就園児への郵送 63件 合計 263件	小学1～6年生 259件
回収数	193件	195件
回収率	73.4%	75.3%

(3) パブリックコメントの実施

子育て世帯をはじめ、多くの市民の意見を計画に広く反映させるため、広報誌やホームページにおいてパブリックコメントによる意見募集を実施しました。

実施期間：令和6年12月21日～令和7年1月19日

第2章 本市の子どもを取り巻く状況

1 本市の子どもと家庭

(1) 人口の推移と将来推計

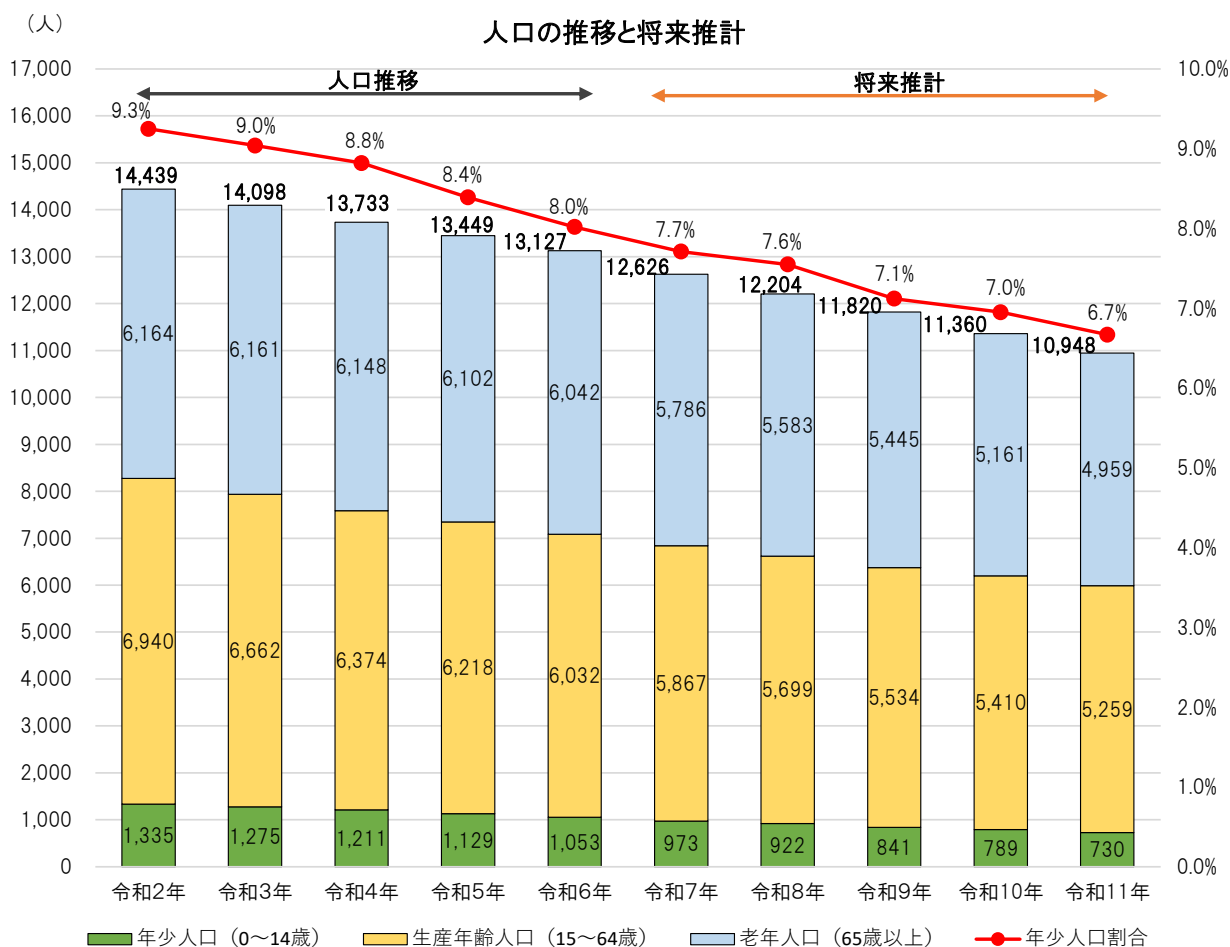
本市の人口は、年々減少し、令和2年は14,439人でしたが、令和6年には13,127人となっています。毎年300人から400人が減少し、この4年間に於いて1,312人減少しています。

年少人口の減少は著しく、令和6年では8%となっており、令和11年には7%を下回る推計結果となっています。

年齢3区分人口割合の推移を見ると 老年人口（65歳以上）の人口が増加する一方、生産年齢人口（15歳～64歳）及び年少人口（0～14歳）は減少しています。令和6年では令和2年に比べ 15歳未満の年少人口の割合は1.2ポイント減少し、65歳以上の高齢者人口は3.3ポイント増加しており、本市においても少子高齢化の傾向が顕著に表れています。

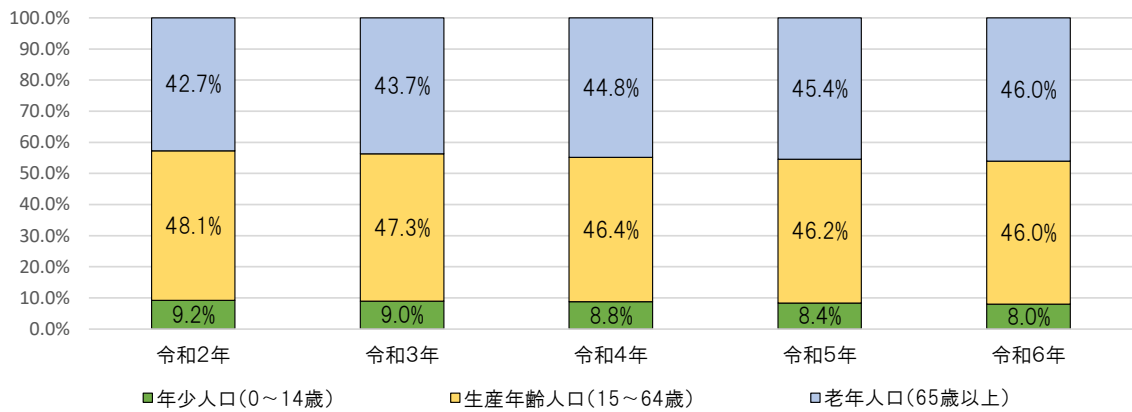
また、人口ピラミッドをみると、最も多い年齢層が男女とも70～74歳で、次いで65～69歳の年齢層が多くなっていることから、今後5年間に、高齢者の大幅な増加が予想されます。

また、0～14歳の年齢層は少なくなっており、将来の人口減少、少子高齢化がうかがえる人口構成となっています。



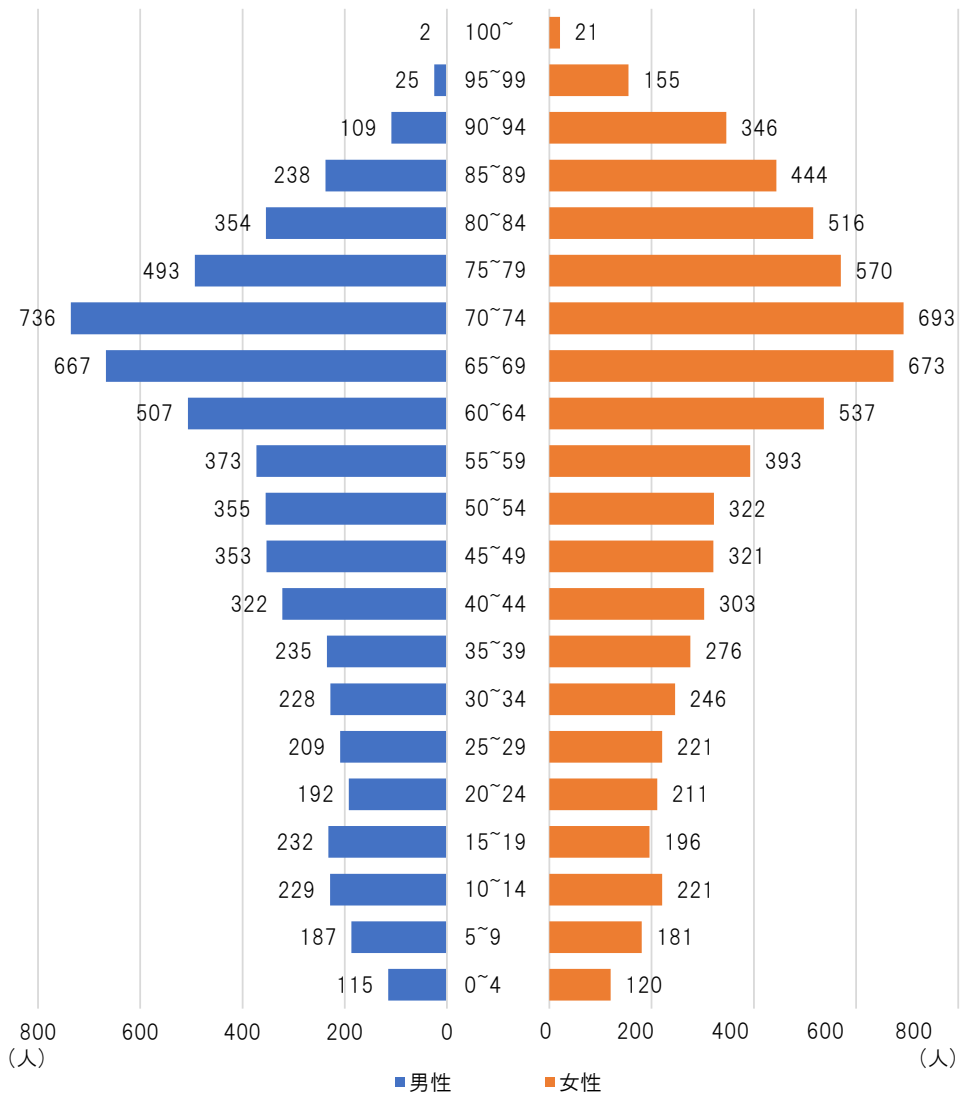
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

年齢3区分人口割合の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

人口ピラミッド

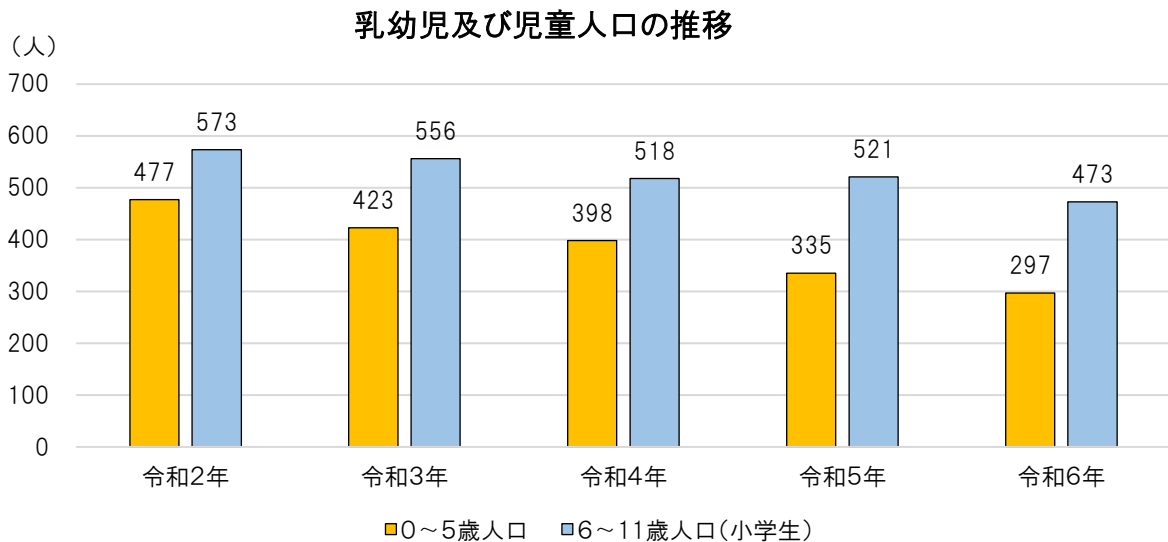


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 乳幼児及び児童人口の推移

令和6年4月1日現在の乳幼児及び児童人口は770人で、乳幼児（0～5歳）が297人、児童（6～11歳）が473人となっています。

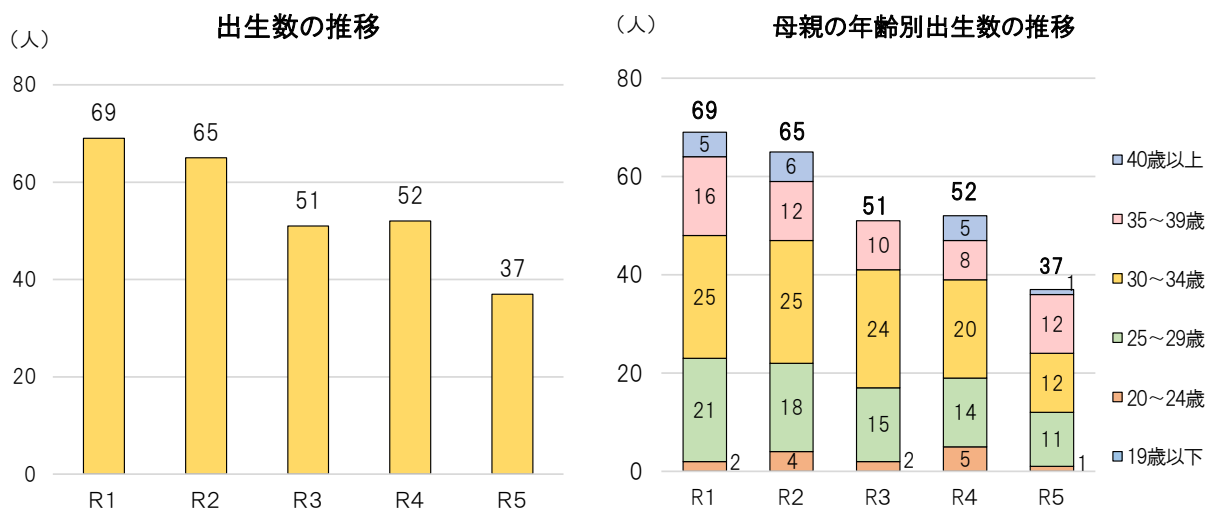
令和2年と比べて乳幼児は180人、児童数は100人で合計280人が減少しています。
特に近年、出生者数の減少により、乳幼児数が大きく減少している傾向にあることから、数年後は児童数も減少することが想定されます。



(3) 出生数の推移

出生数は、令和5年が37人となっており、令和4年から大きく減少しています。

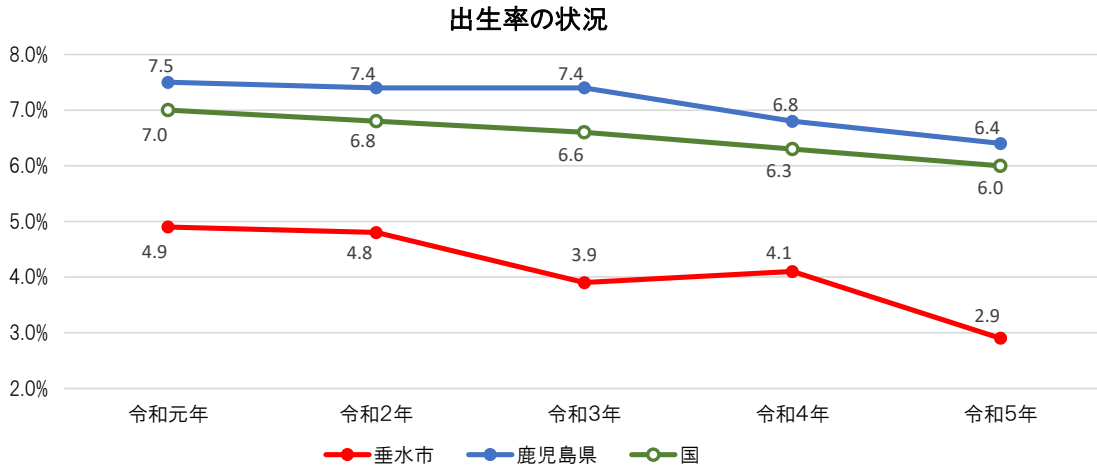
出生時と母親の年齢については、令和5年度の35～39歳の割合は増加しており、30～34歳の割合が減少しています。



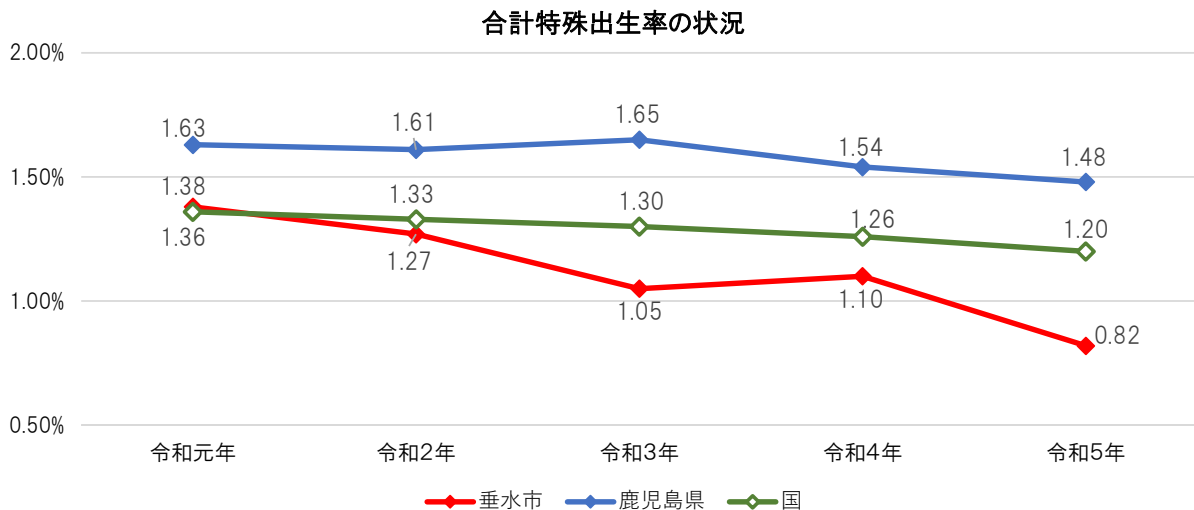
(4) 出生率及び合計特殊出生率の推移

出生数の状況を人口千人あたりに換算した出生率は、いずれも国・鹿児島県の出生率よりも低く推移しています。

また、合計特殊出生率^(注)は、令和2年以降、減少傾向にあり、国や鹿児島県よりも低い値で推移しています。



資料：厚生労働省「人口動態調査」、本市の数値は厚生労働省「人口動態調査」及び鹿児島県「人口移動調査」を用いて独自に算出



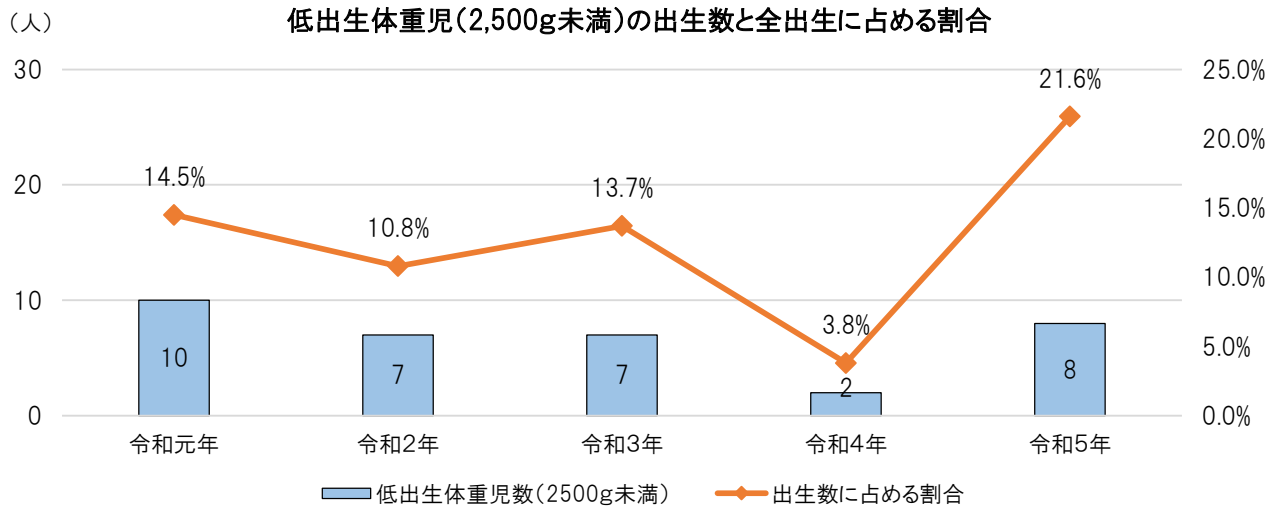
資料：厚生労働省「人口動態調査」、本市の数値は厚生労働省「人口動態調査」及び鹿児島県「県人口移動調査」を用いて独自に算出

(注) 合計特殊出生率とは、「15～49歳までの女性」の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が一生の間に生む子どもの数に相当するとされ、女性人口の年齢構成の違いを除いた指標として、年次比較、地域比較に用いられています。

(5) 低出生体重児の状況

低出生体重児とは、出生体重が2,500g未満の乳児のことです。低出生体重児は、出生後にも医療的ケアが必要となる場合も多く、また発育・発達の遅延や障害、成人後も含めた健康に係るリスクが大きいことが指摘されています。

低出生体重児が生まれる要因として、妊娠中の喫煙、妊婦の高齢化、妊娠中の体重管理、また、医療技術の進歩等が挙げられています。



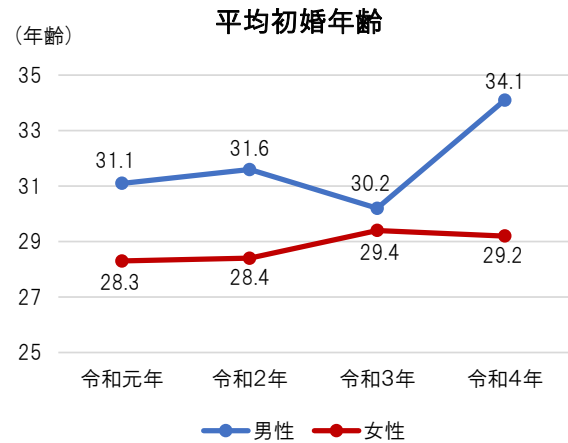
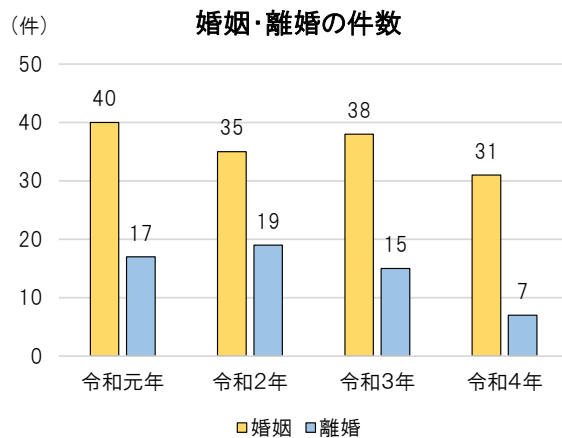
資料：厚生労働省「人口動態調査」

(6) 婚姻・離婚に関する状況

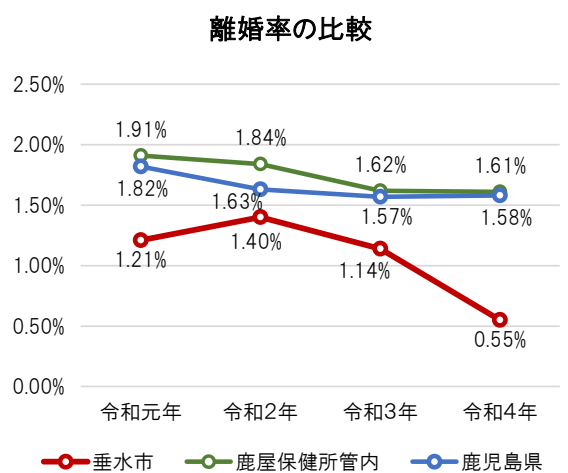
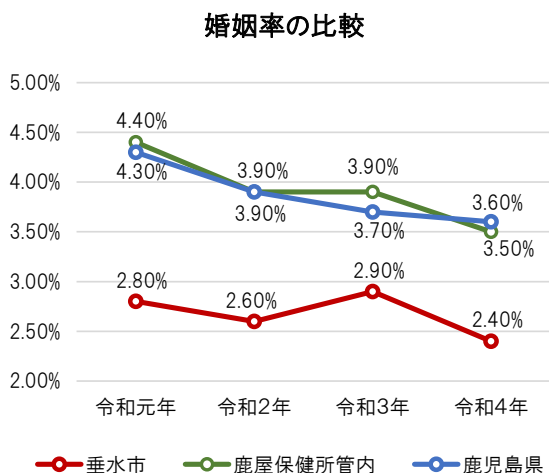
本市の婚姻の状況は、令和4年が31件で、離婚の状況は7件となっています。

また、平均初婚年齢は、令和4年には男性が34.1歳と高くなっていますが、女性は29.2歳でおよそ安定しています。

婚姻・離婚の状況を人口千人当たりへ換算した婚姻率・離婚率の比較では、鹿児島県及び鹿屋保健所管内より低く推移しています。



資料：鹿児島県「人口動態統計」

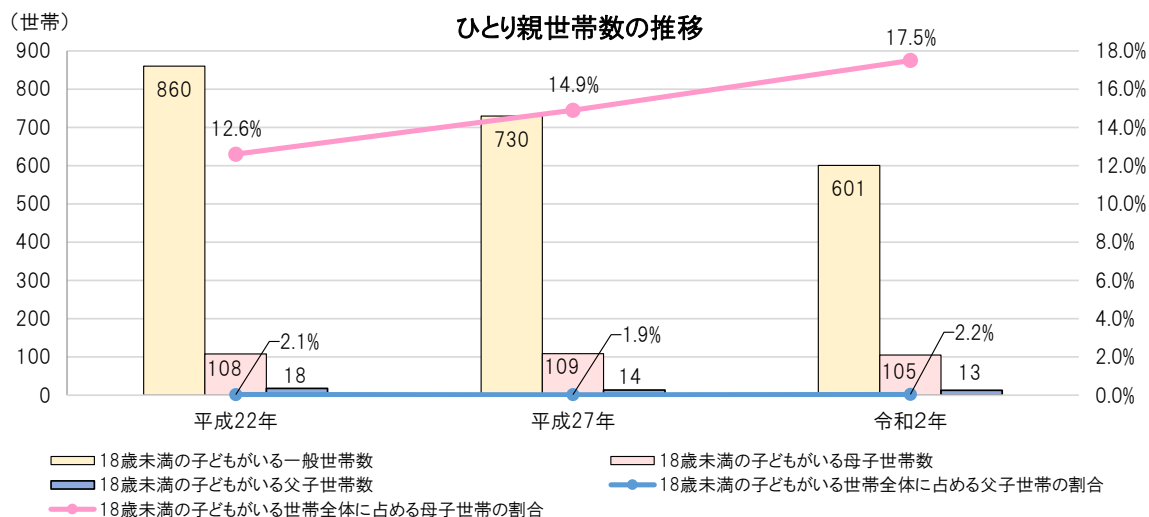


資料：鹿児島県「人口動態統計」

(7) ひとり親世帯の状況

本市における18歳未満の子どもがいるひとり親世帯は、令和2年では、母子世帯が105世帯、父子世帯が13世帯となっています。

18歳未満の子どもがいる世帯全体に占める母子世帯の割合は上昇傾向にあり、父子世帯はおおよそ横ばいとなっています。



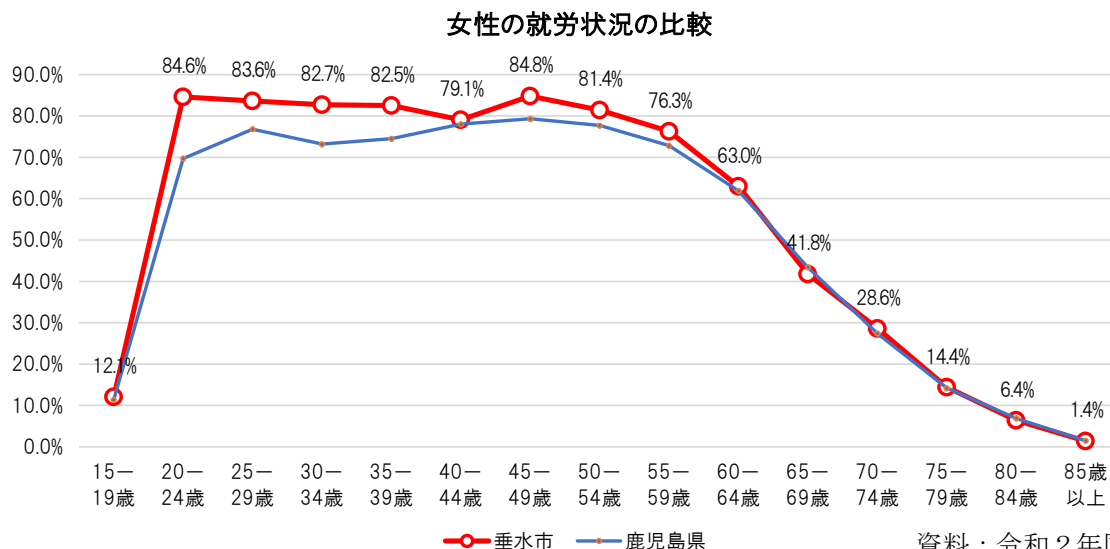
資料：国勢調査

(8) 女性の就労状況

国は、仕事と子育ての両立に向けて、出産・育児期の女性の労働力率の落ち込みをなくし、働きながら子育てを行うことができる社会づくりを目指しています。

本市における女性の就労状況は、主に子育てを行っていると考えられる35～49歳にくぼみ（一時的な就労率の低下）があり、その後45～49歳にかけて就労率が持ち直している、「M字カーブ」を描いていますが、くぼみの位置にある40～44歳の就業率が79.1%と高い傾向にあります。

また、県平均と比較してみると、ほぼ全ての年代で就労率が高くなっています。



資料：令和2年国勢調査

2 母子保健に関する状況

(1) 母子保健事業の状況

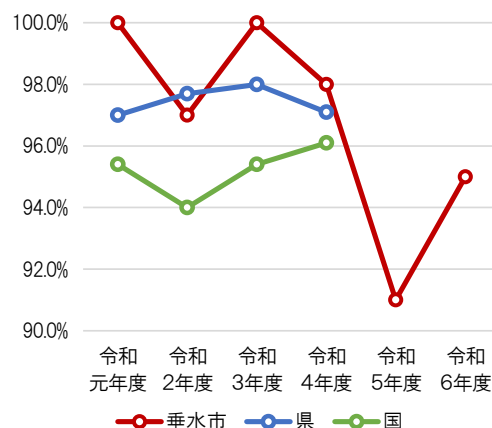
本市における母子保健事業の健康診査（以下「健診」という）の受診状況と国、鹿児島県の比較は、以下のとおりとなっています。

3か月児健診では、令和5年度が92.0%以下になりましたが、令和6年度には回復してきました。また、1歳6か月児健診では令和3・4年度が92.0%となりましたが、令和6年度は100.0%の受診率となっており、3歳児健診でも令和3年度が95.0%と県の受診率より低くなりましたが、令和6年度には100.0%となっています。

3か月児健康診査受診率

	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
垂水市	100.0%	97.0%	100.0%	98.0%	91.0%	95.0%
県	97.0%	97.7%	98.0%	97.1%	—	—
国	95.4%	94.0%	95.4%	96.1%	—	—

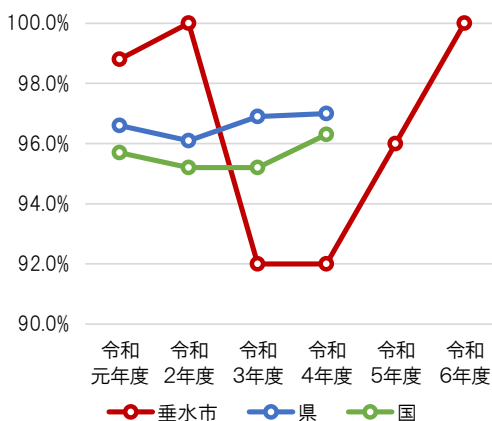
資料：国・県は鹿児島県の母子保健、本市は保健課より
※令和5・6年は、作成時点において国、県の受診率が公表されていないため空欄とします。



1歳6か月児健康診査受診率

	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
垂水市	98.8%	100.0%	92.0%	92.0%	96.0%	100.0%
県	96.6%	96.1%	96.9%	97.0%	—	—
国	95.7%	95.2%	95.2%	96.3%	—	—

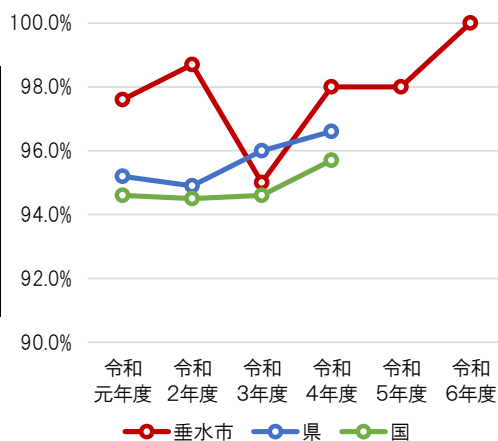
資料：国・県は鹿児島県の母子保健、本市は保健課より
※令和5・6年は、作成時点において国、県の受診率が公表されていないため空欄とします。



3歳児健康診査受診率

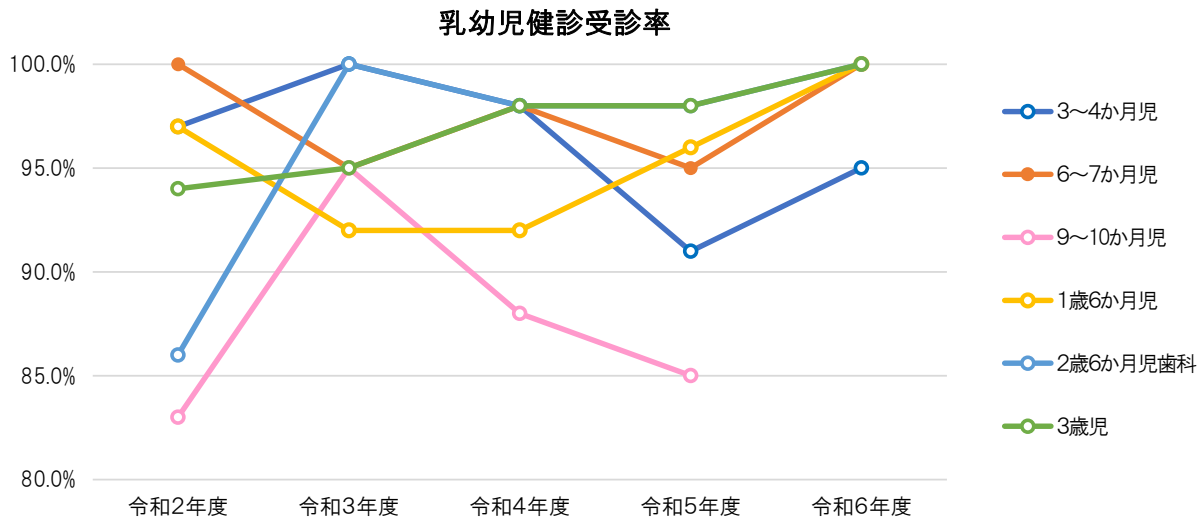
	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
垂水市	97.6%	98.7%	95.0%	98.0%	98.0%	100.0%
県	95.2%	94.9%	96.0%	96.6%	—	—
国	94.6%	94.5%	94.6%	95.7%	—	—

資料：国・県は鹿児島県の母子保健、本市は保健課より
※令和5・6年は、作成時点において国、県の受診率が公表されていないため空欄とします。



(2) 本市で実施している母子関連の健診の状況

令和6年度の乳幼児健診の受診率は、6～7か月児健診、1歳6か月児健診、2歳6か月児歯科、3歳児健診が100.0%と高い受診率となっています。



※令和6年の受診率は10月1日現在で、確定していないためグラフには反映していません。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
3～4か月児	97.0%	100.0%	98.0%	91.0%	95.0%
6～7か月児	100.0%	95.0%	98.0%	95.0%	100.0%
9～10か月児	83.0%	95.0%	88.0%	85.0%	—
1歳6か月児	97.0%	92.0%	92.0%	96.0%	100.0%
2歳6か月児歯科	86.0%	100.0%	98.0%	98.0%	100.0%
3歳児	94.0%	95.0%	98.0%	98.0%	100.0%

資料：本市保健課

なお、本市の各乳幼児健診は原則として保健課による集団健診により実施していますが、9～11か月児健診は、母子手帳交付時に配布している「健康診査受診票綴」の受診票を利用して医療機関で受診することとなっています。

そのため、9～11か月児健診は、他の健診と比較すると受診率が低くなっています。一方、それ以外の健診では、健診会場において集団指導を行い、児童の成長に応じたテーマを設けて、健康講話の実施や、食生活改善推進員と共同で手軽に作れる簡単おやつの紹介を行う等、母子の健康づくりや食育に資する取組を同時に実施しています。

3 アンケート調査からみる本市の子育ての状況

※ 調査は令和6年1月～2月に実施

※ 調査結果利用上の注意

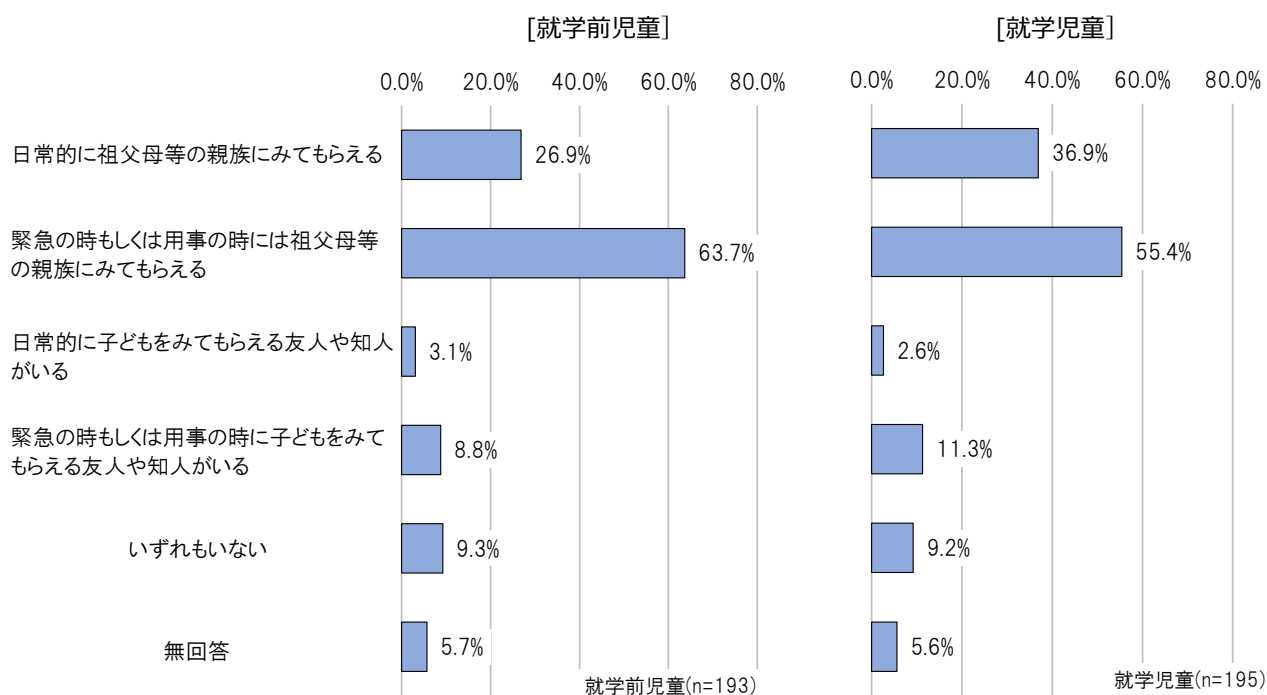
回答率は百分比の小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。また、2つ以上の回答（複数回答）の設問では、その回答比率の合計は原則として100%を超えます。グラフ中における「n」は、各設問の回答者数（サンプル数）のことです。

【調査結果】

(1) 日頃、子どもをみてもらえる親族や知人について

「緊急の時もしくは用事の時には祖父母等の親族にみてもらえる」とした解答割合が、就学前児童で63.7%、就学児童で55.4%となっています。

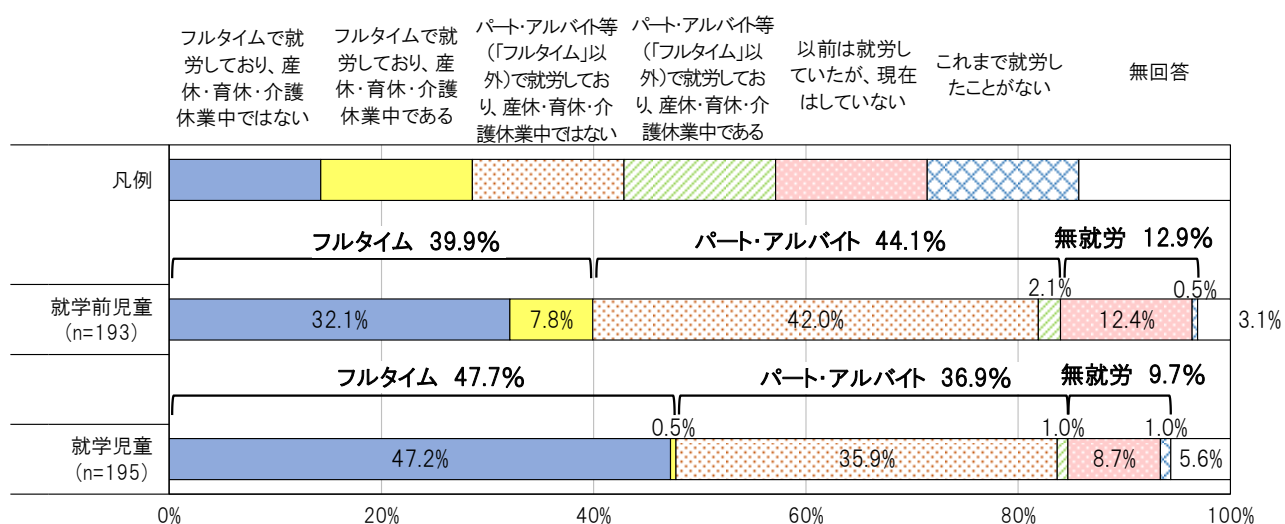
また、「いずれもない」と回答した割合が、就学前児童で9.3%、就学児童で9.2%となっています。



(2) 保護者の就労状況について

母親の就労状況については、就学前児童が39.9%、就学児童で47.7が「フルタイム」で就労しており、「パート・アルバイト」を合わせると就学前児童で84.0%、就学児童で84.6%が就労しています。

[母親の就労状況]



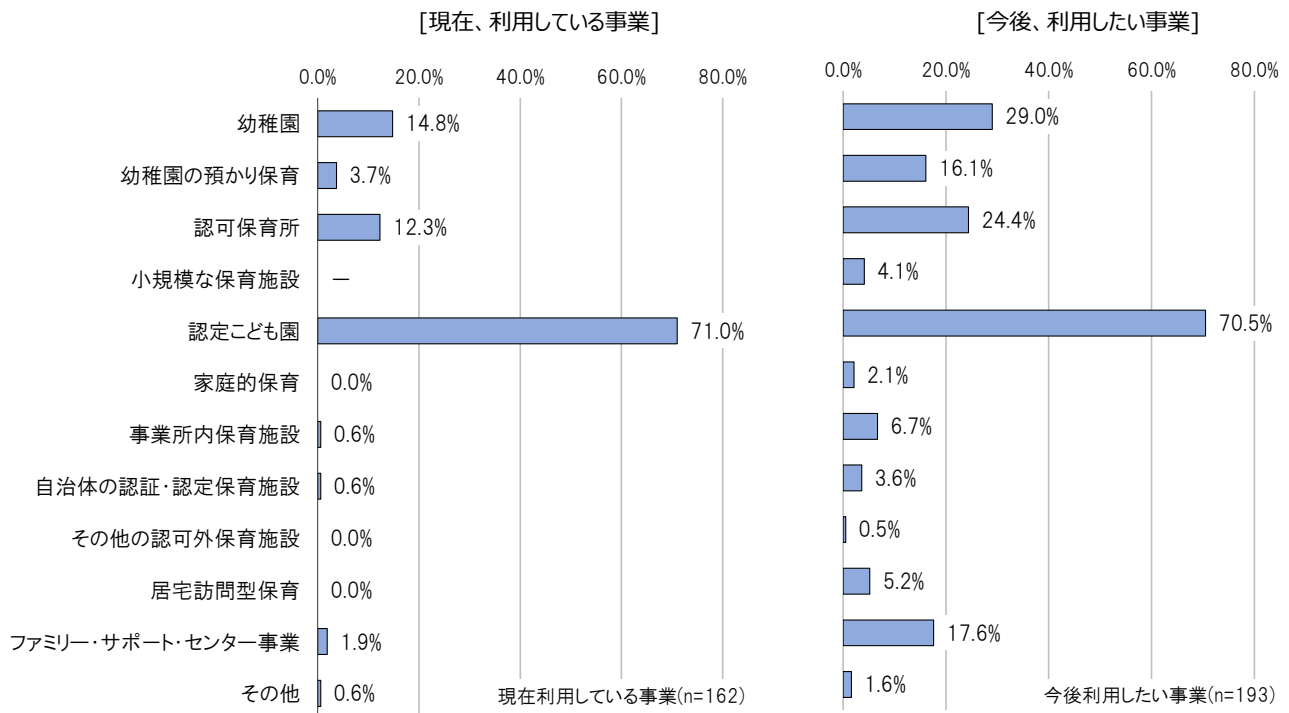
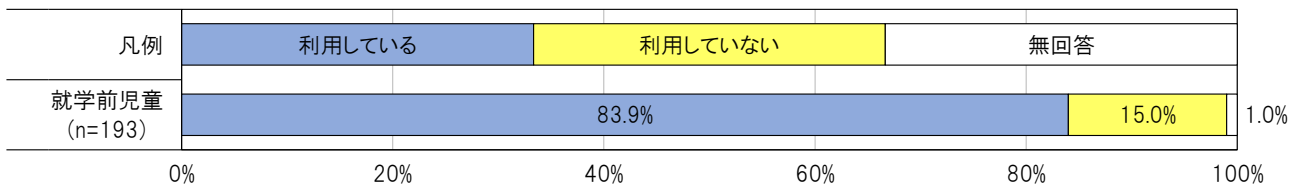
(3) 定期的な教育・保育の事業の利用について

「利用している」と回答した割合が83.9%となっています。

「利用している」と回答した人の「現在、利用している事業」は、「認定こども園」が71.0%で最も多く、次いで「幼稚園」が14.8%、「認可保育所」が12.3%となっています。

また、全ての人に聞いた「今後、利用したい事業」については、「認定こども園」が70.5%で最も多く、次いで「幼稚園」が29.0%、「認可保育所」が24.4%、「ファミリー・サポート・センター事業」が17.6%となっています。

[定期的な教育・保育の事業の利用状況]

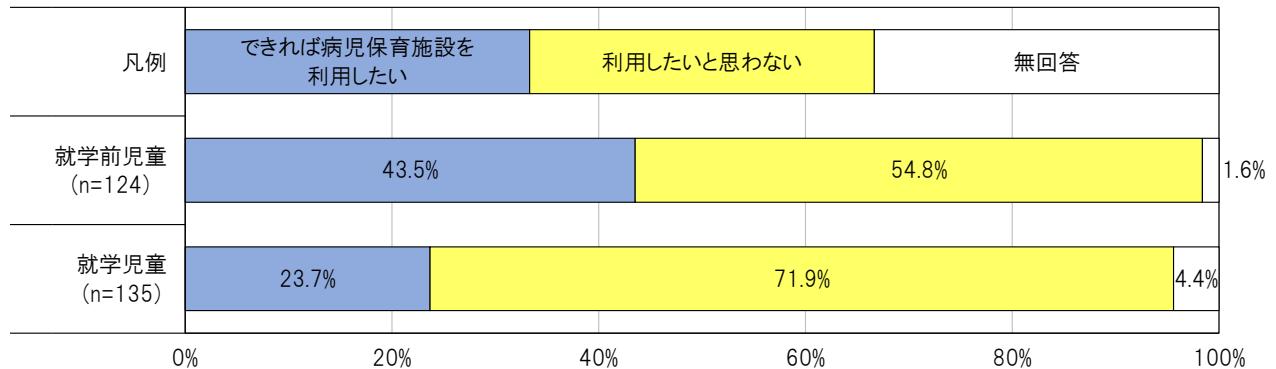


※「現在、利用している事業」には「小規模な保育施設」の選択肢はありません。

(4) 病児・病後児保育施設の利用について

子どもが病気の際に、定期的に利用している事業が利用できなかった場合の病児保育施設の利用意向については、「できれば病児保育施設を利用したい」と回答した割合は、就学前児童では43.5%で、就学児童では23.7%となっています。

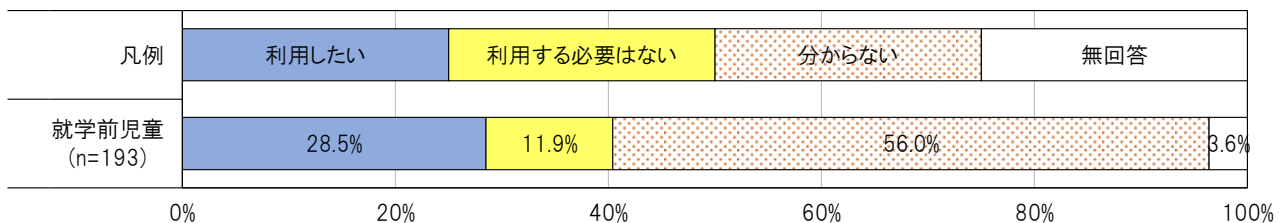
[病児・病後児保育施設の利用意向]



(5) 「こども誰でも通園制度」が実施された場合の利用について

「こども誰でも通園制度※」が実施された場合の利用意向については、「利用したい」と回答した割合が28.5%となっています。

「こども誰でも通園制度」の利用意向



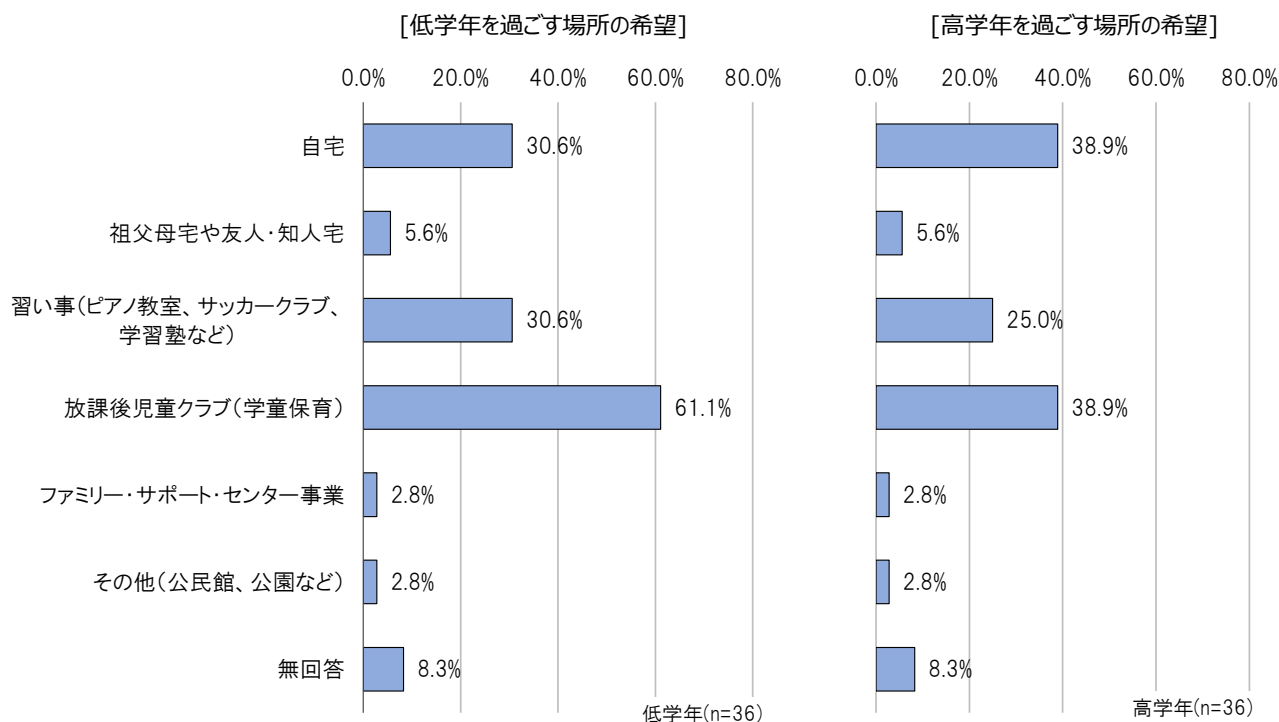
※ こども誰でも通園制度とは、令和5年6月に政府が閣議決定した、すべての子育て家庭を対象とした保育の拡充に向けた制度のひとつです。従来、保育園の利用は両親ともに働いている世帯といった条件がありましたが、制度が本格実施されれば、条件に該当していなくても保育園や認定こども園に預けられるようになります。

対象者は0歳6か月～2歳児の未就園児のいるすべての家庭を対象とし、利用対象者の認定は対象者の市町村によります。

(6) 小学校の放課後を過ごす場所について（５歳以上の就学前児童）

小学校の放課後を過ごす場所の希望については、低学年では「放課後児童クラブ」が61.1%で最も多く、次いで「自宅」と「習い事」が、それぞれ30.6%となっています。また、高学年では「自宅」と「放課後児童クラブ」が、それぞれ38.9%で最も多く、次いで「習い事」の25.0%となっています。

「放課後児童クラブ」については、高学年までの利用希望が、前回調査（平成30年度調査）の3.2%から35.7ポイント増加しています。

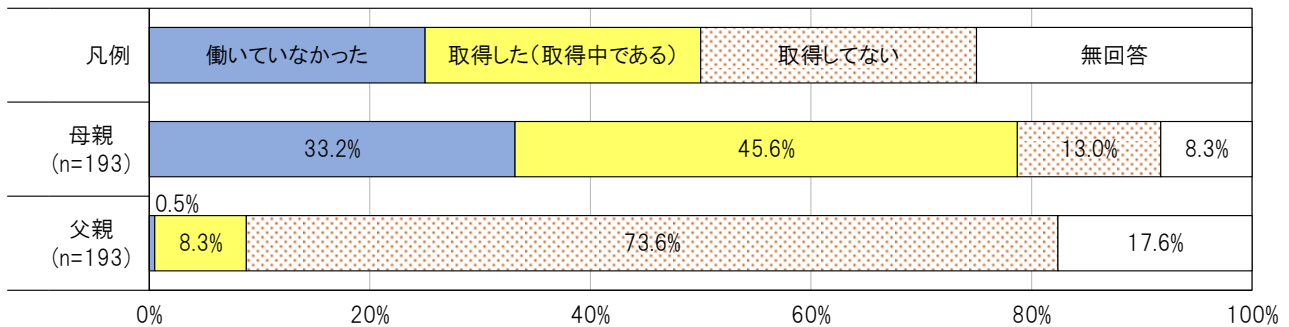


(7) 育児休業等、職場の両立支援制度について

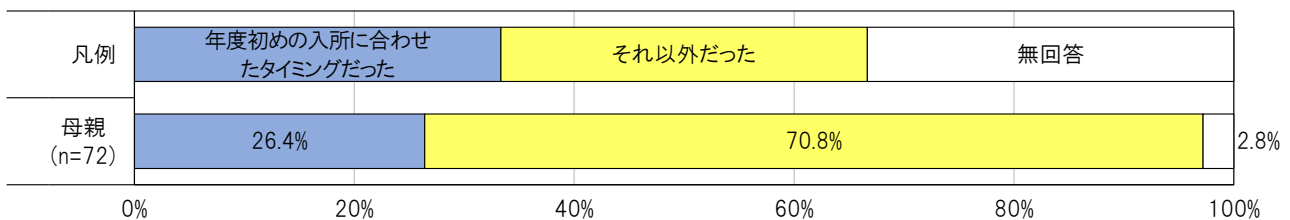
育児休業の取得状況は、母親では「取得した（取得中である）」が45.6%で、父親では8.3%となっています。父親の「取得した」と回答した割合は、前回調査（0.4%）より7.9ポイント増加しています。

母親の育児休業取得後の職場復帰のタイミングは、「年度初めの入所に合わせたタイミングだった」が26.4%で、「それ以外だった」が70.8%となっています。

[育児休業の取得状況（就学前児童の保護者）]



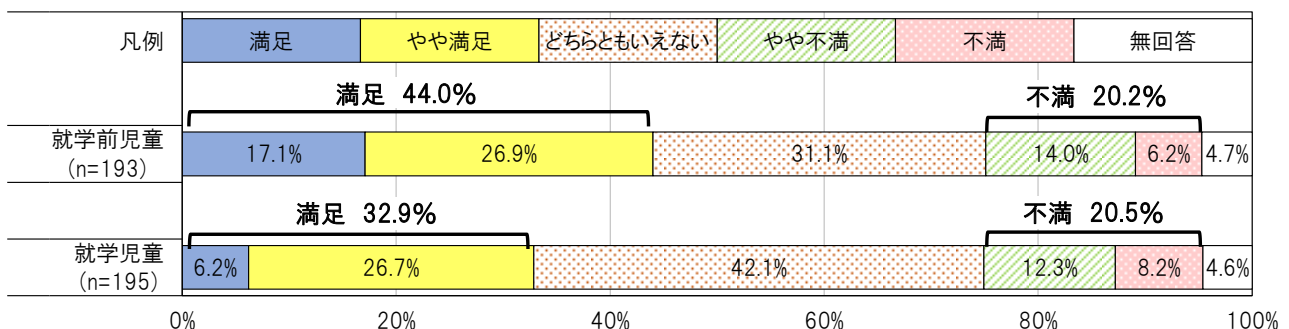
[育児休業取得後の職場復帰のタイミング（就学前児童の母親）]



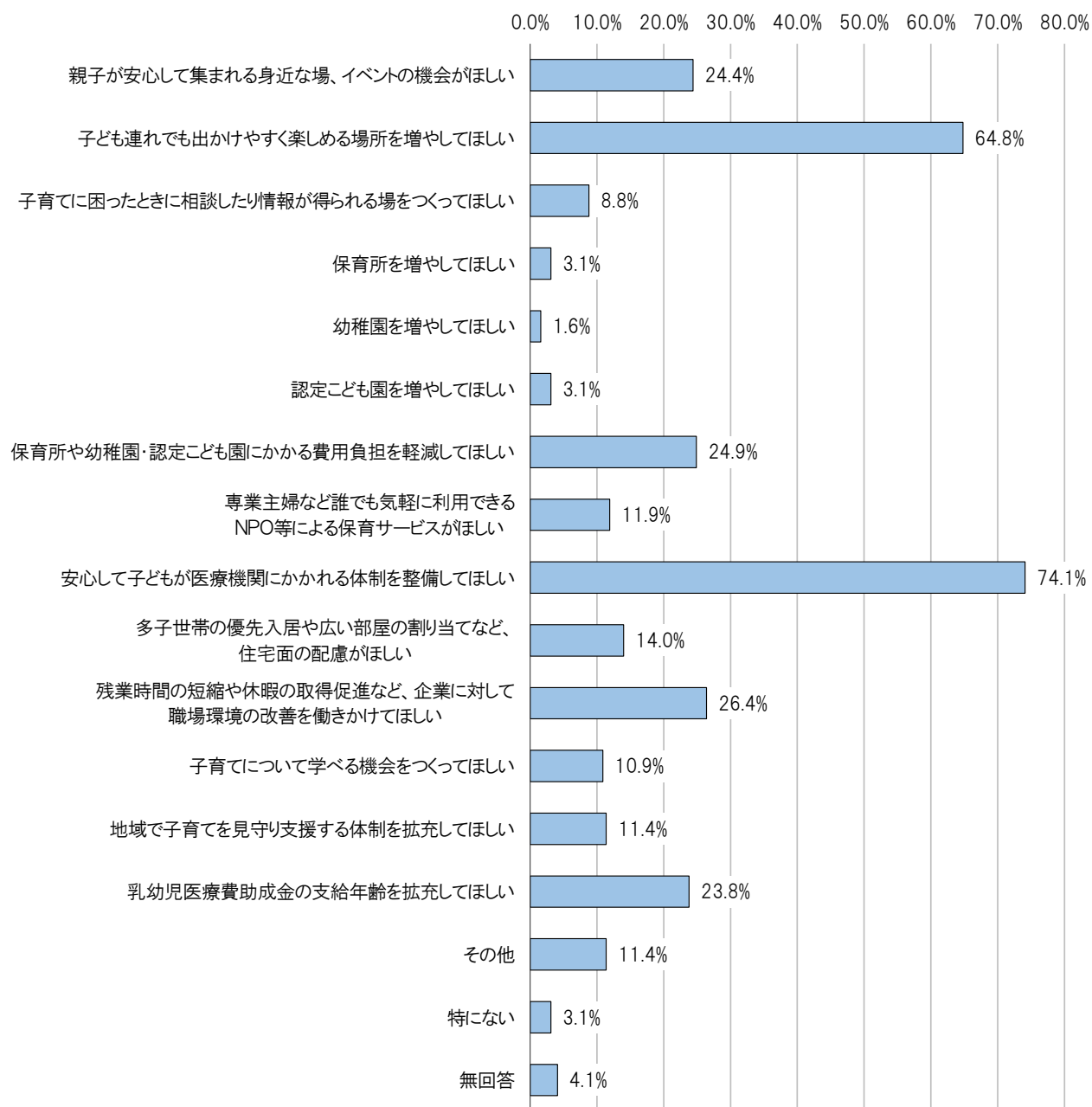
(8) 子育て環境や子育て支援への満足度

子育て環境や子育て支援への満足度は、就学前児童では44.0%が、就学児童では32.9%が「満足」と回答しています。

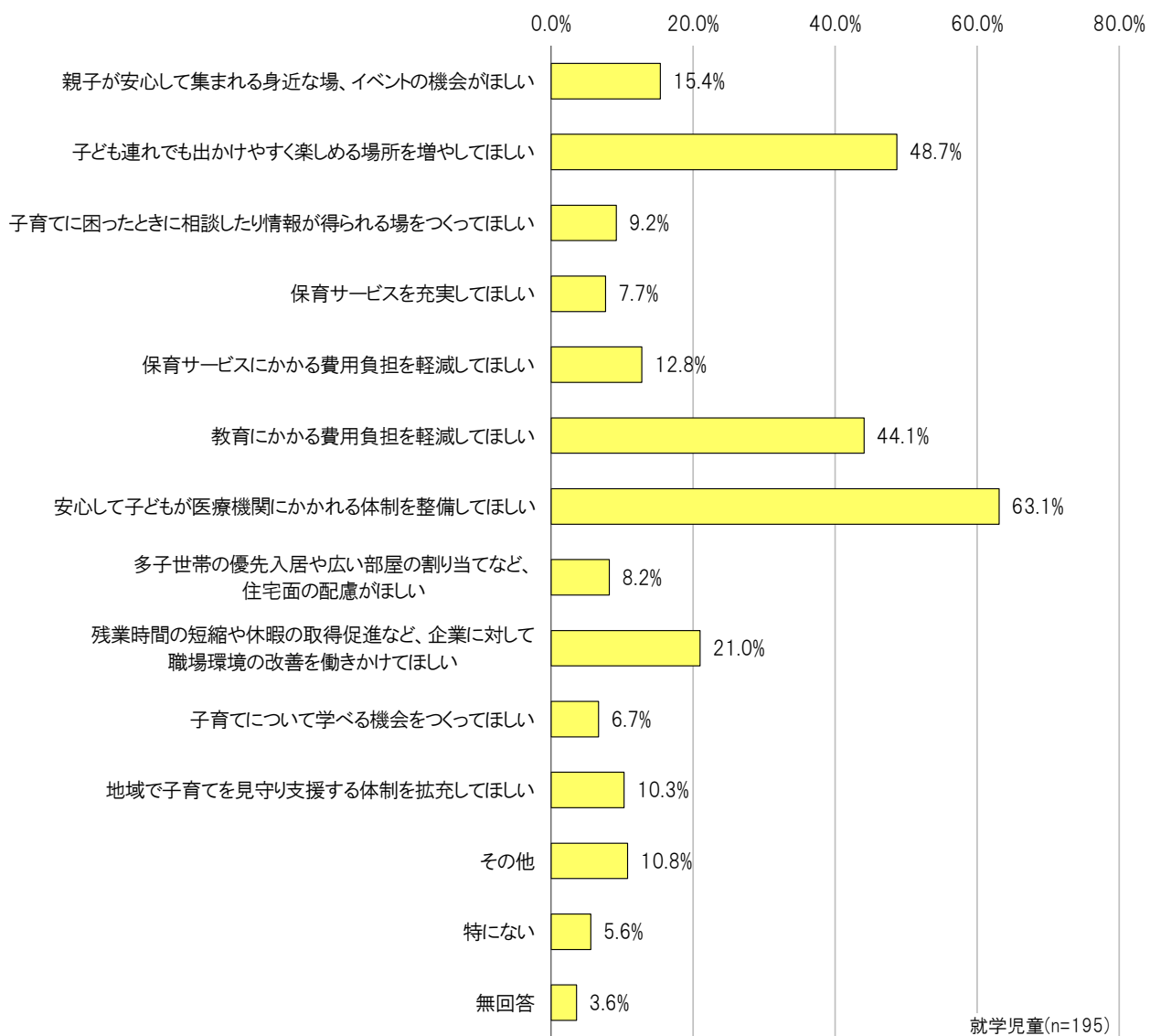
本市に期待する子育て支援の充実のための施策では、就学前児童、就学児童ともに「安心して子どもが医療機関にかかれる体制を整備してほしい」、「子ども連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」、「残業時間の短縮や休暇の取得促進など、企業に対して職場環境の改善を働きかけてほしい」等の回答割合が多くなっています。また、就学前児童では「保育所や幼稚園・認定こども園にかかる費用負担を軽減してほしい」とした回答が、就学児童では「教育にかかる費用負担を軽減してほしい」等の回答割合も多くなっています。



[本市に期待する子育て支援の充実のための施策（就学前児童）]



[本市に期待する子育て支援の充実のための施策（就学児童）]

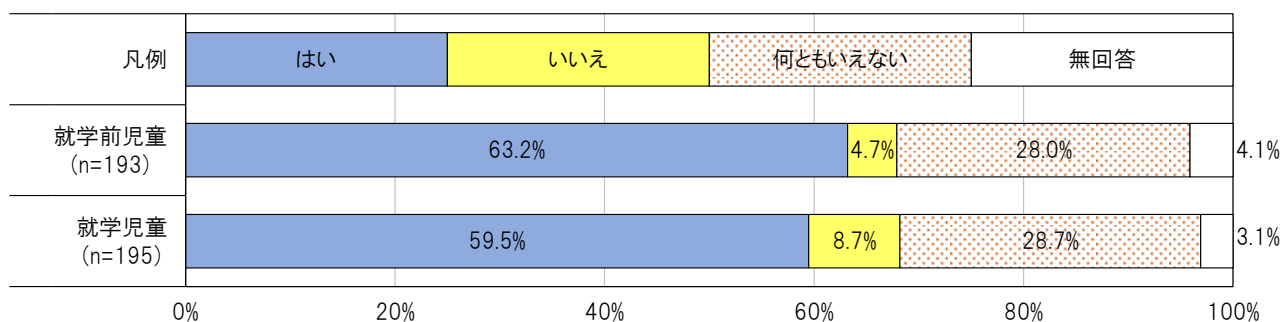


(9) 余裕を持った子育てについて

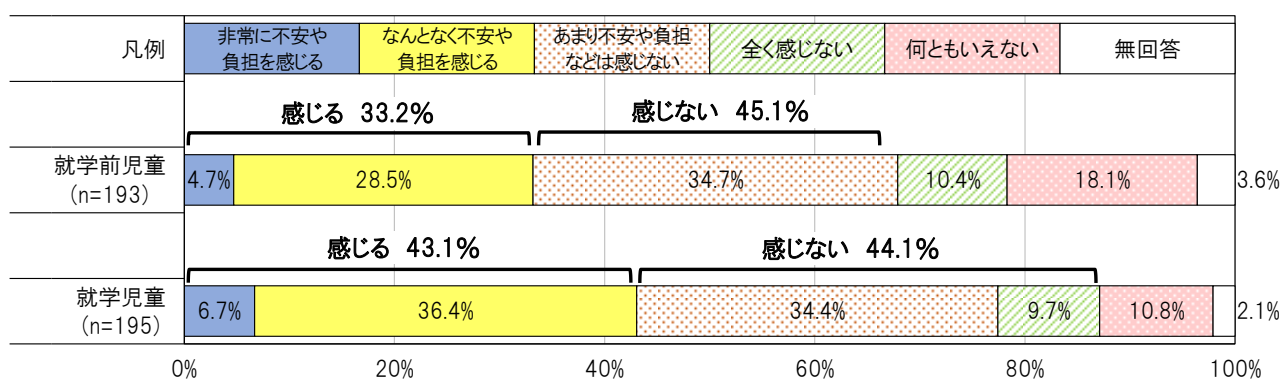
「はい」と回答した割合が、就学前児童で63.2%、就学児童で59.5%となっています。就学児童の8.7%の人は、ゆっくりとした気分で子どもと過ごせていないと回答しています。

子育てに関して、「非常に不安や負担を感じる」、「なんとなく不安や負担を感じる」と回答した割合は、就学前児童では33.2%、就学児童では43.1%となっています。

[ゆっくりとした気分で子どもと過ごせる時間の有無]



[子育てに関する不安感や負担感などの有無]

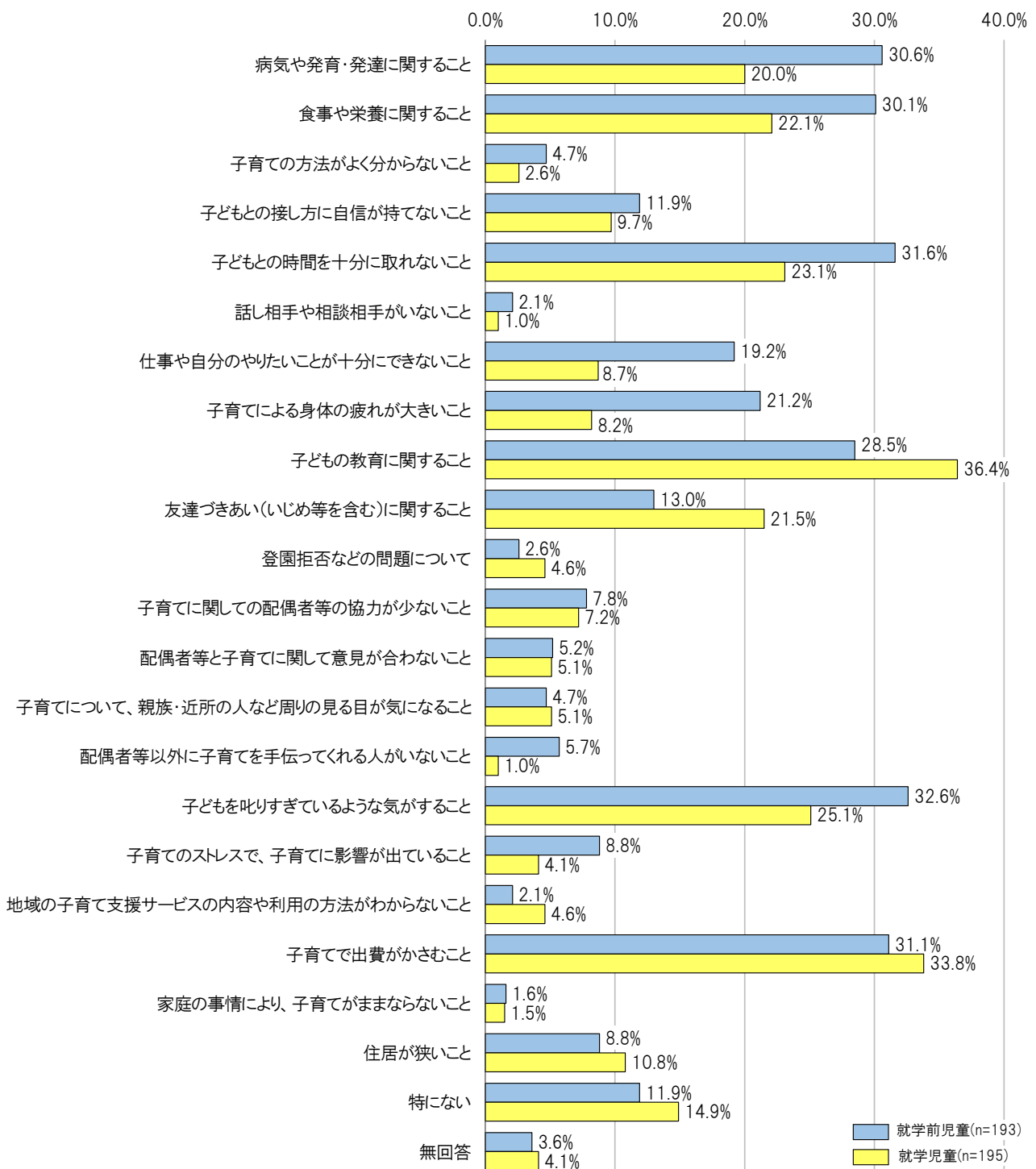


(10) 子育てに関して日常悩んでいること、気になることについて

就学前児童では、「子どもを叱りすぎているような気がする」と32.6%で最も多く、次いで「子どもとの時間を十分に取れないこと」31.6%、「子育てで出費がかさむこと」31.1%、「病気や発育・発達に関すること」30.6%等となっています。

就学児童では「子どもの教育に関すること」が36.4%で最も多く、「子育てで出費がかさむこと」33.8%、「子どもを叱りすぎているような気がする」と25.1%等となっています。

[子育てに関して日常悩んでいること、気になること]



4 第2期子ども・子育て支援事業計画の評価（実績）

第2期計画では、国の「子ども・子育て支援法」に基づく基本指針により、教育及び地域子ども・子育て支援事業について、量の見込みに対する確保の方策を数値目標として設定し、子どもや子育て家庭を取り巻く環境の整備を進めてきました。

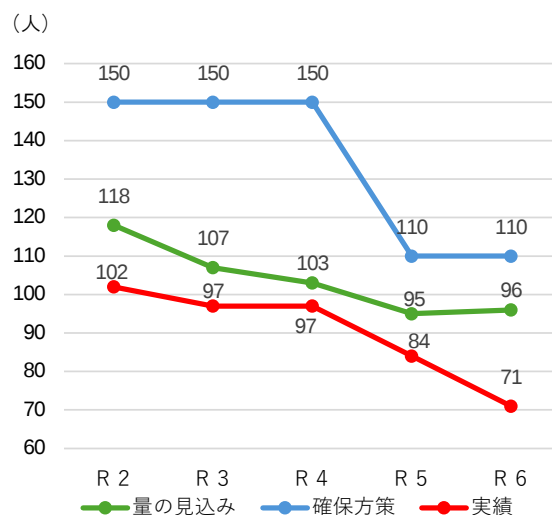
第2期計画期間中における事業ごとの評価（実績）は以下のとおりです。

(1) 教育・保育

現行利用定員 (令和6年度)	1・2号認定 (教育ニーズ)	2号認定 (保育ニーズ)	3号認定				計
	3～5歳	3～5歳	0歳	1歳	2歳	計	
江ノ島幼稚園	45	0	0	0	0	0	45
さざなみ保育園	10	36	3	5	6	14	60
認定水之上こども園	15	22	6	6	6	18	55
新城こども園	15	21	2	3	4	9	45
カトリック垂水幼稚園	25	35	5	10	10	25	85
慈恩保育園	0	25	3	6	6	15	40

① 1号認定（満3歳以上の教育を希望する就学前の子ども）

第2期計画期間中、令和4年度末に和光保育園が閉園し、令和4年度中に江ノ島幼稚園、令和5年度にカトリック垂水幼稚園の利用定員を縮小したことに伴い、確保方策を縮小して見直しを行ったところですが、量の見込及び確保方策に対し、実績は下回り、定員割れが生じています。



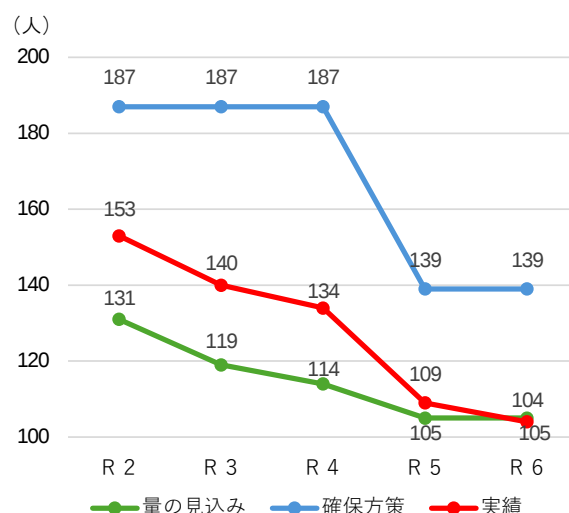
(単位：人)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	118	107	103	95	96
確保方策	150	150	150	110	110
実績	102	97	97	84	71

※実績は、毎年4月1日現在

② 2号認定（満3歳以上の保育を必要とする就学前の子ども）

第2期計画で、令和4年度末に和光保育園が閉園し、新城こども園及びカトリック垂水幼稚園の利用定員を縮小したことに伴い、確保方策を縮小して見直しを行ったところですが、利用実績は下回り、定員割れが生じています。



(単位：人)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	131	119	114	105	105
確保方策	187	187	187	139	139
実績	153	140	134	109	104

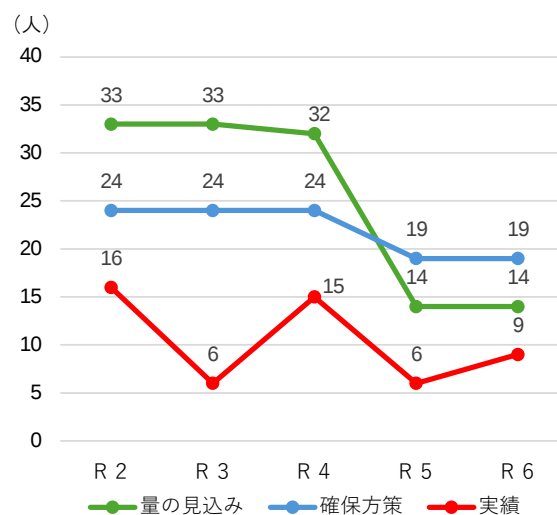
※実績は、毎年4月1日現在

③ 3号認定（満3歳未満の保育を必要とする就学前の子ども）

《0歳》

第2期計画期間中は、量の見込と実績に大きな乖離がみられ、令和4年度末に和光保育園が閉園し、新城こども園において利用定員の縮小したことに伴い、量の見込及び確保方策の見直しを行ったところです。

出生数が直接影響する年齢であり、実績においては各年度で増減が見られます。



(単位：人)

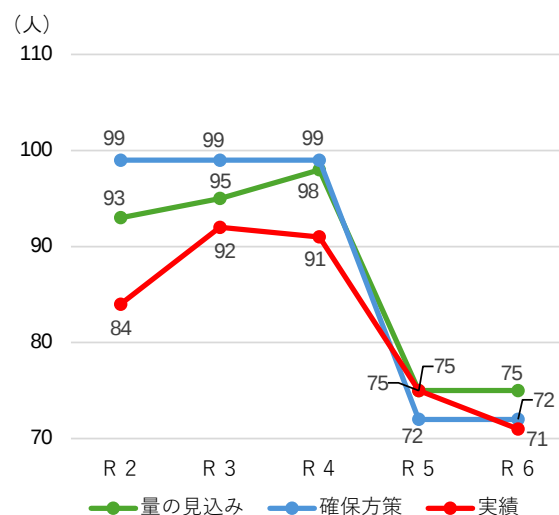
年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	33	33	32	14	14
確保方策	24	24	24	19	19
実績	16	6	15	6	9

※実績は、毎年4月1日現在

《 1 ・ 2 歳 》

第2期計画期間中、令和4年度末に和光保育園が閉園し、新城こども園、カトリック垂水幼稚園において利用定員の縮小したことに伴い、量の見込及び確保方策の見直しを行ったところです。

令和5・6年度の実績については、量の見込及び確保対策と同程度の実績となっています。



(単位：人)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	93	95	98	75	75
確保方策	99	99	99	72	72
実績	84	92	91	75	71

※実績は、毎年4月1日現在

(2) 地域子ども・子育て支援事業

① 利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

令和2年10月に妊産婦及び乳幼児の健康保持・増進のため、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供するために垂水市子育て世代包括支援センターを設置しました。

《基本型》

(単位：か所)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1	1	1	1	1
確保方策	1	1	1	1	1
実績	1	1	1	1	1

《母子保健型》

(単位：か所)

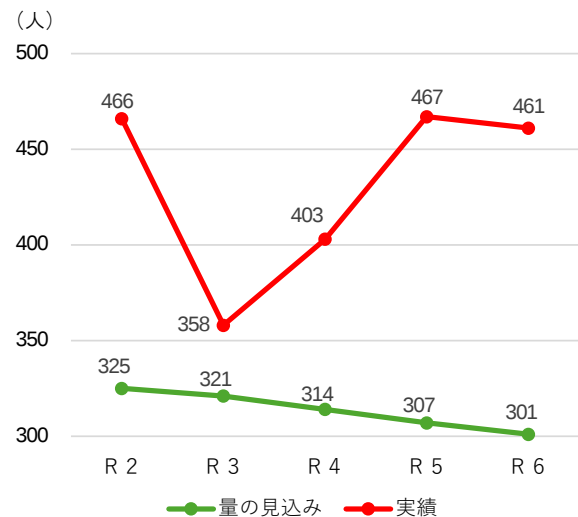
年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1	1	1	1	1
確保方策	1	1	1	1	1
実績	1	1	1	1	1

② 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業）

子育て支援センターの利用者数の実績について、コロナ禍の影響による一時的な利用者の減少はありましたが、毎年度、利用者数が見込みを上回ることができました。

実績が見込みを上回った要因として、広報たるみずや垂水市公式WEBサイトを用いて子育て支援センターの活動を紹介したことが考えられます。

今後も、利用者のニーズを的確に捉え、必要な研修や活動、子育てサークル等の支援を積極的に行うことで、利用者数の増加に取り組めます。



(単位：人)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	325	321	314	307	301
実績	466	358	403	467	436

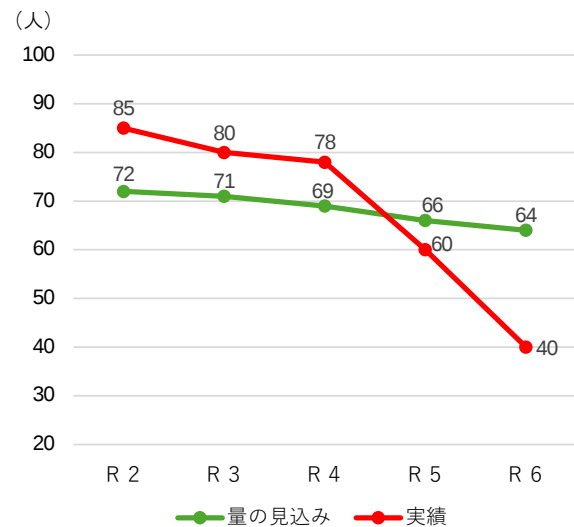
※量の見込み、実績は年間延べ利用者数
※令和6年度の実績は見込み

③ 妊婦健康診査

妊婦及び胎児の健康状態、疾病の早期発見や発育を定期的に確認し、健康管理の充実と経済的負担の軽減を目的とした事業で、単胎児妊婦健診で最大14回、多胎児妊婦で最大19回の健診費用を助成しています。

妊婦数の減少により令和4年度までは実績が見込みより上回っていますが、その後は減少傾向になっています。

令和6年度は、健康診査実施済み14人、受診中19人、3月末まで7人を見込んだものです。



(単位：人)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	72	71	69	66	64
実績	85	80	78	60	40

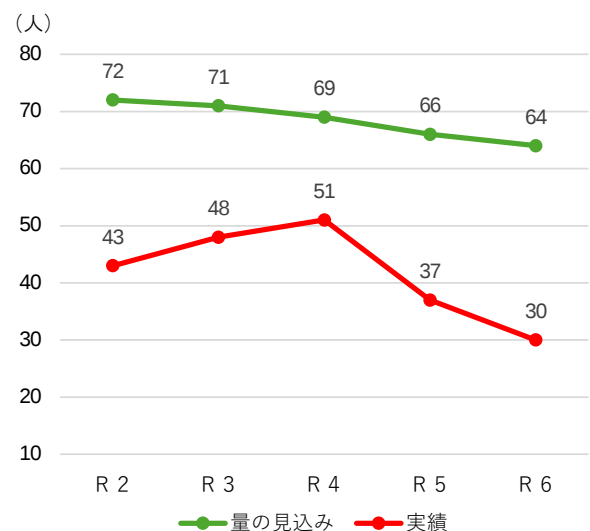
※令和6年度の実績は見込み

④ 乳児家庭全戸訪問事業

新生児訪問から3～4か月健診までの期間に、保健師、母子保健推進員等が乳児のいる家庭を全戸訪問し、乳児の健康状態や母親等の精神的不安等、相談しやすい環境をつくることで子育てに対する不安等を軽減することを目的とした事業です。

また、地域の代表である母子保健推進員が訪問することで、家庭と地域とのつながりを維持し、地域ぐるみでの見守り体制を構築することが出来ています。

出生数の減少に伴い、実績も減少しています。



(単位：人)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	72	71	69	66	64
実績	43	48	51	37	30

※令和6年度の実績は見込み

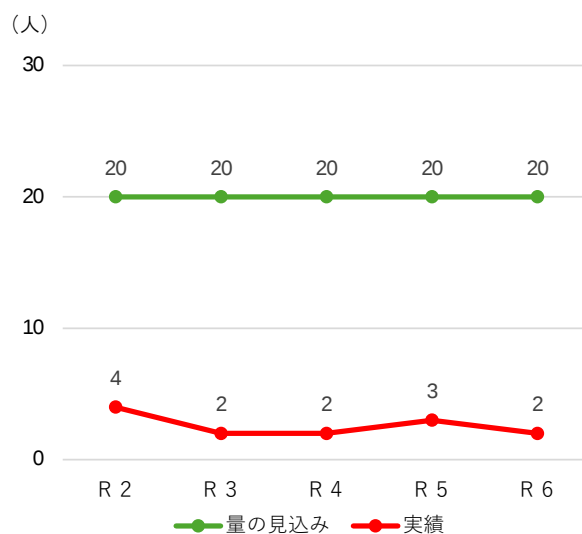
⑤ 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅に訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

現在、母子手帳配布時や妊婦健診時における医療機関からの情報提供等で支援が必要と認めた場合は個別に支援プランを作成し、必要に応じて、助産師、管理栄養士、歯科衛生士等と訪問を実施しています。

また、状況によっては産後ケア事業等の活用を促す等、各種事業や関係機関と連携した取組みも行っています。

対象となる家庭が少ないため、実績も減少しています。



(単位：人)

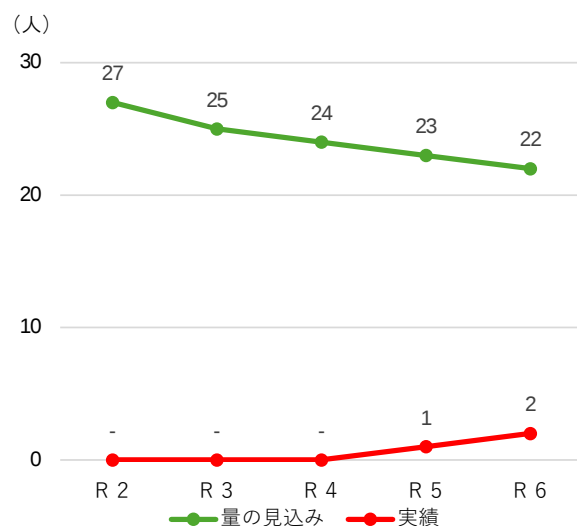
年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	20	20	20	20	20
実績	4	2	2	3	2

※令和6年度の実績は見込み

⑥ 子育て短期支援事業

保護者の疾病その他の理由により家庭においてこどもを養育することが一時的に困難となった場合等に、児童養護施設等において一定期間、養育・保護を行う事業です。

令和4年まではサービスが無く、利用実績はありませんが、令和4年度より利用に係る業務委託契約を締結し、事業を開始することができました。



(単位：人)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	27	25	24	23	22
実績	—	—	—	1	2

※令和6年度の実績は見込み

⑦ 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童対策地域協議会の職員や関係機関等の専門性の強化及び連携強化を図り、児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応及び支援を行う事業です。

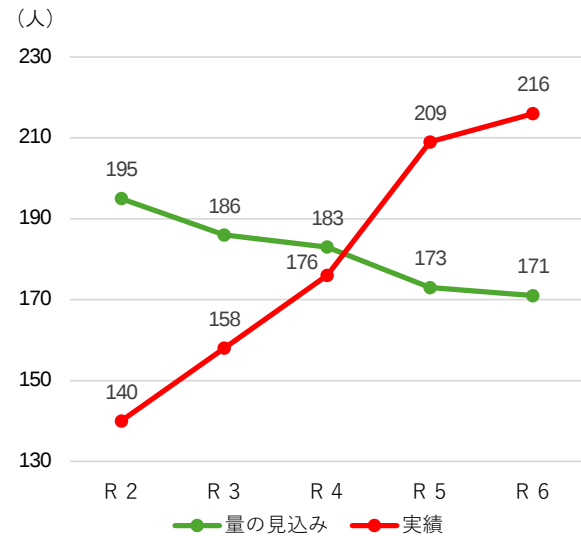
要保護児童対策地域協議会の代表者会議、実務者会議を開催し、関係機関の連携強化を図りました。

⑧ ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

ファミリー・サポート・センター事業の会員数の実績について、前半は見込みを下回っていますが、後半には見込みを上回っています。

会員数が増加している要因として、利用会員に対し、児童1人当たり10時間分の利用料が無料となる子育て応援券を発行し、利用料の助成を行ったことが考えられます。

今後も、会員同士が気軽に援助活動ができるように、事業の周知活動及び会員の加入促進に取り組めます。



(単位：人)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	195	186	183	173	171
実績	140	158	176	209	216

※量の見込み・実績は、提供会員、利用会員、両方会員の合計

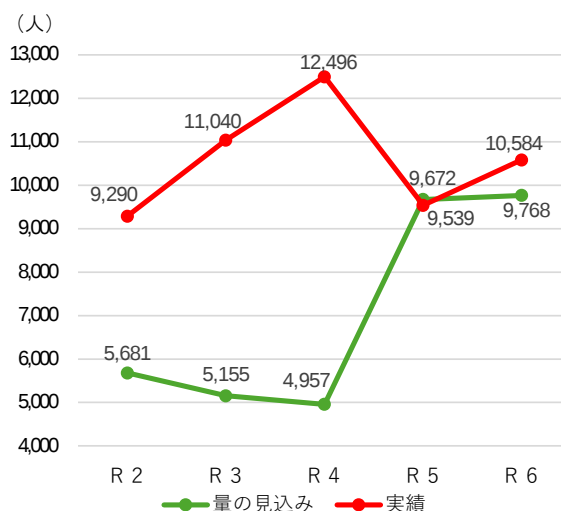
※令和6年度の実績は見込み

⑨ 一時預かり事業

ア 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

幼稚園、認定こども園の在園児を対象に、幼稚園、認定こども園における通常の教育時間外に幼稚園内で園児を保育する事業です。令和2年度以降、量の見込に対し、実績が上昇してします。要因としては、事業実施を行う施設が増加したことや、女性の社会進出により利用者が増加し、令和4年度に量の見込の見直しを行いました。

令和5年度は量の見込と同程度の利用となっております。



(単位：人日)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	5,681	5,155	4,957	9,672	9,768
実績	9,290	11,040	12,496	9,539	10,584

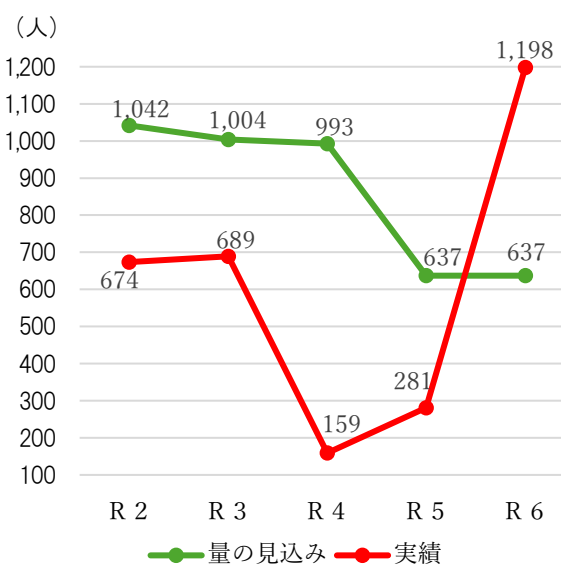
※量の見込み・実績は、年間延べ利用者数
※令和6年度の実績は見込み

イ 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり以外

家庭において保育を受けることが一時的に困難になった乳幼児(保育所等を利用していない乳幼児)について、保育所等で一時的に保育を行う事業です。

令和4年度、令和5年度の減少は、新型コロナウイルス感染症の影響により一時預かりの利用を控えていることが考えられ、令和4年度の間見直しにおいて量の見込の下方修正を行いました。

令和6年度の実績は、幼稚園の新規取組を見込んでいることにより、増加となっています。



(単位：人日)

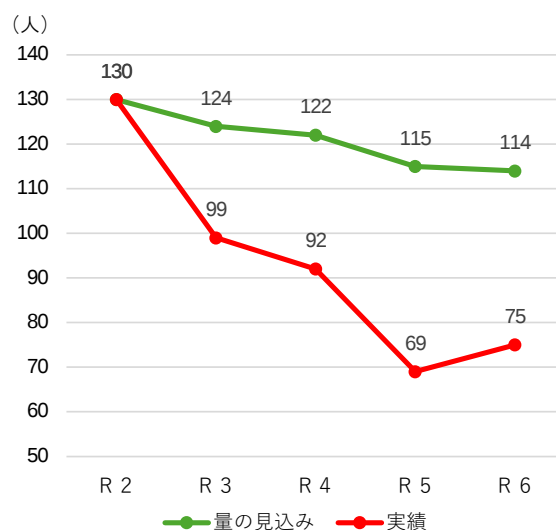
年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1,042	1,004	993	637	637
実績	674	689	159	281	1,198

※量の見込み・実績は、年間延べ利用者数
※令和6年度の実績は見込み

⑩ 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所等で引き続き保育を実施する事業です。

令和3年度から令和5年度にかけて新型コロナウイルス感染症の影響により利用者は減少しており、実績は、量の見込みを下回っています。



（単位：人）

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	130	124	122	115	114
実績	130	99	92	69	75

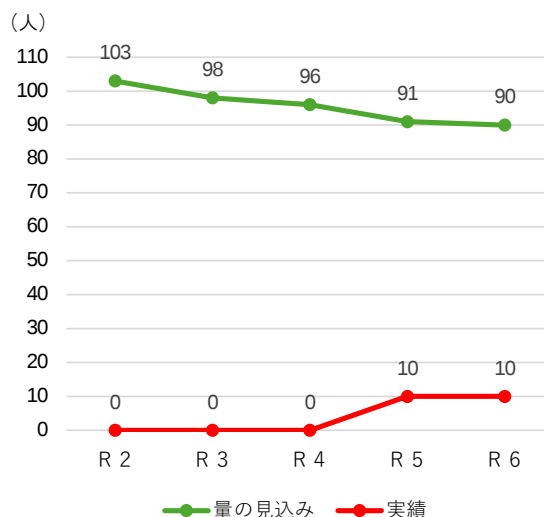
※量の見込み・実績は、年間実利用者数
※令和6年度の実績は見込み

⑪ 病児・病後児保育事業

児童が病期中又は病気回復期にあつて集団保育が困難な期間、病院や保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業です。

現在、垂水市内に実施事業所がなく、市外の事業所を利用しているところです。令和6年度は市内事業所の事業開始による利用者増加を想定し、量の見込の見直しを行いました。市内事業実施には至りませんでした。

病児・病後児保育については、保護者のニーズも一定数あることから、引き続き実施に向けた検討を行っていきます。



（単位：人日）

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	103	98	96	91	90
実績	0	0	0	10	10

※量の見込み・実績は、年間延べ利用者数
※令和6年度の実績は見込み

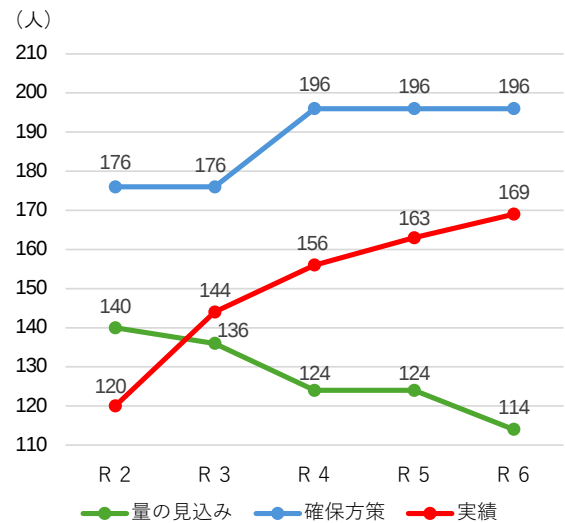
⑫ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

放課後児童クラブは、保育の必要性のある小学校就学児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室等を利用し、適切な遊び及び生活の場を提供する事業です。

令和２年度に水之上児童クラブを学校敷地内に新たに建設しました。

牛根地区については、設置に至っていないという課題があったことから、令和３年度に児童クラブを新設し、未設置校区を解消できました。

量の見込みに対し、実績は増加傾向にあります。



（単位：人）

年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み	140	136	124	124	114
確保方策	176	176	196	196	196
実績	120	144	156	163	169

※量の見込み・確保方策、実績は、登録児童数

※令和６年度の実績は見込み

市内の放課後児童クラブの状況

No.	放課後児童クラブ名	小学校区	令和６年度定員
1	第１垂水児童クラブ	垂水小学校	49 人
2	第２垂水児童クラブ		37 人
3	水之上児童クラブ	水之上小学校	30 人
4	さざなみ学童クラブ	新城小学校	40 人
		柊原小学校	
5	協和児童クラブ	協和小学校	25 人
6	牛根児童クラブ	牛根小学校	30 人
		松ヶ崎小学校	
		境小学校	

⑬ 垂水市教育・保育施設等に係る副食費助成事業

この事業は、世帯の所得状況に応じて本市が定める基準に基づき、特定教育・保育給付認定子ども及び施設等利用認定を受けた場合において、保護者が支払うべき食事の提供に係る費用の一部を助成する事業です。

保育所等を利用する保護者が支払うべき費用の一部を助成することにより、保護者の経済的負担軽減につなげることが出来ました。

(単位:人)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績	1,310	2,009	1,910	1,644	1,486

※実績は年間延べ児童数、令和2年度は9月分から対象

※令和6年度の実績は見込み

第3章 計画の基本理念・基本目標



1 基本理念（目指す将来像）

「子どもも親も 心豊かに育ち地域で育む子育てネットワークのまち垂水」

2 国の動き

令和元年 子ども・子育て支援法の一部改正

幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳児クラスのこどもたち、住民税非課税世帯の0歳から2歳児クラスまでのこどもたちの利用料が無料となり、子育てのための施設等利用給付が創設されました。

令和3年 こども政策の新たな推進体制に関する基本方針

常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据えて（以下「こどもまんなか社会」という。）、こどもの視点で、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しする。そうしたこどもまんなか社会を目指すための新たな司令塔として、こども家庭庁を創設します。

令和5年 こども家庭庁の発足、こども基本法の施行

「こどもまんなか社会」の実現を目指し、
「こども家庭庁」が発足➤こどもまんなか社会を目指すための新たな司令塔
「こども基本法」が施行

こども基本法は、日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としています。同法は、こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定やこども等の意見の反映等について定めています。

令和6年 改正児童福祉法の施行

児童虐待の相談対応件数の増加等、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行います。

改正子ども・子育て支援法の施行

こども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育ての推進に資する施策の実施に必要な措置を講じます。

※「加速化プラン」については、93ページを参照

3 基本理念を構成する6つの視点

子どもの視点

子どもは、将来にあらゆる可能性を秘め、次代を担う宝であるという認識のもと、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮し、子どもの視点に立った取組を進めていきます。

全ての子どもと家庭への支援の視点

子育てと仕事の両立支援、経済的負担軽減等の取組だけでなく、子育てによる孤立等の要因から、児童虐待や引きこもりに至ることを防止するために、全ての子どもと家庭への支援という視点に立った取組を進めます。

地域社会全体支援する視点

子育ての基本は家庭にあります。子どもは、地域社会の一員でもあります。子どもを心身ともに健やかに育むためには、家庭はもとより、地域、学校、企業、行政をはじめ、地域社会全体が、様々な社会資源を活用し、それぞれの役割を担いながら、連携を図る必要があることから、子育てを地域社会全体で支援する視点に立った取組を進めます。

サービス利用者の視点

多様化する子育て支援サービスのニーズに対応し、質の高い、多様な子育て支援サービスを提供するため、子育て支援に関わる人材の資質の向上に努め、また、サービスの質の評価を実施し、改善を図る等、利用者の視点に立った取組を進めます。

仕事と生活の調和の実現の視点

多様化する子育て支援サービスのニーズに対応し、質の高い、多様な子育て支援サービスを提供するため、子育て支援に関わる人材の資質の向上に努め、また、サービスの質の評価を実施し、改善を図る等、利用者の視点に立った取組を進めます。

安心して子どもを産み育てられる環境づくりの視点

出産に対する不安や育児に対する不安を少しでも解消できるよう、また、乳幼児が健やかに成長できるように、各種健診や相談体制の充実を図り、安心して子どもを産み育てられる環境づくりの視点に立った取組を進めます。

4 基本目標

(1) 希望する幼児期の教育・保育が受けられる体制づくり

- 保護者の希望を十分にふまえ、保育を必要とする子どもが保育を利用できるような体制づくり、安心して子どもを預けやすい環境づくりを子育て支援の重要な柱と位置づけ、保育の「質」の向上に努めます。
- 子育て家庭を取り巻く状況や、子育てに関する価値観が多様化しており、子育て支援へのニーズも多様化しています。保護者の利用希望をふまえた多様な保育サービスの充実を図ります。
- 子育て世帯の経済的負担軽減を図り、子どもを保育所等へ預けやすい環境づくりを図るため、本市独自の利用料の負担軽減に努めます。
- 幼稚園、認定こども園等においても、外国籍の幼児や海外から帰国した日本国籍の幼児、両親が国際結婚である幼児等（以下「外国人幼児等」という。）の円滑な受入に努めます。

(2) 地域における子育て力を育む基盤づくり

- 子育て支援拠点の充実を図るとともに、子育て家庭が必要とする情報の提供や地域における各種子育て支援サービス等の充実を図ります。
- 多種・多様化する保護者の育児に対する悩み・相談に対応するため、相談支援体制の充実を図り、加えて妊娠期から子育て期に渡る切れ目のない支援を行える体制づくりに努めます。
- 『仕事と子育ての両立支援』は、子育て支援策の重点施策として位置づけ、仕事をしながら安心して子どもを預けることができる環境づくりに努めます。
- 本市で子どもを産み育てやすい環境づくりに資するため、引き続き、子育て世帯に対する『経済的支援』の充実に努めます。
- ひとり親家庭の児童の健全な育成と生活基盤の安定、自立が確保できるよう、就業支援の充実に努めます。

(3) 安心して産み育てやすい環境づくり

- 安心して子どもを産み育て、子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、妊娠期、乳児期において関係機関と連携した切れ目のない支援に努めます。
- 思春期等における健康教室等を通じて、性教育、喫煙、アルコール依存、薬物乱用等、講演会や啓発活動を実施し、学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実に努めます。
- 乳幼児健康診査や教室等を通じて、食に関する知識の普及と生活習慣の確立に向けた取組に努めます。

(4) 子どもの生きる力をのばす教育環境づくり

- 次代の親のあり方の視点から、児童に対し、子どもを生み育てることの意義や子どもや家庭の大切さ等についての理解促進を図るため、学習機会の提供に努めます。
- 地域社会全体で子どもを育てるために、子どもの居場所づくりや、ボランティア活動また、異世代交流等を通して子どもの健全育成に努めます。
- 豊かな感性や体力を育むため、芸術や文化、スポーツに関する様々な体験の機会の提供や、教育の質の向上と幼児期から学童期を通して一貫性のある教育の実施に努めます。

(5) 配慮を必要とする子ども・家庭への支援体制づくり

- 障害児が地域で継続して切れ目のない支援を受けることができるよう、障害児の障害種別や年齢別等のニーズに応じて、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関との連携を図り、適切な支援体制の整備に努めます。
- 要保護児童対策地域協議会の機能強化に努めるとともに、保育所等や学校からの情報を収集し、児童相談所、警察、関係機関等との連携を図り、児童虐待の早期発見、早期対応等、支援が必要な子ども及び家庭へ支援の体制づくりに努めます。
- 支援を必要とするヤングケアラーを多様な視点から発見・把握し、早期対応による権利回復・保障する体制づくりに努めます。
- 生活保護受給世帯等の生活困窮家庭の子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されないよう、教育の機会均等を図り、子どもの貧困に対する支援に努めます。

(6) 子育てを支援する生活環境づくり

- 子育て家庭が安心して快適に暮らすことができるよう、良質な住宅の提供や安心して外出できる環境の整備等、子育てに配慮したまちづくりを推進します。
- 子どもたちの安全性に配慮した道路交通環境の整備や交通安全教室の啓発活動に努めます。
- 施設のバリアフリー化や、おむつ替えがしやすいトイレの設置等、妊産婦や乳幼児連れの人の利用に配慮した環境整備に努めます。
- 子どもたちが犯罪等の被害に遭わないまちづくりを進めるために、防犯灯や緊急通報装置等の防犯設備の整備に努めます。
- 子どもを犯罪等の被害から守るため、地域、学校及び家庭等との連携を図り、教育・啓発活動に努めます。

5 施策の体系

基本理念

子どもも親も 心豊かに育ち 地域で育む子育てネットワークのまち 垂水

基本目標

1 希望する幼児期の教育・保育が受けられる体制づくり

2 地域における子育て力を育む基盤づくり

3 安心して産み育てやすい環境づくり

4 子どもの生きる力をのばす教育環境づくり

5 配慮を必要とする子ども・家庭への支援体制づくり

6 子育てを支援する生活環境づくり

施策の展開

- (1) 質の高い教育・保育の充実
- (2) 多様なニーズに応じた保育サービスの充実
- (3) 幼児期の教育・保育に係る経済的負担の軽減
- (4) 外国人の子どもへの配慮

- (1) 地域における子育て支援サービスの充実
- (2) 子育てに関する相談支援体制の充実
- (3) 仕事と子育ての両立支援
- (4) 経済的な支援の充実
- (5) ひとり親家庭の自立支援

- (1) 妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策の充実
- (2) 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実
- (3) 食育の推進
- (4) 小児医療の充実

- (1) 次代の親の育成
- (2) 子どもの健全育成
- (3) 「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を育む教育の推進
- (4) 家庭や地域の教育力の向上

- (1) 障害児施策の充実
- (2) 児童虐待防止対策の充実
- (3) 子どもの貧困対策
- (4) ヤングケアラーへの支援

- (1) 良質な住宅の提供
- (2) 安全な道路交通環境の整備
- (3) 安心して外出できる環境の整備
- (4) 安心・安全なまちづくりの推進
- (5) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

第4章 施策の展開



1 希望する幼児期の教育・保育が受けられる体制づくり



(1) 質の高い教育・保育の充実

【現状と課題】

幼児期の教育・保育ニーズは多様化しており、保護者の視点に立った幼児期の教育・保育や子育て支援事業の提供体制や提供内容の充実が求められています。

本市においても、保護者が安心して子どもを保育所、認定こども園、幼稚園等（以下「保育所等」という。）に預けることができ、また、子どもたちが安心・安全に保育所等で過ごすことができるよう、施設の支援体制の充実を図ってきました。

第3期計画中においても、市内保育所等との連携を密にし、引き続き質の高い教育・保育の充実を目指していくこととします。

【施策の方向】

- 子ども・子育て支援法及び垂水市特定教育・保育施設等指導要綱に基づき、保育所等を対象に必要な集団指導や実地指導を行い、安全・安心で質の高い教育・保育環境の充実を図り、また、施設型給付費及び施設等利用給付費の適正化に努めます。
- 保育所等から施設整備の意向があった場合、その必要性、計画性を整理し、関係各課と協議の上、保育環境の整備に努めることとします。
- 保育所等から、保育所等業務効率化推進事業の導入について意向があった場合、事業の導入を支援し、積極的に保育士の業務の負担軽減に努めていくこととします。
- 幼稚園、認定こども園等においても、外国籍の幼児や海外から帰国した日本国籍の幼児、両親が国際結婚である幼児等（以下「外国人幼児等」という。）の円滑な受入れに努めます。

【主要事業】

NO	事業名	事業概要	第2期評価	担当課
1	垂水市特定教育・保育施設等指導事業	法令等に定める特定教育・保育等の提供及び施設の運営に関する基準並びに施設型給付費等の請求等に関する事項について周知徹底させるとともに過誤・不正の防止を図るために実施するもの。	保育所等を対象に必要な集団指導を行うことができたが、実地指導は実施なかったため、今後、取り組んでいきたい。	保健課
2	保育施設整備事業	保育所等の意向を的確に捉え、必要性和優先順位を考慮した上で必要な経費の一部を補助することにより、保育環境の整備に努めるもの。	就学前教育・保育施設整備交付金を活用し、保育環境の整備のため事業を行うことができた。	保健課

NO	事業名	事業概要	第2期評価	担当課
3	保育所等業務効率化推進事業（保育所等におけるICT化推進事業）	書類作成等の業務について、ICT化推進のための保育業務支援システムの導入に必要な経費の一部を補助することにより、保育士の業務負担を軽減するもの。 外国人の子どもの保護者とのやりとりに係る通訳や翻訳の機器購入を補助するもの。	要望がなかった。	保健課
4	保育所等における事故防止推進事業	ビデオカメラの設置に必要な経費の一部を補助することにより、事故防止や事故後の検証の体制強化を図るもの。	要望がなかった。	保健課
5	就学前教育・保育施設整備交付金事業	保育所等の大規模改修や防犯対策の強化等について、国が交付する交付金を活用して実施することで、こどもを安心して育てることが出来る体制の整備を促進するもの。	要望のあった施設に対し、保育環境整備の促進のために必要な大規模修繕等を実施することができた。	保健課
6	保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業	保育所等において、性被害防止対策を図るため、パーテーション、簡易扉、簡易更衣室及びカメラ、人感センサーライト等の設備の購入や更新を行う事業	実施希望の保育所等に対し、1施設当たり10万円（事業者負担あり）を上限とし補助を行った。	保健課
7	乳児等通園支援制度	保育所等において、満3歳未満の乳児又は幼児で、保育所に入所していない子どもに、適切な遊びや生活の場を与えるとともに、子どもとその保護者の心身の状況や養育環境を把握するための面談、子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行うもの。	新規事業のため、評価なし。	保健課

(2) 多様なニーズに応じた保育サービスの充実

【現状と課題】

保護者の就労形態の多様化に伴い、幼児期の教育・保育ニーズも多様化しています。

第2期計画期間中は、保護者の利用ニーズを踏まえ、延長保育事業、一時預かり事業、障害児保育事業等（以下「特別保育事業」という。）の拡充を行い、保護者が子どもを保育所等に預けやすい環境づくりに取り組んできました。

その結果として、特別保育事業の利用者は年々増加傾向にありますが、一方で病児・病後児保育施設の設置に至っていないという課題があります。

アンケート調査においても病児・病後児保育施設の設置を求める声は、未就学児の場合43.5%とニーズが高いことから、本市としても最優先課題として位置づけています。

第3期についても、引き続き、保護者のニーズを的確に把握しながら、特別保育事業の充実に努めていくこととし、病児・病後児保育施設の設置についても優先課題として、設置に向けた検討を進めていくこととします。

【施策の方向】

- 引き続き、保護者のニーズを踏まえ、特別保育事業の充実に努めます。
- ニーズ調査の意向に基づき、関係機関と検討を重ね、病児・病後児保育施設の設置に努めることとします。

【主要事業】

N0	事業名	事業概要	第2期評価	担当課
1	延長保育事業	通常の利用時間帯以外において、保育所等で引き続き保育を実施することで、安心して子育てできる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図るもの。	就労形態の多様化に伴う延長保育の必要性は高く、本事業を実施することで必要な家庭への支援を行うことができた。	保健課
2	一時預かり事業	保育所等を利用していない家庭においても、日常生活上の突発的な事情等により、一時的に家庭で保育が困難となる場合に対応するため、保育所等において児童を一時的に預かることで、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図るもの。	突発的な事情や育児疲れに伴う一時的な保育が必要となった場合、本事業を実施する行うことで、保育サービスの提供を行うことができた。	保健課
3	障害児保育事業	集団保育が可能な障害児の保育の推進を図るもの。	集団保育が可能な障害児を受け入れすることで、すべての児童に対する保育の推進を図ることができた。	保健課
4	保育所等地域活動事業	地域住民との世代間交流を始めとする保育所等地域活動を、地域に開かれた保育所等の有する機能を地域住民のために活用し、児童福祉の向上及び地域福祉の向上を図るもの。	地域に開かれた保育所等として、地域の需要に応じた幅広い活動を行い、児童福祉の向上及び地域福祉の向上を図った。	保健課
5	預かり保育事業	教育認定の幼児を教育時間の前後又は長期休業日等に幼稚園等に一時的に預かることで、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図るもの。	教育時間終了後または長期休業等に一時的に預かることで、就労世帯等、多様化する子育て世帯の支援を行うことができた。	保健課
6	病児・病後児保育事業	保護者が就労している場合等において、子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合に、病院や保育所等で一時的に保育するもの。	垂水市内での事業実施には至らなかった。引き続き事業実施に向け検討を重ねていく。	保健課

(3) 幼児期の教育・保育に係る経済的負担の軽減

【現状と課題】

本市では、子育て世帯の経済的負担軽減を図り、子どもを保育所等へ預けやすい環境づくりを図るため、本市独自の利用料の負担軽減に努めてきました。

令和元年度から幼児教育・保育無償化制度に伴い、所得に関係なく3歳児～5歳児の保育料は無償となりましたが、0歳児～2歳児の課税世帯に属する子どもについては無償化の対象とならないことから、保育料の見直しに努め、令和6年度からの保育料無料化を実現することができました。

その他に、教育・保育施設等で提供されるおかずやおやつに係る費用を助成する副食費助成事業や多子世帯の保育料を軽減する多子世帯保育料軽減事業の実施により、保護者の経済的負担軽減につなげることができました。

また、本市に病児・病後児保育施設がないことから、市外の医療機関等で病児・病後児保育を利用した方に対し、適切に利用料を助成することができました。

【施策の方向】

- 保育料無料化事業・副食費助成事業を継続し、保育所等に係る利用料以外の経済的な負担軽減についても国や他市の動向を注視しながら積極的に検討します。
- 引き続き病児・病後児保育事業の利用料軽減に努めていくこととします。

【主要事業】

NO	事業名	事業概要	第2期評価	担当課
1	保育料負担無料化事業	保育所等の保育料について、子育て支援を推進するため、保育料を見直し、保護者の負担軽減を図るもの。	令和5年度までは保育料の負担軽減に努め、令和6年度から保育料無料化を実現することができた。	保健課
2	病児・病後児保育事業利用助成金	病後児保育を利用した保護者に対して助成金を支給するもの。	市外の医療機関等で病児・病後児保育を利用した者に対し、適切に利用料を助成することができた。	保健課
3	多子世帯保育料軽減事業	18歳未満の児童が3人以上いる世帯で、第3子以降の保育料を軽減するもの。	多子世帯の対象者に対し、助成率に応じた保育料助成を行い、経済的負担軽減を図ることができた。	保健課
4	垂水市教育・保育施設等に係る副食費助成事業	保護者が支払うべき食事の提供（副食費に限る。）に要する費用の一部を助成するもの。	保護者が支払うべき食事の提供（副食費に限る。）に要する費用の一部を助成することにより、保護者の経済的負担軽減につなげることができた。	保健課
5	垂水市転園費用助成事業	保育所等の閉園に伴い、他の施設へ転園する必要が生じた児童の保護者に対し、転園の際に生じる費用の一部を助成するもの。	転園に伴う制服代をバス代等の費用の一部を助成することにより、保護者の経済的負担軽減につなげることができた。	保健課

2 地域における子育て力を育む基盤づくり

(1) 地域における子育て支援サービスの充実



【現状と課題】

少子高齢化や核家族化の進行により、人との交流が希薄になり、子育てに関して身近に相談できる人、協力してもらえる人も少なくなり、育児の孤立感や不安感を抱える保護者が増えつつあります。

本市では、子育てに関する保護者の不安を解消するため、垂水市子育て支援センターを『子育て支援拠点』として位置付け、子ども同士、親同士の『交流の場』としてイベント等、積極的に活動しています。

また、子育て支援センターの機能強化・充実を図ることを目的に、従前の『交流の場』の機能に加え、研修等を通じ子育ての知識を深めるための『学びの場』、リフレッシュ体操等の『活動の場』、個別相談による『支援の場』としての事業を積極的に展開しています。

【施策の方向】

- 引き続き、子育て支援センターの利用者のニーズを的確に捉え、必要な研修や活動、子育てサークル等の支援に積極的に取り組んでいくこととします。また、併せて子育て支援センターの時間延長や土日の利用についても検討を進めていくこととします。
- ファミリー・サポート・センター事業により会員同士が気軽に援助活動ができるよう、周知活動に努めるとともに、援助活動中の事故が無いよう、引き続き、研修等にも努めていくこととします。
- ファミリー・サポート・センター事業の周知、利用促進等を図ります。
- 各種の子育て支援サービス等が、利用者に十分周知されるよう、本市のホームページや広報紙等で積極的に情報提供を行います。

【主要事業】

NO	事業名	事業概要	第2期評価	担当課
1	地域子育て支援拠点事業(センター型)	子育てに関する情報交換や交流をはじめ、講演会・研修会等の開催により、子育てに関する学習の場の提供や育児不安についての相談指導を実施し、子育ての不安感を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援するもの。	ママパパ教室や親子体操、心のケア講座等、子育てに関する学習の場の提供や育児不安についての相談指導を実施し、子育ての不安感を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援できた。	保健課
2	ファミリー・サポート・センター事業	乳児、幼児等の保育等に関する援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との連絡及び調整を行うとともに、援助希望者の講習その他の必要な援助を行うもの。	会員数が増加しており、ファミリー・サポート・センター事業の利用を推進することができた。	保健課
3	子育て応援券交付事業	ファミリー・サポート・センター事業の周知、利用促進及び子育て家庭の経済的負担の軽減を図るもの。	子育て応援券を配布することで、子育て家庭の経済的負担を軽減することができた。	保健課

NO	事業名	事業概要	第2期評価	担当課
4	子育てサークル等支援事業	子育てサークル等の活動の場づくりを進め、サークル相互の交流やネットワークづくりを推進するもの。	子育て支援センターがサークル等の情報共有の場にすることができた。	保健課
5	ホームページ・広報紙等による情報発信	子育てサービス等の状況について、ホームページ、広報紙等による情報提供を行うもの。	子育て支援センターの取り組みを毎月、広報紙で紹介できた。	保健課

(2) 子育てに関する相談支援体制の充実

【現状と課題】

本市では、垂水市子育て支援センターを拠点に利用者支援事業「基本型」を実施し、子どもをもつ保護者からの各種相談に対応しています。

特に近年、保護者の育児に対する悩みは、子どもの教育に関することや、子どもの発達に関するもの等、多種・多様化していることを考慮し、利用者のニーズに合わせた各種専門的な講座を実施したり、臨床心理士による相談を実施したりして、事業の充実に努めました。

また、支援が必要な子どもや保護者については、組織再編により、児童福祉部門と母子保健部門を保健課内に配置し、連携強化による相談支援体制の強化を行い、包括的な支援に努めています。

【施策の方向】

- 利用者支援事業（基本型）については、引き続き、利用者の意向を踏まえながら、子育て中の保護者が抱える不安や悩みに対し、相談できる窓口の充実と専門的な支援につなげる体制の強化を図ることとします。
- 利用者支援事業（こども家庭センター型）については、母子保健機能を有する「子育て世代包括支援センター」と児童福祉機能を有する「子ども家庭総合支援拠点」の両機能を併せ持ち、一体的な相談支援を行う機関として、「垂水市こども家庭センター」を令和7年4月に設置します。

※ 「子育て世代包括支援センター」及び「子ども家庭総合支援拠点」は垂水市こども家庭センター設置に伴い、令和7年3月に廃止されます。

【主要事業】

NO	事業名	事業概要	第2期評価	担当課
1	利用者支援事業 (基本型)	子ども及び保護者が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所において、当事者目線の寄り添い型の支援を行ったり、子育てに関する相談等を受け付け、各機関と連携を図り、保護者の支援を行ったりするもの。	子育てに関する相談を受け付け、講座を実施することで子育て家庭の支援を行うことができた。	保健課

NO	事業名	事業概要	第2期評価	担当課
2	利用者支援事業 (こども家庭センター型)	子ども家庭総合支援拠点(児童福祉)と子育て世代包括支援センター(母子保健)の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行うもの。	子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターを令和7年3月に廃止し、「垂水市こども家庭センター」を令和7年4月に設置する。	保健課
3	親子関係形成支援事業(親子関係の構築に向けた支援)	児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とするもの。	新規事業のため、評価なし。	保健課
4	妊婦等包括相談支援事業	妊婦・その配偶者等に対して、面談、その他の措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行うもの。	新規事業のため、評価なし。	保健課

(3) 仕事と子育ての両立支援

【現状と課題】

男女共同参画社会の実現をはばむ要因のひとつに、「男は外で働き、女は家庭を守るべき」といった固定的性別役割分担意識があり、これに基づく社会制度や慣行等が、男女の多様な生き方の主体的な選択に影響を及ぼし、個性と能力の発揮を妨げるおそれがあります。女性の就業率の上昇に伴う共働き世帯の増加や、就労形態が多様化していく中で子育てしながら働きやすい環境づくりを構築していくことが求められています。

本市も『仕事と子育ての両立支援』を子育て支援策の重点施策として位置づけており、積極的に事業の展開・拡充に努めています。

特に放課後児童健全育成事業(以下「放課後児童クラブ」という。)は、子育て世帯からのニーズが高く、重要な役割を担っていることから、対象児童を小学校3年生から小学校6年生に引き上げ、また、住民のニーズを踏まえながら、未設置校区への新設を行ってきました。

その結果、放課後児童クラブの利用児童数は増加傾向にあり、第2期計画においては、牛根児童クラブを令和3年度に新設し未設置校区を解消することができました。

また、引き続き、延長保育事業等のサービスの充実に努めるとともに病児・病後児保育施設についても検討を進めることとします。

【施策の方向】

- 固定的性別役割分担意識に基づく制度や慣行の見直しに取り組みます。
- 放課後児童クラブについては、運営基準の遵守はもとより、支援中の事故が無いよう、各種研修等への参加を徹底し、支援員の資質の向上に努めることとします。
- 保護者の急な仕事等での延長保育や一時預かりに対応するため、就労形態に合わせた保育サービスの充実に取り組むこととします。
- 病児・病後児保育施設の設置の検討に努めることとします。
- 仕事と生活の調和（ワークライフバランス）の実現を図るため、関係法制度等の広報・啓発、情報提供等に努めます。

【主要事業】

NO	事業名	事業概要	第2期評価	担当課
1	放課後児童健全育成事業（学童クラブ）	保護者が労働等により、昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊びや生活の場を与え、健全な育成を図るもの。	令和2年度に水之上児童クラブを学校敷地内に新たに建設した。牛根地区については、設置に至っていないという課題があったことから、令和3年度に児童クラブを新設し、未設置校区を解消できた。	保健課
2	延長保育事業（再掲）	通常の利用時間帯以外において、保育所等で引き続き保育を実施することで、安心して子育てできる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図るもの。	就労形態の多様化に伴う延長保育の必要性は高く、本事業を実施することで必要な家庭への支援を行うことができた。	保健課
3	一時預かり事業（再掲）	保育所等を利用していない家庭においても、日常生活上の突発的な事情等により、一時的に家庭で保育が困難となる場合に対応するため、保育所等において児童を一時的に預かることで、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図るもの。	突発的な事情や育児疲れに伴う一時的な保育が必要となった場合、本事業を実施する行うことで、保育サービスの提供を行うことができた。	保健課
4	預かり保育事業（再掲）	教育認定の幼児を教育時間の前後又は長期休業日等に幼稚園等に一時的に預かることで、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図るもの。	教育時間終了後または長期休業等に一時的に預かることで、就労世帯等、多様化する子育て世帯の支援を行うことができた。	保健課
5	病児・病後児保育事業（再掲）	保護者が就労している場合等において、子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合に、病院や保育所等で一時的に保育するもの。	垂水市内での事業実施には至らなかったため、引き続き病児・病後児保育施設の設置に努めます。	保健課
6	男女共同参画推進事業	男女共同参画の正しい理解が、市民的広がりをもって促進されるようあらゆる機会、あらゆる媒体を活用して積極的な広報・啓発活動を推進するもの。	国・県が取り組むイベント等に合わせてポスター、チラシ、市報等で広報を行い、男女共同参画に関する情報が市民の目に触れる機会をより多く提供できた。	企画政策課

NO	事業名	事業概要	第2期評価	担当課
7	子育て世代テレワーカー育成	テレワーカー育成をとおして、子育てと仕事の両立を支援するとともに、子育て世代が地域コミュニティを構築するための支援を行うもの。	令和5年度、6年度の2か年を通じ、6名の方がテレワーカーとして実際に業務を経験した。	企画政策課

(4) 経済的な支援の充実

【現状と課題】

本市において、子育て世帯に対する『経済的支援』の充実は、『仕事と子育ての両立支援』と併せ、子育て支援策の重点施策として位置づけており、これまでも積極的に事業の展開・拡充に努めてきました。

国の制度による児童手当、児童扶養手当の支給はもとより、医療費の助成制度として、子ども医療費助成制度、ひとり親家庭医療費助成制度、重度心身障害者医療費助成制度を実施しています。

特に子ども医療費助成制度は、対象年齢を令和2年度から18歳まで拡大することとしたところです。また、令和6年4月から市内の医療機関を対象に窓口負担ゼロを実施することができました。

その他、病児・病後児保育に係る費用の助成や乳児用品等購入助成事業を実施しています。

【施策の方向】

- 児童手当及び児童扶養手当の支給や各種医療費の助成、乳児用品等購入助成事業を実施し、子育て家庭の経済的負担の軽減に努めます。
- 奨学金貸付事業等、経済的な支援に努めます。

【主要事業】

NO	事業名	事業概要	第2期評価	担当課
1	子ども医療費助成事業 (窓口負担ゼロ)	18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者に係る医療費の助成を行うことにより、児童の疾病の早期発見と早期治療を促進し、児童の健康の保持増進を図るもの。	令和6年4月から市内の医療機関を対象に窓口負担ゼロを実施できた。	保健課
2	ひとり親家庭医療費助成事業	ひとり親家庭の母又は父、父母のいない児童に対して医療費の助成を行うことにより、ひとり親家庭等の生活の安定と福祉の向上を図るもの。	ひとり親家庭等の生活の安定と福祉の向上を図るため、円滑かつ確実に助成を実施することにより、経済的負担の軽減を図ることができた。	保健課
3	重度心身障害者医療費助成事業	重度心身障害者に対し、医療費を助成することにより、保健の向上と福祉の増進を図るもの。	保健の向上と福祉の増進に対する効果が得られている。	福祉課

N0	事業名	事業概要	第2期評価	担当課
4	児童手当給付事業	児童を養育している家庭の生活の安定と次代の社会を担う児童の健全な成長に資するため児童手当を支給するもの。	児童手当を支給することにより、養育家庭の生活の安定を図ることができた。	保健課
5	児童扶養手当支給事業	父又は母と生計を同じくしていない児童を養育している家庭の安定と自立の促進を図るため、児童扶養手当を支給するもの。	児童扶養手当を支給することにより、ひとり親となった家庭等の生活の安定と自立を支援することができた。	保健課
6	特別児童扶養手当支給事業	身体や精神に中程度以上の障害のある児童を監護している父、もしくは母、又は父母にかわってその児童を養育している人に対して手当を支給するもの。	身体や精神に中程度以上の障害を有する者に特別障害者手当を支給することにより、これらの者の福祉の増進を図ることができた。	保健課
7	病児・病後児保育事業利用助成金（再掲）	病後児保育を利用した保護者に対して助成金を支給するもの。	病後児保育を利用した保護者に対して助成金を支給した。	保健課
8	乳児用品等購入助成事業	子育て世帯の経済的負担を軽減することを目的に、乳児用品等の購入に係る費用の一部を助成するもの。総額72,000円の助成	助成金額について令和3年度より月額3,000円を月額6,000円に増額することで子育て世帯の経済的負担を軽減することができた。 取扱店舗数を令和5年度に2店舗、増やし、9店舗に拡大できた。	保健課
9	奨学金貸付事業	高校生及び大学生等への奨学金貸付を行い、保護者の負担軽減に努めるもの。	進学前に対象者及び保護者へ周知した。また、資金返還の猶予や免除制度についても周知することで、その割合も増加しつつある。	学校教育課
10	就学援助事業	経済的理由により就学が困難と認められる児童生徒及び就学予定者に対し、就学援助費を支給することにより、義務教育の円滑な実施に資することを目的とするもの。	制度についての周知を行い、経済的理由により就学が困難な児童生徒の保護者に新入学生用品費等を支給し、経済的負担の軽減を図ることができた。	学校教育課
11	給食費の無料化	市内小・中学校に通う児童・生徒の給食費を無償化することで、子育て世代の経済的負担を軽減することを目的とするもの。	令和5年9月から実施し、子育て世代の経済的負担の軽減を図り安心安全でおいしい給食を提供できた。	教育総務課

(5) ひとり親家庭の自立支援

【現状と課題】

ひとり親家庭の児童の健全な育成と生活基盤の安定、自立が確保できるよう、本市においても、ひとり親家庭の母又は父を対象に垂水市ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業及び垂水市自立支援教育訓練給付金事業を実施し、職業訓練に係る費用の一部を助成しています。

第2期計画では、ひとり親家庭の生活の安定と自立に向けた支援を行うことができました。

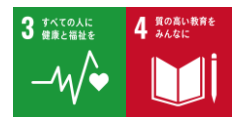
【施策の方向】

- ひとり親家庭の自立を促進するため、就業に関する相談体制を整えるとともに、就業に必要な技能・資格等の取得を支援し、制度の周知・啓発に努めます。

【主要事業】

NO	事業名	事業概要	第2期評価	担当課
1	ひとり親家庭 高等職業訓練 促進給付金等 事業	ひとり親家庭の親の職業能力を高めていく取組を支援するもので、就労に結びつく可能性の高い資格の取得を目指して養成機関に通う場合に、訓練促進給付金等を支給して生活の負担軽減を図るもの。	ひとり親家庭の生活の安定と自立に向けた支援を行うことができた。	保健課
2	自立支援教育 訓練給付金事 業	ひとり親家庭の母又は父の就労に必要な資格取得のための受講料の一部を負担する事業。	事業実施なし	保健課

3 安心して産み育てやすい環境づくり



(1) 妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策の充実

【現状と課題】

ライフスタイルや経済社会の変化の中で、家族や子育ての形も多様化し、子育ての困難さに直面する場合も少なくありません。

本市においても同様であり、子育ての孤立化を防ぐために専門職による訪問や相談窓口の設置、地域と交流する機会を作ることで、社会や地域で子育てを支える仕組みづくりに取り組んできました。

また、生活習慣病は成人期、高齢期だけではなく、妊娠期、乳幼児期の生活習慣が大きく影響することがわかってきており、さらに低出生体重児と将来の生活習慣病の発症のリスクとの関連を示す研究結果も出ている等、この時期からの生活習慣病の予防は重要といえます。

そのため、妊婦の糖尿病や腎臓病等の疾病や流早産の原因になる歯周病を予防又は早期発見し、治療するために定期的な受診を促し、指導を行っています。

第3期についても引き続き、子育て世代において関係機関と連携した切れ目のない相談体制作りや支援を行っていくものとします。

【施策の方向】

- 妊産婦や乳幼児等への各種健診事業等の母子保健事業を充実強化し、地域に密着した交流の場となるよう事業の展開を図るとともに、母親自身の心身の健康づくりの視点から、妊娠・出産・育児に関する学習・相談の場としての機能を充実します。
- 障害や発達に遅れのある子ども及びその疑いのある子どもの早期発見や必要な療育・指導を受けられるよう関係機関との連携を図るとともに、臨床心理士や言語聴覚士等の専門的分野での相談支援体制を整える等の継続的な支援を行います。
- 母子保健法に基づく事業の展開については、庁内の連携だけでなく、かかりつけ医や保健所、関係機関等との協力体制を確立して総合的に推進します。

【主要事業】

NO	事業名	事業概要	第2期評価	担当課
1	健康教育	妊娠中の生活や出産・育児の知識を普及する母親（両親）学級や、子どもの育児・栄養・遊び・事故防止等について指導する育児学級を、市民館や子育て支援センター等を活用して実施するもの。	新型コロナウイルス感染症の影響により、ママパパ教室や離乳食教室を中止していたが、令和4年度より再開できた。	保健課
2	健康相談及び母子手帳発行	妊婦に対し、妊娠中の健康や生活について相談指導します。また、乳児～思春期の子どもをもつ母親等の育児不安に対応し、育児・栄養等の相談指導を行うもの。	子育て世代包括センター「ちゃいたる」にて、保健師等の専門職を中心に母子手帳交付や出産・子育てに関する相談を実施できた。	保健課

N0	事業名	事業概要	第2期評価	担当課
3	妊婦健康診査	妊婦健康診査（HBs抗原検査、超音波検査等）を、医療機関に委託して実施するもの。14回分の健診費用を助成、多胎妊婦については15～19回目まで助成。	妊婦健康診査にかかる費用を14回分助成。多胎妊婦に関しては令和4年度から妊婦健診の15回目から19回目を助成できた。	保健課
4	妊婦歯科健康診査	妊娠中からの歯科保健対策を行うことで、生まれてくる子どもへの歯科保健の充実を図るもの。	妊婦に対して、歯科健康診査を助成。重度の歯周病による早産、低出生体重児のリスクの軽減を図った。	保健課
5	産婦健康診査	産後間もない時期（産後2週間と1か月）の母親に対する医療機関での健康診査に対して、健診費用を助成するもの。	産婦健診にかかる費用を助成し、産後の母親の健康保持を支援できた。	保健課
6	産後ケア事業	子どもを出産後、身近に世話をしてくれる人がいない等、産後の体調や育児に不安のある産後3か月までの産婦と乳児に対して、産後ケアハウス等への宿泊や、助産師による訪問を行い、子育てのスタート時期の支援体制の強化を図るもの。	産後ケアにかかる自己負担料を軽減し、全ての母親が休息をしながら子育てができる環境を支援。また令和4年度より通所型も開始し、より利用しやすい環境を整備に努めた。	保健課
7	1か月児健康診査	生後27日を超え、生後6週に満たない児の発育、発達等の健診及び指導を、医療機関に委託して実施するもの。	出産後から就業前まで切れ目のない支援体制を整えることができた。	保健課
8	3か月児健康診査	満3か月児における発育、発達等の健診及び歯科指導、保健指導を、年6回実施するもの。	3か月児健診を年12回実施し、母子の健康保持や育児相談の機会の確保に努めた。	保健課
9	6～7か月児健康診査	満6か月～7か月児における発育、発達等の健診及び歯科指導、保健指導を、年6回実施するもの。	6～7か月児健診を年12回実施し、母子の健康保持や育児相談の機会の確保に努めた。	保健課
10	9～11か月児健康診査	満9か月～1歳未満の乳幼児における発育、発達等の健診及び指導を、医療機関に委託して実施するもの。	健診費用を助成し、多くの子どもが受診できる体制の確保に努めた。	保健課
11	1歳6か月児健康診査	満1歳6か月～2歳に満たない児の発育、発達等の健診、歯科健診、フッ素塗布、心理相談等を、年6回実施するもの。	年6回実施し、専門職によるさまざまな視点で確認することができ、その後の必要な支援につなげることができた。	保健課
12	2歳児歯科健康診査	満2歳児における歯科健診及び保健指導、フッ素塗布等を、年6回実施するもの。	年に6回実施。歯科健診及び個別の歯科指導を通して、乳幼児の歯科保健向上に努めた。	保健課
13	2歳6か月児歯科健康診査	満2歳6か月児における歯科健診及び保健指導、フッ素塗布等を、年6回実施するもの。	年に6回実施。歯科健診及び個別の歯科指導を通して、乳幼児の歯科保健向上に努めた。	保健課

N0	事業名	事業概要	第2期評価	担当課
14	3歳児健康診査	満3歳6か月～4歳に満たない児の発育、発達等の健診、歯科健診、フッ素塗布、心理相談等を、年6回実施するもの。	年6回実施し、専門職によるさまざまな視点で確認することができ、その後の必要な支援につなげることができた。	保健課
15	5歳児健康診査	4歳6か月～5歳6か月児の発育、発達等の健診、歯科健診、フッ素塗布、心理相談等を実施するもの。	令和5年度まで個別健診にて実施。令和6年度より集団健診である5歳児健康診査にて歯科保健の向上に努めた。	保健課
16	子育てお悩み相談室・言語相談	集団健診等において心身に障害や発達に不安のある乳幼児及び育児に対し不安を感じている保護者を対象に相談の場の提供と、必要に応じて医療機関や関係機関等を紹介することで早期発見・早期療育を促し、対象児が円滑な社会生活を送ることを図るとともに、保護者の子育てを支援することを目的として実施するもの。	保護者が言語面や発達に不安を感じる場合に専門職に相談する機会を作り、早期に医療機関受診や療育につなげることができた。	保健課
17	ママパパ学級	妊婦が心身ともに穏やかな妊娠期を過ごし妊婦同士の交流を図り、適切な保健指導を行うもの。	妊娠期から産後のイメージができるように指導し、妊婦同士または父親同士の交流につながった。	保健課
18	乳幼児巡回相談	地域における母子保健の課題の確認、発達障害や重度肢体不自由児等の支援体制整備にむけた検討、未就学から学校等への移行支援を円滑に支援する等、保健師、臨床心理士等が市内の保育所等を巡回し相談や検討を行うことで、関係者間の支援体制及びネットワーク整備を行うもの。	幼稚園・保育園等での集団生活の様子を確認することで、支援が必要な子を把握し、早期に療育につなげることができた。また、園との情報共有をする機会になった。	保健課
19	親子教室	乳児健康診査や乳幼児健康相談の中で発達に心配のある乳幼児を対象に、遊びを通して人とふれあう事の楽しさや、コミュニケーションの広がり育てるための教室を行うもの。	就園前に子どもの発達等に不安がある保護者に遊びを通しての関わり方を伝え、親子のコミュニケーションを広げることができた。	保健課
20	訪問指導事業	保健師・助産師・栄養士・歯科衛生士等により、妊産婦・新生児・乳児・幼児を中心に家族ぐるみの保健指導を行うもの。	さまざまな悩みに応じた専門職が訪問にて指導を行うことで、保護者に不安の軽減につながった。	保健課
21	乳児家庭全戸訪問事業（こんには赤ちゃん事業）	生後4か月までの全ての乳児を対象に、母子保健推進員、保健師等が家庭訪問を行い、子育てに関する情報の提供、乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行うもの。	母子保健推進員が訪問することで、地域での見守り体制を強化。また、母子保健推進員との情報共有によって地域での家族状況を確認することができた。	保健課

N0	事業名	事業概要	第2期評価	担当課
22	予防接種事業	予防に重点をおいた子どもの健康づくりとして、接種率の向上に努めるもの。	各種健診での接種勧奨を実施。また未接種者への個別通知等を実施し、接種率の向上に努めた。その他、任意予防接種であるおたふくかぜワクチンの助成事業を令和3年度より開始した。	保健課
23	低出生体重児 養育医療給付	養育のため病院又は診療所への入院を必要とする低出生体重児（出生体重が2,500g以下の児、あるいは生活能力が著しく劣っており、家庭で保育することが難しく、医師が入院治療を必要と認めた乳幼児）に対し、県が指定した医療機関に入院し治療した場合に、必要な医療の給付を行うもの。	母子担当保健師と連携し、養育医療費の対象となる児が出生した際は、遺漏なく申請処理、相談業務を行うことができた。	保健課
24	乳幼児精密健康診査	1か月児、3か月児、6か月児、9～11か月児、1歳6か月児、3歳児、5歳児健康診査の結果、医師が精密検査を必要と診断した乳幼児を対象に、委託医療機関で精密検査を行うもの。	健康診査にて医療機関への受診が必要となった児に対して精密健康診査受診費を助成することで、早期に医療機関受診を促すことができ、受診結果を受診票で確認することができた。	保健課
25	児童障害発達 支援事業等との連携	肝属地区障がい者総合相談支援センターや肝属地区の市町と児童発達支援事業所で定期的に連絡会を開催し、情報交換や支援方法の検討等を行っています （肝属地区障害者自立支援協議会子ども部会等）。本市においても関係事業所等と担当者会や連絡会等を実施するもの。	情報交換等により効果が得られている。	福祉課 保健課
26	新生児聴覚検査	新生児の「聞こえ」の状況を早期に確かめ、できるだけ早い段階で適切な措置を講じられるようにするため、本市が実施費用の一部助成を行い、委託医療機関で検査を実施するもの。	早期からの「聞こえ」の状況確認によりその後の必要な支援につなげるために検査費用を助成した。	保健課
27	女性特有のがん検診	女性がん検診（乳がん、子宮がん）等を実施するもの。	集団・個別検診で女性がん検診を実施した。	保健課
28	特定健康診査	40歳以上の特定健診対象者に、計画的に実施するメタボリックシンドロームに着目した検査項目による健康診査で、その健康診査の結果に応じて、特定保健指導を行うことにより、生活習慣病の重症化予防に努めるもの。	対象者へ周知し、保健指導を実施した。	保健課 市民課
29	出産・子育て 応援給付金	妊婦・低年齢児の親への伴走型相談支援と経済的支援を実施するもの。	対象者へ支援を行うことができた。	保健課

NO	事業名	事業概要	第2期評価	担当課
30	産婦人科医療体制確保事業	垂水市内に産婦人科医療機関が無いことから、婦人科診療や妊婦健診等を受診する際は、垂水市外の医療機関に足を運ぶ必要があり、身体的、経済的、時間的な負担の軽減を目的とした事業。	鹿児島市の今村総合病院等を運営する公益財団法人慈愛会と産婦人科医療体制確保事業に関する協定を締結し、慈愛会垂水サテライトクリニックを開院することができた。	保健課

(2) 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実

【現状と課題】

現在の子どもたちには、生活習慣の乱れ、アレルギー疾患、性に関する問題、喫煙・飲酒・薬物乱用、メンタルヘルスの問題等、多様な健康課題が生じています。このような様々な課題の解決を図るためには、生涯を通じて健康な生活を送る基礎を培うために、家庭・学校・地域と連携を図ることが不可欠です。

また、全国的に問題になっている若年者の自殺を予防するために、自分自身や他者を大切にする心を育むとともに自殺の兆候の早期発見等に取り組、さらに、児童生徒の心をケアするための相談体制の充実を図ることが必要です。

本市では、思春期等における健康教室等を通じて、性教育、喫煙、アルコール依存、薬物乱用等をテーマとした啓発指導の講演会等の開催に努めてきました。特に、令和3年度から「SOS の出し方教育事業」において保護者向け講演会の実施や児童生徒向けに「SOS の出し方教育」の授業を行っています。

今後も引き続き啓発指導を実施し、学童期・思春期から成人期に向けた保健対策を充実していくものとします。

【施策の方向】

- 学校保健会による性教育講演会を通して、小学生から命を大切にする教育を発達段階に応じて実施します。
- 垂水中央中学校・垂水高校における性教育、デートDV等の講話の充実強化を図ります。
- 好奇心から始まる喫煙や飲酒がない社会づくりに向け、学校や家庭が連携を図りながら、青少年が健康的な生活習慣を身につけるよう支援していきます。

【主要事業】

NO.	事業名	事業概要	第2期評価	担当課
1	思春期健康教室事業	中学生・保護者・関係者に対する性教育、喫煙、アルコール依存、薬物乱用等、啓発指導の講演会等を開催するもの。	各学校や学校保健会が主催する講演会に学校医等を招聘し、保護者や中学生向けの講話を実施し、専門的な立場から指導をいただいている。	保健課 学校教育課
2	性教育講話事業	垂水中央中学校（全生徒）、垂水高校での性教育講話（全生徒、全職員、PTA）を行うとともに、職員研修を実施するもの。	令和3年度以降、実施していない。	保健課

NO.	事業名	事業概要	第2期評価	担当課
3	子どものSOS受け止め方講演会	SOSの受け止め方に関するスキルの習得等を目的として講演会を実施するもの。	子育て世代を対象に、外部講師による講演会を実施し、参加者の90%以上が、SOSの受け止め方について理解を深めた。	保健課
4	SOS出し方教育授業	小学6年生から中学3年生までを対象として、SOSの出し方に関するスキルの習得等を目的として実施するもの。	外部講師へ委託し、授業を実施した。実施後のアンケートでは、90%以上の子どもたちが「よくわかった」と回答した。	保健課
5	たるみず寄りそい心の相談事業	早期に潜在的ニーズをつかみ、支援につなげるため、対面相談・電話相談・LINE相談ができる窓口を設置するもの。	外部機関へ委託し、相談会や24時間電話・LINE相談が可能な窓口をし、年間約200件の相談を受けた。	保健課

(3) 食育の推進

【現状と課題】

食習慣の乱れに起因する生活習慣病等の増加等の課題の解決を図るためには、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けさせ、食に関する自己管理能力を育てる食育を推進することが必要です。

本市においても「第3次垂水市食育・地産地消推進計画」を策定し、生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむことができる社会の実現に向け、地域や学校と連携した包括的な食育を行ってきました。

計画のアンケート結果からは食育についての認知度は90%以上となっているものの、年代にばらつきがあり、その意味まで理解しているものは58%となっています。

引き続き、乳幼児健康診査や教室等を通して、食に関する知識の普及と生活習慣の確立に向けた取組を行っていきます。

【施策の方向】

- 朝食をとらない等の昨今の乱れた食生活に対応するため、子どもの発達段階に応じた教育やバランスのとれた食習慣等に関する教育を推進します。
- 家庭や地域における食育の取組が推進されるよう、保護者等に対して、基本的な生活習慣や望ましい食生活の在り方等について、積極的に働きかけ、啓発を図っていきます。

【主要事業】

NO.	事業名	事業概要	第2期評価	担当課
1	ママパパ学級 (再掲)	妊娠期・授乳期に、適切な食習慣の確立ができるように、食事バランスガイド等を活用した情報提供等や、小児生活習慣病予防等のための献立の試食等を行うもの。	妊娠期・授乳期に、適切な食習慣が確立できるように、食事バランスガイド等を活用し、情報提供ができた。	保健課

NO.	事業名	事業概要	第2期評価	担当課
2	離乳食教室	生後3か月～1歳に満たない子どもがいる保護者に対し、管理栄養士、保健師、歯科衛生士による離乳食や口の動き等について指導を行うもの。	新型コロナウイルス感染症の流行により、垂水市食生活改善推進員連絡協議会と連携した間食の試食等の提供はできなかったが、栄養士より、生活習慣病予防の講話等は実施した。	保健課
3	親子栄養教室	垂水市食生活改善推進員連絡協議会と共催で、乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた食に関する学習の機会や、保護者へ生活習慣病予防や食生活改善等の情報提供を行うもの。	新型コロナウイルス感染症の流行により、開催できなかった。	保健課
4	料理教室	肝属地区生活研究グループ垂水支部の支援・協力のもと、親子や児童クラブ等を対象として地元産食材を利用した料理教室を実施し、伝統食や郷土料理等の伝承を行うもの。	市内親子を対象とした料理教室や味噌づくり教室、また、児童クラブ及び子育て支援センターの利用者を対象として料理教室を実施し、郷土料理等の伝承を行い、食育及び地産地消の推進を行うことができた。	農林課
5	安全・安心な学校給食の推進	地元食材「生きた教材」を利用した学校給食の提供をし、食生活や食習慣を身につけることができる献立作成や食に関する指導を行うもの。	地元生産者や納入業者と連携を取り、様々な地元食材を使用しバランスのとれた献立作成ができた。また、すべての学校で児童生徒に対し、食に関する指導を実施し、希望があった保護者への講話も行うことができた。	教育総務課

(4) 小児医療の充実

【現状と課題】

令和5年度に実施したアンケート調査において、7割以上が「安心して子どもが医療機関にかかれる体制を整備してほしい」と回答しており、小児医療の充実に関するニーズや期待は大きくなっています。

本市は、小児・乳幼児の緊急医療の確保のため、大隅広域夜間急病センター（鹿屋市共栄町）の運営者4市5町^(注)の一つとして、当該センターが設置された当初から運営費を支出しており、今後も継続していく方針です。

小児医療体制は、安心して子どもを生み、健やかに育てるための環境の基盤です。第3期計画中においても引き続き、休日や夜間等の救急医療体制の確保も含め、小児医療の充実・確保に取り組み、県及び近隣の市町及び関係機関と連携しつつ、積極的に取り組んでいくものとします。

(注) 4市5町は、鹿屋市、垂水市、志布志市、曾於市、大崎町、東串良町、錦江町、南大隅町、肝付町。

【施策の方向】

- 4市5町で構成する「大隅広域夜間急病センター」の運営費を負担し、小児救急医療の確保・充実を図ります。
- 夜間における子どもの急な病気に対し、看護師等が応急処置や医療機関の受診の必要性等の助言を行う「鹿児島県小児救急電話相談」や、「大隅広域夜間急病センター」の広報・周知に努めます。また、乳幼児健診等の場を利用し、相談機関や医療機関の紹介や、疾病予防に対しての教育も行っていきます。

【主要事業】

NO.	事業名	事業概要	第2期評価	担当課
1	小児緊急医療対策	小児・乳幼児の緊急医療の確保のため、大隅広域夜間急病センターの運営費を負担するとともに、小児救急相談事業の広報活動に努めるもの。	市公式 WEB サイトにて、広報周知を行った。	保健課
2	在宅当番医制実施事業	肝属郡医師会と委託契約し、休日・夜間における救急医療体制の確保を図るもの。	補助金等により、休日・夜間における救急医療体制の確保に努めた。	保健課

4 子どもの生きる力をのばす教育環境づくり



(1) 次代の親の育成

【現状と課題】

男女が協力して家庭を築くこと及び子どもを生み育てることの意義について啓発するためには、関係機関等が連携しつつ効果的な取組を推進しなければなりません。

また、子どもを生み育てたいと思う男女が、その希望を実現できるよう、地域社会の環境を整備していかなければなりません。

第3期計画中においても引き続き、男女共同参画に関する広報・啓発活動を行うとともに、特に中学生、高校生等に対しては、子どもを生み育てることの意義や子どもや家庭の大切さを理解し、次代の親となるための学習機会を提供していくものとします。

【施策の方向】

- 次代の親のあり方の視点から、男女共同参画に関する支援事業や研修会、家庭教育学級等の充実強化を図るとともに、健診の場や職業体験実習等の機会を通じて、児童生徒が乳幼児とふれあう機会を提供し、子育て意識を育みます。

【主要事業】

NO.	事業名	事業概要	第2期評価	担当課
1	男女共同参画啓発事業	男女の平等意識や男女共同参画意識の啓発を促進するため、あらゆる機会を通じて広報活動を推進するもの。	国・県が取り組むイベント等に合わせてポスター、チラシ、市報等で広報を行い、男女共同参画に関する情報が市民の目に触れる機会をより多く提供した。	各課
2	少子化意識啓発事業	広報誌や本市のホームページ等による意識啓発や情報提供、各種講座やセミナー等の開催を行うもの。	保育料無償化や乳児用品等購入助成事業等、子育て支援施策をホームページ等で広報した。	保健課

(2) 子どもの健全育成

【現状と課題】

全ての子どもを対象として放課後等に、地域の方々の協力を得て、児童が自主的に参加し、自由に遊ぶ、学習や様々な体験活動、地域住民との交流活動等を行うことができる安全・安心な居場所づくりが必要です。

本市では、子どもの健全育成を図るため、ふれあい交流事業等を実施し、地域における子どもの居場所づくりや体験・交流活動を推進してきました。

新型コロナウイルス感染症による活動制限により、各事業を実施できていない現状がありましたが、現在は活動を再開しています。

また、青少年海外派遣事業「夢の翼」等、国際社会で活躍する人材の育成に向けた取組も実施しました。

第3期計画中においても引き続き、地域で子どもの健全育成を支える仕組みを継続するとともに、新しい時代を担う青少年の育成等を推進していくものとします。

【施策の方向】

- 放課後や休日等に子どもたちが自由に過ごせる場所として、公園、図書館、学校等の活用を図ります。
- 保育所等と小・中・高等学校との交流の促進に努めます。
- 中・高生のボランティア活動や異世代交流等を通して、交流・連携事業の強化に努めます。

【主要事業】

NO.	事業名	事業概要	第2期評価	担当課
1	民生児童委員活動事業	民生児童委員、主任児童委員による子どもや家庭に対する相談、援助活動の充実を図るもの。	各種研修に参加し、相談・援助体制強化のため情報収集をおこない、見守りをした。	福祉課
2	ふれあい交流事業	福祉施設等での世代間交流や郷土芸能等の伝承活動、料理教室等、親子でふれあい交流する機会の促進を図るもの。	新型コロナウイルス感染症による活動制限により、事業を実施できていない現状があったが、各学校においては、各地域に伝わる郷土伝統芸能を継承する活動を再開しつつある。	保健課 学校教育課
3	スポーツ少年団支援事業	スポーツを通じて個々の可能性や集団の中での積極性を養うため、スポーツ少年団での活動を奨励するもの。	国・県から発信される情報の共有やスポーツテスト等、日常的に各スポーツ少年団と連携を図っている。	社会教育課
4	芸術・文化活動支援事業	子どもや青少年に優れた芸術や文化の鑑賞機会の拡充を図るもの。	令和6年度自主文化事業で平和学習として市内小中学生を無料招待し、演劇鑑賞を実施した。	社会教育課
5	児童遊園等整備事業	子どもが安心して遊べる空間である児童遊園等の整備を促進するもの。	垂水鉄道記念公園、中央公園、海岸公園の遊具を更新し、新たな複合遊具を設置した。	土木課
6	保育所等地域活動事業（再掲）	地域住民との世代間交流を始めとする保育所地域活動を、地域に開かれた保育所等の有する機能を地域住民のために活用し、児童福祉の向上及び地域福祉の向上を図るもの。	地域に開かれた保育所等として、地域の需要に応じた幅広い活動を行い、児童福祉の向上及び地域福祉の向上を図った。	保健課
7	学校施設開放事業	放課後や休日等における体育館、運動場等の学校施設の開放を行うもの。	コロナ禍では利用実績が減少したが、現在はコロナ前の実績数に戻りつつある。引き続き、各学校と連携し積極的に学校開放事業を実施できた。	社会教育課

NO.	事業名	事業概要	第2期評価	担当課
9	青少年育成推進 連絡協議会	青少年の健全育成に関する活動をしている団体との連絡調整を図るもの。	毎年、青少年合同会議を開催、青少年問題協議会での審議決定事項・連絡調整事項を受けて、その具現化、実践化の方法を協議し、更にそれぞれの所属機関、団体への浸透、実践活動の活発化を促し、広く市民の総意を結集することで、次代を担う青少年の健全な育成を図ることができた。	社会教育課
10	青少年海外派遣 事業「夢の翼」	中学生が外国の文化や歴史、自然に触れ、国際感覚を養い、ふるさとのよさを再確認し、現地で外国語（英語）によるコミュニケーションを通じて、語学力の重要性を知り、その向上を図る契機とするもの。さらにこれからの国際社会において、活躍する人材の育成を図るもの。	新型コロナウイルス感染症による活動制限により、事業を再開できていなかったが、令和5年度にオンラインでの交流を経て、令和6年度5月に香港からの旅行を受け入れ、姉妹校盟約を締結した。	学校教育課
11	体育施設無料開放	夏休み期間中に体育施設を無料開放し、子どもの遊び場提供をはかるもの。	令和3年度から実施し、小学生のみならず、保護者や家族での利用があり、利用者から好評を得ることができた。	保健課

(3) 「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」を育む教育の推進

【現状と課題】

社会環境の変化や地域のつながりの弱体化等の影響により、家庭や地域の教育力、子どもの社会性や体力の低下等が懸念されています。

このため、第3期計画においても引き続き、子どもが、自ら考え、判断し、様々な問題に積極的に対応することができるよう、基礎的・基本的な知識・技能の習得、思考力・判断力・表現力等の育成、学ぶ意欲等を身につけさせ、「生きる力」を育成していくものとします。

また、豊かな感性や体力を育むため、芸術や文化、スポーツに関する様々な体験をする機会を提供するものとします。

生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育が重要であるため、教育の質の向上と幼児期から学童期を通して一貫性のある教育の実施に努めます。

【施策の方向】

- 少人数指導の推進、外国語指導助手（ALT）の活用、情報教育等により、基礎的・基本的な知識や技能をより一層確実に身につけさせるとともに、これらを活用して課題解決に必要な思考力・判断力・表現力の育成を図ります。
- スポーツ施設の改修や学校施設の開放、「子どもたちの夢を育む」総合プランの推進等により、文化や芸術、スポーツを体験するための機会を提供します。

- 児童生徒がお互いを思いやる心を育てる教育の実践を推進し、いじめが起きない・いじめを起こさせないよう、地域と学校との連携をより強化していきます。また、児童生徒が悩みを抱え込まず、心にゆとりがもてるよう、学校等で気軽に相談でき、効果的なカウンセリングが行えるような相談体制の強化を推進します。
- 幼稚園や認定こども園、保育所、小学校の連携を推進するとともに、教員等の資質向上を図ります。

【主要事業】

NO.	事業名	事業概要	第2期評価	担当課
1	ふるさと垂水推進事業	「ふるさと垂水推進事業」の内容である福祉・国際理解・環境・情報等の設定された学習課題を問題解決的、体験的に解決するための必要経費としての補助金を支出するもの。	垂水でしか体験することができない自然体験等を系統的に位置づけ実施した。	学校教育課
2	特別支援教育支援員設置事業	特別な支援を必要とする児童生徒に対し、その児童生徒の学習面や生活面等の支援を行い、特別支援教育の充実を図るもの。	教育的配慮が必要な児童生徒への支援として、各小中学校に特別支援教育支援員を配置し、主に、通常学級に在籍する児童生徒で支援を必要とする児童生徒への支援を個別に行った。	学校教育課
3	垂水市サイエンス会推進事業（理科教育推進事業）	理科大好きな子どもを育てることを目的に観察・実験を重視した体験的な学習、調べ学習を中心とする問題解決的な学習展開の研究や小中高連携による校種間相互の理科教育の在り方研究を行うもの。親子わくわく理科自由研究講座を実施するもの。	標本づくりや自由研究の仕方等を、親子で学び、夏休み期間中の課題等への取り組みを充実させることができた。	学校教育課
4	I C T教育事業	児童生徒一人一人の個性や能力に応じた、分かりやすい授業を実現するために、学校におけるI C T環境の整備に努めるもの。また、児童生徒がコンピュータ等に触れる機会を拡充するとともに、I C Tを活用した授業のできる教員の育成を図るために、各種研修講座の充実に努めるもの。	I C T機器の整備及びソフトウェア設定、教職員への支援・研修等を行っており、各学校で有効に活動できた。	学校教育課
5	スクールカウンセラー派遣事業	各学校にスクールカウンセラーを派遣し、児童生徒・保護者へのカウンセリングや教育相談を実施するもの。	年間20回、垂水小学校と垂水中央中学校を中心に、計画的に派遣し、また、緊急対応が必要であると判断される場合にも、緊急派遣ができるように調整できた。	学校教育課

NO.	事業名	事業概要	第2期評価	担当課
6	スクールソーシャルワーカー活用事業	社会福祉士等の専門性を活かし、児童生徒の置かれた様々な状況に対応する支援を行うもの。	子どもの登校に対して支援が必要な家庭への家庭訪問や相談活動を行った。場合によっては、保健課や福祉課へつなぎ、対応を協議し、対応できた。	学校教育課
7	地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業	児童生徒が安心して教育を受けられる環境を整備するもの。(スクールガードリーダー)	定期的な登下校時の見守りに加え、不審者情報等があった場合に、パトロールを行った。	学校教育課
8	5校合同集団宿泊学習	複式学習の児童が、他校の児童と共に学習することにより、多面的な見方・考え方の拡充を図るもの。	複式学習に在籍している児童が学校の枠を超えて、一緒に活動することで同学年児童生徒同士の交流が図られた。	学校教育課
9	「子どもたちの夢を育む」総合プラン	子どもたちに一流の文化芸術に触れる機会を提供する等、将来の夢を抱かせる取組を推進するもの。	本物に触れる機会を定期的実施することで、日常の学校生活や将来の夢実現に向けた取り組みにつながった。	学校教育課
10	スポーツ施設改修及び園内整備事業	市体育館、たるみずスポーツランド、野球場等の施設整備を行うもの。	垂水中央運動公園施設のあり方検討委員会の提言を踏まえ、計画的に整備を進めた。	社会教育課
11	学校施設開放事業 (再掲)	放課後や休日等における体育館、運動場等の学校施設の開放を行うもの。	コロナ禍では利用実績が減少したが、現在はコロナ前の実績数に戻りつつある。引き続き、各学校と連携し積極的に学校開放事業に取り組むことができた。	社会教育課
12	学校運営協議会	校長が必要と認めるとき学校の運営等に関する意見を求めるもの。	地域とともにある学校として、学校運営協議会をすべての学校に設置し、コミュニティスクールとして、地域住民の意見等を学校経営に反映させることができた。	学校教育課
13	小・中学校施設整備事業	小学校校舎の防災機能強化(外壁改修等)工事及び小・中学校施設の維持管理、保守管理業務等を行うもの。	学校施設長寿命化改良工事を行ったほか、関係課と協議を行いながら児童生徒の安全・安心を確保のために小・中学校施設の維持管理、保守管理業務等を行った。	教育総務課
14	ブックスタート事業	乳児とその家族に絵本の配布や、小学1年生、中学1年生に本を贈呈するもの。	乳児とその保護者、児童・生徒に本をプレゼントし、本に親しむ豊かな心づくりにより、読書活動の推進を図った。	社会教育課 保健課
15	SOSの受け止め方研修(再掲)	小・中学校の教育従事者を対象に、SOSの受け止め方に関するスキルの習得等を目的として実施するもの。	市内の全小・中学校職員に対し、対面及びオンラインで外部講師による研修を行った。	保健課

(4) 家庭や地域の教育力の向上

【現状と課題】

本市では、地域や学校等の豊かなつながりの中で家庭教育が行われるよう、親子の学習機会の充実、PTAでの研修の開催、子育て支援ネットワークへの支援等を通じて、家庭教育を支援する取組を行っています。

また、子どもが自分自身で課題を見つけ、問題を解決する力や、他人を思いやる心等の豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力を備えた生きる力を身につけるために、小中高校生のボランティア活動を進めています。

第3期計画中においても引き続き、学校・家庭・地域がそれぞれの役割と責任を自覚し、連携・協力することで、社会全体で子どもを育てる意識を醸成し、さらには家庭や地域の教育力を総合的に高めていくものとします。

【施策の方向】

- 家庭教育学級、父親セミナーを通して、家庭教育への支援等の充実強化を図ります。
- ボランティア活動や本市の行事等を通して地域における教育力の向上を図るとともに、地域における同世代や異世代との交流を図るため、市民館等を活用した交流機会や学習の場の創出を図ります。

【主要事業】

NO.	事業名	事業概要	第2期評価	担当課
1	家庭教育支援事業	小中学校等において、子育ての学習機会や情報提供のほか、相談や親子の交流等を実施し、家庭教育の推進を図るもの。	各学校とも講師派遣に係る市補助金を活用し、それぞれの学校で特色ある取組みがなされた。また、家庭教育支援に関する活動を整備・推進・調整する人材の養成を目的とし、家庭教育に関する幅広い知識やカウンセリング等の専門的な技能に関する研修会に参加することによって、家庭教育支援の充実を図ることができた。	社会教育課
2	PTA組織における父親・母親セミナー	各団体・組織との連携を図り、講演会、地域活動等の研修で周知するもの。	垂水市子育て世代包括支援センターにおいて妊産婦及び乳幼児の健康保持・増進のため、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供できた。	保健課 福祉課
3	子育て支援ネットワーク	家庭教育の支援や保護者同士の仲間づくりを支援するもの。	子育て支援センターにおいて仲間づくりの場として支援できた。	保健課

NO.	事業名	事業概要	第2期評価	担当課
4	垂水おもてなし 少女少年隊事業	小中高校生のボランティア活動等の諸活動を通して、おもてなしの心、自分から進んで物事に取り組む態度、おもいやりの心を育ていくもの。	小学校高学年から高校生の団員を対象に、ボランティア活動、宿泊研修等の活動を実施、体験活動を通じて、団員に「おもてなしの心」、自分から進んで物事に取り組む姿勢、「おもいやりの心」を育むことができた。	社会教育課
5	垂水子ども会大会事業	綱引き大会、創作活動（紙飛行機等）、伝統芸能継承、活動発表を行うもの。	交流の場の提供として、綱引き大会と併せて子ども会の活動発表を実施、親睦・情報交換をすることで、子ども会活動の推進・活性化につながった。	社会教育課
6	子どものSOS受け止め方講演会（再掲）	SOSの受け止め方に関するスキルの習得等を目的として講演会を実施するもの。	子育て世代を対象に、外部講師による講演会を実施し、参加者の90%以上が、SOSの受け止め方について理解を深めた。	保健課

5 配慮を必要とする子ども・家庭への支援体制づくり

(1) 障害児施策の充実



【現状と課題】

障害児及びその家族に対する支援については、障害児の障害種や発達段階、生活の状況、ニーズ等に応じて、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関との連携を図った上で、乳幼児期から学校卒業まで一貫した支援を提供できるよう、支援体制の整備に努めています。

特に発達障害については、早期療養に対する保護者の理解が高まっており、児童発達支援、放課後等デイサービス等の利用者は増加しています。

ただし、サービスを必要とする利用希望に対し、本市には、提供できる社会資源が少なく、近隣市町の事業所も利用してサービスの供給量が維持されている状況にあることから、利用希望者に対する供給量の確保が求められています。

引き続き、障害児が地域で継続して切れ目のない支援を受けられるよう、各関係機関との連携を図り、適切な支援体制の整備を進めていきます。

【施策の方向】

- 障害児通所支援・障害児相談支援等の各種障害福祉サービスの充実により障害児のいる家庭への支援体制の整備を促進します。
- 障害児が各種サービスを利用しやすい環境をつくるため、利用者負担額の軽減を図ります。
- 医療的ケア児が心身の状況に応じて保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関連分野で必要な支援を総合的に受けられる体制の構築を図るとともに、関連分野の支援を調整するコーディネーターによる支援体制の確保を検討します。

【主要事業】

NO.	事業名	事業概要	第2期評価	担当課
1	児童発達支援	未就学の障害のある児童に対し、日常生活における基本的な動作や知識の指導、自立生活能力の向上や集団生活に適應するための訓練支援等を行うもの。	訓練支援等による効果が得られた。	福祉課
2	放課後等デイサービス	就学中の障害のある児童に対し、授業の終了後又は夏休み等の休業日において、生活能力等向上のための訓練支援を行い、放課後等の居場所や社会活動機会の確保を図るもの。	訓練支援による効果が得られた。	福祉課
3	保育所等訪問支援	障害のある児童や、その児童が通う保育所等の職員に対して、当該施設を訪問し、集団生活や社会生活に適應するための専門的な指導や支援を行うもの。	訪問支援による効果が得られた。	福祉課

【主要事業】

NO.	事業名	事業概要	第2期評価	担当課
4	医療型児童発達支援	肢体不自由があり、医療的な支援が必要な児童に対し、指定施設等において、児童発達支援と同様の支援と、治療等も併せて行うもの。	現在対象者はいないが、効果が期待できる。	福祉課
5	障害児相談支援	障害のある児童が通所支援等のサービスを利用する際に、「障害児支援利用計画」の作成を行い、利用開始後も継続してサービス利用に係る各種支援を行うもの。	計画作成によるサービス利用の効果が得られた。	福祉課
6	居宅訪問型児童発達支援	重度の障害により外出が著しく困難なため、発達支援を利用できない児童の居宅を訪問し、日常生活における基本動作の指導や知識技能を付与する支援を行うもの。	現在対象者はいないが、効果が期待できる。	福祉課
7	障害児利用者負担額軽減事業	障害児通所支援及び短期入所利用に係る利用者負担額を軽減するもの。	負担軽減により効果が得られている。	福祉課
8	医療的ケア児に対する支援を調整するコーディネーターの配置	医療的ケア児が地域において必要な支援を円滑に受けることができるよう、関係機関との連絡調整を行うコーディネーターを配置するもの。	圏域で2名配置しており効果が得られた。	保健課
9	特別児童扶養手当支給事業（再掲）	身体や精神に中程度以上の障害のある児童を監護している父、もしくは母、又は父母にかわってその児童を養育している人に対して手当を支給するもの。	身体や精神に中程度以上の障害を有する者に特別障害者手当を支給することにより、これらの者の福祉の増進を図ることができた。	保健課

(2) 児童虐待防止対策の充実

【現状と課題】

全国において児童虐待件数は増加の一途をたどり、重大な事件も後を絶たない等、依然として深刻な社会問題となっています。

児童虐待は、家族形態の変化や家庭環境の多様化、親の意識の変化等に伴い、問題が複雑かつ困難化していることから、その対応が難しく、長期的な支援が必要となります。

本市においても、児童虐待の早期発見や適切な保護を図り、関係機関が連携して効果的な支援を行えるよう『垂水市要保護児童対策地域協議会』を設置しています。

また、要保護児童に係る情報収集は、保健師等が子育て中の保護者宅の訪問を実施しているほか、保健師及び家庭児童相談員が定期的に学校や保育所等を訪問しています。

【施策の方向】

- 要保護児童対策地域協議会の機能強化に努めるとともに、児童相談所、警察、関係機関等との連携を図り、児童虐待防止に対する取組を推進します。
- 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業による相談体制や啓発活動を推進するとともに、要保護児童対策地域協議会との連携はもとより、利用者支援事業（母子保健型）、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業との連携・強化に努めることとします。
- 第3期計画では、国の制度改正を踏まえ、母子保健に関する各種相談に応ずる等の事業を行う「子育て世代包括支援センター」と児童及び妊産婦の福祉に関し、相談指導などの必要な支援を行うための「子ども家庭総合支援拠点」を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもに対し、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う機関として、「垂水市こども家庭センター」を設置します。

【主要事業】

NO.	事業名	事業概要	第2期評価	担当課
1	要保護児童対策地域協議会	虐待を受けた子どもを始めとする要保護児童等に関する情報の交換や支援を行うために協議を行う場となるもの。	協議会を通じて関係機関での情報共有を行った。	保健課
2	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	子どもたちが、安全にかつ安心して過ごすことのできる住みよいまちづくりのために、地域の力を結集してネットワークを作り、巡回活動、情報交換等、社会全体で子どもたちを守っていこうとするもの。	地域においてネットワークを作り、巡回活動、情報交換等を行った。	保健課
3	利用者支援事業 (母子保健型) (再掲)	妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うもの。	垂水市子育て世代包括支援センター単体で動くのではなく、これまでの母子保健業務等を通じて、関係団体と連携し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供できた。	保健課
4	利用者支援事業 (こども家庭センター型)	子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行うもの。	子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターを令和7年3月に廃止し、「垂水市こども家庭センター」を令和7年4月に設置する。	保健課

NO.	事業名	事業概要	第2期評価	担当課
5	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）（再掲）	生後4か月までの全ての乳児を対象に、母子保健推進員、保健師等が家庭訪問を行い、子育てに関する情報の提供、乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行うもの。	母子保健推進員が訪問することで、地域での見守り体制を強化。また、母子保健推進員との情報共有によって地域での家族状況を確認することができた。	保健課
6	養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保するもの。	必要な家庭に対して、養育に関する指導・助言等を行った。	保健課
7	子育て世帯訪問支援事業（訪問による生活の支援）	家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とするもの。	新規事業のため、評価なし。	保健課
8	児童育成支援拠点事業（学校や家以外の子どもの居場所支援）	養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、児童の最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的とするもの。	新規事業のため、評価なし。	保健課

(3) 子どもの貧困対策

【現状と課題】

子供の貧困対策の推進のためには、国、地方公共団体、民間の企業や団体、地域住民等が、それぞれの立場から主体的に支援に参画していく必要がありますが、中でも個別の子どもに関する情報を多く保有する地方公共団体の役割は重要です。

本市では、子どもの将来が生まれ育った地域・環境によって左右され、また、貧困が世代を超えて連鎖することがないように、必要な環境整備と教育の機会均等を図り、子どもの貧困に対する支援に努めています。

【施策の方向】

- 生活保護受給世帯等の生活困窮家庭や経済的に不安定家庭の子どもが、十分な教育が受けられず将来に不利益な影響を受けることのないよう、引き続き、関係機関等と連携しながら、学習支援を行います。
- 複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、自立相談支援機関において包括的な相談支援を行うとともに、生活保護受給者等に対し、雇用と福祉施策の一体的な支援を行う等、自立に向けた支援を行います。

【主要事業】

NO.	事業名	事業概要	第2期評価	担当課
1	子どもの学習支援事業	生活保護受給世帯及び生活困窮世帯の子どもを対象として、学力向上、高校進学等の実現に資することを目的に、学習の援助を行う事業を実施するもの。	「学びの教室」や「ICTジュニアリーダー育成講座」等、土曜日を中心に定期的に開催し、学習の場を提供できた。	学校教育課
2	生活困窮者自立相談支援事業	さまざまな困難を有する子ども・若者と、その保護者に対して、子どもの健全育成の視点に立ち、きめ細かな寄り添い型の支援を実施することで、生活保護受給世帯等の社会的自立及び子どもの貧困の連鎖の防止を図るもの。	さまざまな困難を有する子ども・若者と、その保護者に対して、相談支援事業を行った。	福祉課

6 子育てを支援する生活環境づくり



(1) 良質な住宅の提供

【現状と課題】

子育て世帯を支援していく観点から、子育て家族向け賃貸住宅の供給を支援する等の取組の推進が大切です。小さな子どものいる世帯に対しては、公共賃貸住宅の入居資格緩和や優先入居の実施等に取り組む、子育て世帯の入居を受け入れる民間賃貸住宅に関する情報提供を進める必要があります。

本市では、水之上定住促進住宅において、同居する親族の中に満18歳未満の方がいる場合に家賃を減免する子育て応援のための事業を実施しています。

第3期計画においても引き続き、子育て世帯が、安全・安心で快適な住生活を営むことができるよう、周辺の環境整備に努めます。

【施策の方向】

- 「垂水市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、計画的な住宅の整備やバリアフリー対策等の安全面に配慮した市営住宅の整備を推進します。
- 子どもが安心して遊ぶことのできる公園等の維持管理に努めます。
- 豊かな緑や水辺等、身近な自然環境を維持・保全し、子どもも大人もふれ合える場の確保を図ります。

【主要事業】

NO.	事業名	事業概要	第2期評価	担当課
1	定住促進住宅 子育て応援	良質な市営住宅の整備を推進するとともに、水之上定住促進住宅において子育て世帯に対する家賃減免を行うもの。	計画的な整備を行うため、垂水市公営住宅等長寿命化計画の見直しを行った。また、水之上定住促進住宅においては、子育て世帯に対して家賃減免を行った。	土木課
2	児童遊園等整備事業（再掲）	子どもが安心して遊べる空間である児童遊園等の整備を促進するもの。	垂水鉄道記念公園、中央公園、海岸公園の遊具を更新し、新たな複合遊具を設置した。	土木課

(2) 安全な道路交通環境の整備

【現状と課題】

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」（平成18年法律第91号）に基づき、公共施設及びこれらに連絡する道路について、利用者の移動が円滑にできる環境を整備していくことは、安全な道路交通環境の整備する上でも重要となります。

本市では、生活道路や通学道路へのカーブミラーやガードレール等の設置により、子どもたちの安全確保等を考慮した対策を行いました。

また、子どもを交通事故から守るため、警察や地域の関係機関等と連携・協力し、子ども及び子育てを行う親等を対象とした交通安全教育を実施し、チャイルドシートの正しい使用についての啓発やヘルメット着用等、自転車の安全利用等を進めました。

第3期計画中においても引き続き、子どもたちの安全性に配慮した道路交通環境の整備、普及・啓発活動の推進に努めていくこととします。

【施策の方向】

- 通学路になる幹線道路を中心に、歩道のバリアフリー化や歩道拡張等の整備を推進します。
- 子どもが自転車や徒歩で、公園や公共施設に安全にアクセスできるよう、子どもの安全性に配慮した道路整備を進めます。
- 保育所等から中学まで幅広く実施されている交通安全教室の一層の充実強化を図るため、緊密な連携のもとに関係機関が一体となり活動します。
- チャイルドシートの正しい使用を徹底するための交通教室の開催等子どもを事故から守る対策を推進するとともに、自転車の安全利用の観点から、児童・幼児の自転車乗車時の乗車用ヘルメットの着用を推進するため、様々なキャンペーンを積極的に展開し、交通事故防止に努めます。

【主要事業】

NO.	事業名	事業概要	第2期評価	担当課
1	交通安全啓発事業	交通事故防止についての広報・啓発活動を行うもの。	市交通安全対策会議で決定した計画に基づき、交通安全運動期間を中心とした広報、立哨活動をはじめさまざまな啓発を行った。	総務課
2	交通安全施設等整備事業	カーブミラーやガードレールの整備により交通事故を防止し、安全、円滑、快適な交通環境の確保を図るもの。	市内各所を巡回し、新たなカーブミラー、ガードレールを設置、または老朽化した施設の更新も図った。	土木課
3	子どもの交通事故防止対策事業	保育所等で県警交通安全教育班による交通安全に係る寸劇等を通し、啓発活動に努めるもの。	県警察や交通安全協会の協力を得て、市内全小学校での交通安全教室を実施した。また保育所等での出前型の交通安全教室（ひまわり号）を計画的に実施した。	総務課
4	交通安全教育事業	日常生活において交通安全に必要な基本的技術及び知識を習得させるため、講習会等による交通安全教育を推進するもの。	県警察や交通安全協会の協力を得て、主に高齢者を対象とした出前型の交通安全教室（さわやか号）を計画的に実施した。	総務課

(3) 安心して外出できる環境の整備

【現状と課題】

妊産婦や乳幼児連れの人等、全ての人が安心して外出できるようにするために、公共施設、公共交通機関及び建築物等に加え、多くの人が利用する商業施設においてもバリアフリー化を推進する必要があります。

第3期計画においても引き続き、ユニバーサルデザインやバリアフリーの考え方を取り入れた施設整備等を促進することにより、安心して外出してもらえるまちを目指していくものとします。

【施策の方向】

- 既存公共施設については、子どもや子ども連れの人も利用しやすいバリアフリー化を踏まえた環境整備を推進します。
- おむつ替えや親子での利用に配慮したトイレの設置を促進するとともに、情報誌やホームページに掲載し、安心して外出するための情報を提供します。

【主要事業】

NO.	事業名	事業概要	第2期評価	担当課
1	ユニバーサルデザイン化推進事業	子ども連れで安心して外出ができ、楽しく安全に遊び、生活できるようユニバーサルデザイン化のまちづくりを推進するもの。	現施設については、ユニバーサルデザインは、導入されていないので、施設改修時に、具現化について検討していく。 垂水中央運動公園、文化会館は、イベント時等、誰にでも分かり易いサインの掲出に努めている。	各課
2	バリアフリー化推進事業	公共施設、交通機関等について、妊婦や子ども連れが安全かつ円滑に利用できるようバリアフリー化を推進するもの。	図書館については、バリアフリー化されているが、その他施設については、バリアフリー化されていないので、施設改修時に、具現化について検討していく。 垂水中央運動公園、文化会館は、大規模な施設改修は無いが、修繕等ではバリアフリーを重視した。また、文化会館では、既存のトイレ一部を「おもいやりトイレ」とし、子どもから高齢者が安心して使用できるよう工夫を行った。	各課

(4) 安心・安全なまちづくりの推進

【現状と課題】

本市では、子どもに対する犯罪防止活動の推進による犯罪のない明るく住みよいまちづくりのために、道路や公園等の公共施設について、繁茂した草木により防犯上の死角が生じないよう留意する等、犯罪等の防止に配慮した環境設計を行うよう努めています。

第3期計画においても引き続き、子どもたちが犯罪等の被害に遭わないまちづくりを進めるために、防犯灯や緊急通報装置等の防犯設備の整備を進めるとともに、住民一人ひとりの防犯に対する意識を高めるための啓発活動に取り組めます。

【施策の方向】

- 防犯設備としては、防犯灯が設置されていますが、今後とも通学路や裏通り、公園等での設置の充実強化を推進します。
- 安全・安心なまちづくりに向けた道路、公園等の既存施設の構造・設備の改善を推進するとともに、子どもを犯罪等から守るための広報啓発活動を展開します。

【主要事業】

NO.	事業名	事業概要	第2期評価	担当課
1	防犯設備整備事業	通学路や公園等における防犯灯、緊急通報装置等の防犯設備の整備を推進するもの。	公園長寿命化計画に基づき、遊具の撤去、更新を順次行った。 各振興会からの防犯灯の設置や更新の相談に応じ、整備については補助事業により支援を行った。	総務課 土木課

(5) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

【現状と課題】

子どもを犯罪等の被害から守るため、犯罪等に関する情報提供、関係機関・団体との情報交換、通学路等におけるパトロール活動、防犯講習会の実施、防犯ボランティアへの支援等、子どもの安全確保に向けた取組を、警察や防犯協会等とも連携を図りながら、地域全体で推進しています。

また、犯罪、性暴力、性犯罪、いじめ、児童虐待等により被害を受けた子どもに対しては、精神的な影響を軽減し、立ち直りを支援するため、子どもへのカウンセリングや保護者への助言等、学校等の関係機関と連携して、きめ細かな支援を推進しています。

一方、スマートフォン等の普及とともに、子どもたちの間で長時間利用することによる生活リズムの乱れや有害サイトを通じた犯罪の発生等が問題になっており、そのために、地域住民や関係機関・団体との連携協力関係を強化しながら、青少年がインターネットを安全に安心して利用できるよう対策がとられ、保護者に対する啓発活動が行われています。

第3期計画においても子どもを犯罪等の被害から守るため、地域、学校及び家庭等への教育・啓発活動に努めていくものとします。

【施策の方向】

- 子どもの犯罪被害を防ぐための行政、警察等の関係機関・団体間の定期的な情報交換の体制づくり、場づくりを推進します。
- 子どもの犯罪被害を防ぐため、育成指導員等による巡回指導を実施します。
- 緊急時に子どもが駆け込める「子ども110番の家」と警察、学校、家庭との連携を強化し、子どもを犯罪から守る被害防止活動を支援します。
- 被害に遭った子どもの精神的な影響を軽減し、立ち直りを支援するため、子どもに対するカウンセリング、保護者に対する助言等関係機関との連携によるきめ細かな支援に努めます。
- 青少年育成推進連絡会議等の関係機関との連携のもと、有害図書等の規制等についての関係業界への働きかけをはじめ、家庭、学校、地域が一体となった未成年者の飲酒、喫煙、薬物等の問題行動への取組を推進します。

【主要事業】

NO.	事業名	事業概要	第2期評価	担当課
1	地域防犯活動推進事業	住民の自主防犯活動を推進するため、情報の提供や、対象者に応じた、参加・体験・実践型の防犯学習を推進し、防犯パトロール隊による見守り活動等を行うもの。	市防犯協会が行う街頭キャンペーン等を関係機関とともに 行うほか、市内防犯パトロール隊（青パト隊）による自発的な活動が展開された。 スクールガードを中心とした、登下校時の見守り活動により、児童生徒の完全確保につながった。	総務課 市民課 学校教育課
2	子ども110番の家等推進事業	子ども110番の家について、関係機関と協力して、子どもたちが安全に生活できる環境整備に努めるもの。	各小学校区における防犯意識の向上を目指し、ハザードマップ作成時に、子ども110番の家の場所を明記させ、いざというときに駆け込める体制を強化できた。	学校教育課
3	地域安全活動推進事業	関係機関・団体等の地域住民と連携・協力して関係業界に対する子どもへの有害情報の自主的措置の働きかけを推進するもの。	社会教育指導員及び青少年育成指導委員による街頭補導や市民館前にある看板を使用した啓発活動を実施、青少年の健全な育成を図ることができた。	各課
4	スクールカウンセラー派遣事業	各学校にスクールカウンセラーを派遣し、児童生徒・保護者へのカウンセリングや教育相談を実施するもの。	年間20回、垂水小学校と垂水中央中学校を中心に、計画的に派遣し、また、緊急対応が必要であると判断される場合にも、緊急派遣ができるように調整できた。	学校教育課
5	スクールソーシャルワーカー活用事業	社会福祉士等の専門性を活かし、児童生徒の置かれた様々な状況に対応する支援を行うもの。	子どもの登校に対して支援が必要な家庭への家庭訪問や相談活動を行った。場合によっては、保健課や福祉課へつなぎ、対応を協議し、対応できた。	学校教育課

NO.	事業名	事業概要	第2期評価	担当課
6	保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業	保育所等においてパーテーション、簡易扉、管理更衣室等を設置し、子どものプライバシー保護等を行う事業に要した費用を補助するもの。	実施希望の保育所等に対し、1施設当たり10万円（事業者負担あり）を上限とし補助を行った。	保健課

第5章 量の見込みと確保方策



1 教育・保育提供区域の設定

「子ども・子育て支援法第61条」により、市町村は子ども・子育て支援事業計画において、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して「教育・保育提供区域」を設定することが義務付けられています。区域の範囲については各自治体の裁量に任されており、区域ごとに事業の必要量を算出するとともに、事業内容や実施時期を示さなければならないとされています。

本市では、「市全体を1つの教育・保育提供区域」とします。

2 教育・保育

(1) 教育・保育の『量の見込み』と『確保方策』

『量の見込み』は、小学校就学前児童数の人口の推計、『垂水市子ども・子育て支援事業計画策定に関するアンケート』から算出した利用意向及び就労意向、また、直近の利用実績を考慮し算出しました。

『確保方策』は、『量の見込み』に対し、適切な量の教育・保育の提供ができるよう考慮し、市内保育所等の意向を把握し、必要な定員を定めました。保護者が安心して仕事と子育ての両立ができるよう、教育・保育の質と量の充実を図ります。

① 1号認定（満3歳以上の教育を希望する就学前の子ども）

3歳以上の小学校就学前の児童で、保育の必要性がなく教育を希望する児童及び保育の必要性があるが、幼児期の教育を強く希望する児童に幼児教育を行うものです。

	第3期計画
指標	1号認定（満3歳以上の教育を希望する就学前の子ども） 2号教育ニーズ（満3歳以上の教育ニーズ利用希望の強い子ども）
量の見込みの考え方	ニーズ調査から算出した推計値が利用実績と乖離していたため 利用実績から算出：令和2～5年の利用実績の変化率の平均×令和5年の 利用実績＋令和5年利用実績値
確保方策	各施設の利用定員の推計値

年度	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用実績		102	97	97	84	71
認定こども園	人	70	67	68	60	51
幼稚園		32	30	29	24	20

年度	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人	65	60	55	50	46
うち2号教育ニーズ		49	45	41	38	35
②確保方策		110	110	110	110	110
認定こども園		65	65	65	65	65
幼稚園		45	45	45	45	45
③過不足 ②－①		45	50	55	60	64

② 2号認定（満3歳以上の保育を必要とする就学前の子ども）

満3歳以上の小学校就学前の児童で、保育の必要性がある児童に保育を行うものです。

	第3期計画
指標	2号認定（満3歳以上の保育を必要とする就学前の子ども）
量の見込みの考え方	ニーズ調査から算出した2号認定児童の推計値
確保方策	各施設の利用定員の推計値

年度	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用実績	人	153	140	134	109	104
認定こども園		124	118	112	89	83
保育所		29	22	22	20	21

年度	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人	98	93	88	83	79
②確保方策		138	138	138	138	138
認定こども園		113	113	113	113	113
保育所		25	25	25	25	25
③過不足 ②－①		40	45	50	55	59

③ 3号認定（満3歳未満の保育を必要とする就学前の子ども）

0歳～2歳の児童で保育の必要性がある児童に保育を行うものです。

第1期、第2期においては、3号認定のうち1歳児と2歳児をまとめて集計していましたが、近年の育児休業の取得状況等から、1歳児と2歳児の保育ニーズに差異が見られることから、第3期においては1歳児と2歳児を分けて集計することとされています。

	第3期計画
指標	3号認定（満3歳未満の保育を必要とする就学前の子ども） 0歳児、1歳児、2歳児
量の見込みの考え方	ニーズ調査から算出した3号認定児童の推計値
確保方策	各施設の利用定員の推計値

《0歳》

年度	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用実績	人	16	6	15	6	9

年度	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人	12	12	11	11	11
②確保方策		15	15	15	15	15
認定こども園		12	12	12	12	12
保育所		3	3	3	3	3
③過不足 ②－①		3	3	4	4	4

《1・2歳》

年度	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用実績	人	84	92	91	75	71

《1歳》

年度	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人	32	30	31	30	28
②確保方策		27	27	27	27	27
認定こども園		21	21	21	21	21
保育所		6	6	6	6	6
③過不足 ②－①		▲ 5	▲ 3	▲ 4	▲ 3	▲ 1

《2歳》

年度	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人	35	33	29	27	26
②確保方策		30	30	30	30	30
認定こども園		24	24	24	24	24
保育所		6	6	6	6	6
③過不足 ②－①		▲ 5	▲ 3	1	3	4

《3歳未満の子どもの保育利用率》

年度	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用定員数	人	72	72	72	72	72
3歳未満人口	人	113	109	112	111	108
保育利用率	%	63.7	66.0	64.3	64.9	66.7
目標値	%	65.0%	65.0%	65.0%	65.0%	65.0%

※ 保育利用率とは、満3歳未満の子どもの数全体に占める保育所、認定こども園又は地域型保育事業に係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する満3歳未満の子どもの利用定員の割合

保育利用率＝3号子どもに係る保育の利用定員数÷満3歳未満人口

(2) 教育・保育の一体的な提供と推進

認定こども園が幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であることを踏まえ、教育・保育の利用状況及び利用希望に沿って教育・保育施設の適切な利用が可能となるよう、保育所等からの相談に適切に対応し、円滑な移行を支援します。

(3) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

国の幼児教育・保育無償化制度により、令和元年10月から新設された『子育てのための施設等利用給付』の実施に当たっては、保護者の経済的負担軽減や利便性を図り、また、施設等の意向を十分に踏まえ、公正かつ適正な支給に努めます。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認・公示等について、鹿児島県が実施する立入調査に同行する等、鹿児島県との連携に努めます。

3 地域子ども・子育て支援事業

(1) 地域子ども・子育て支援事業の『量の見込み』と『確保方策』

『地域子ども・子育て支援事業』は、子ども・子育て支援法で定められており、市町村が地域の子ども・子育て家庭実情に応じて実施する事業です。

『量の見込み』は、小学生以下の児童の人口推計、『垂水市子ども・子育て支援事業計画策定に関するアンケート』から算出した利用意向及び保護者の就労意向、また、これまでの利用実績を考慮し算出しました。

『確保方策』は、『量の見込み』に対し、適切な量の事業の提供ができるよう考慮し、利用人数、施設の箇所数等を定めました。

① 利用者支援事業（基本型・特定型・こども家庭センター型）

子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行う事業です。

基本型・特定型・こども家庭センター型があり、基本型は、当事者の目線に立った、寄り添い型の支援の「利用者支援」と地域における、子育て支援のネットワークに基づく支援の「地域連携」の2つがあります。また、特定型（「保育コンシェルジュ」）は、主として市町村の窓口で、子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援等を行うもので、こども家庭センター型は、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援及び全てのこどもと家庭に対して虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援まで、切れ目なく対応するものです。

【確保方策の考え方】

子育て支援センターを拠点に基本型を実施しています。子育て世代の子育てに関する悩みやニーズを的確に捉え、関係機関と連携しながら、相談支援体制の強化に努めます。

こども家庭センターを令和7年度に設置し、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援及び全てのこどもと家庭に対して虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援まで、切れ目なく対応します。

	第3期計画
指標	子育て中の保護者、妊婦等
量の見込みの考え方	子育て支援センターのか所数
確保方策	施設数

《基本型》

年度	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用実績（施設数）	か所	1	1	1	1	1

《基本型》

年度	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（施設数）	か所	1	1	1	1	1
確保方策（施設数）	か所	1	1	1	1	1

《こども家庭センター型》

年度	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（施設数）	か所	1	1	1	1	1
確保方策（施設数）	か所	1	1	1	1	1

② 地域子育て支援拠点事業

子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安や悩みを相談できる場を提供するため、子育て支援センターで、乳幼児のいる子育て中の親子の交流促進や育児相談、情報提供等を行う事業です。

【確保方策の考え方】

子育て支援センターで実施しています。

利用者のニーズを的確に捉え、必要な研修や活動、子育てサークル等の支援に積極的に取り組みます。また、併せて子育て支援センターの時間延長や土日の利用についても検討を進めていくこととします。

区分	第3期計画
指標	【対象】0～5歳（未就学児） 子育て支援センターの利用者数
量の見込みの考え方	ニーズ調査から算出した推計値が利用実績と乖離していたため 0～5歳児の人口推計から算出：令和6年度の利用見込×0～5歳児の コーホート変化率の平均値
確保方策	各施設の利用定員の推計値

年度	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用実績	人/月	466	358	403	467	461

※令和6年度の実績は見込み

年度	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人/月	449	437	426	415	404
確保方策	人/月	449	437	426	415	404
施設数	か所	1	1	1	1	1

③ 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、妊娠月週数に応じた問診、診療等、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊婦期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

【確保方策の考え方】

妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産できる体制を確保するとともに、妊娠・出産・育児に対する不安や悩みの解消が図れる相談体制の強化と必要に応じて各種母子保健事業との連携に努めます。

区分	第3期計画
指標	【対象】妊婦
量の見込みの考え方	利用実績から算出：令和6年度の利用見込×0歳児のコーホート変化率
確保方策	妊婦数（妊娠届出数）

年度	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用実績	人/年	85	80	78	60	40

※令和6年度の実績は見込み

年度	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人/年	39	38	37	36	35
確保方策	人/年	39	38	37	36	35

④ 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育てに関する情報提供や養育環境等の把握や助言を行うことで乳児家庭の孤立を防ぎ、乳児の健全な育成環境を図る。

【確保方策の考え方】

全ての乳児を対象として100%の訪問ができるよう、実施体制の確保に努めるとともに、訪問時に得られた情報を各事業への繋ぎを行い、効果的な支援に努めます。

区分	第3期計画
指標	【対象】生後4か月までの乳児のいる全ての家庭 訪問対象児童の全ての訪問
量の見込みの考え方	利用実績から算出：令和6年度の利用見込×0歳児のコーホート変化率
確保方策	生後4か月までの乳児の数

年度	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用実績	人/年	43	48	51	37	30

※令和6年度の実績は見込み

年度	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人/年	29	28	27	26	25
確保方策	人/年	29	28	27	26	25

⑤ 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

【確保方策の考え方】

養育支援の対象となる家庭に一貫性のある継続的な支援を行うことで、適切な養育の実施と保護者の育児不安の解消に努めます。

区分	第3期計画
指標	【対象】 0～5歳児がいる養育支援が特に必要な家庭の児童 訪問対象児童の全ての訪問
量の見込みの考え方	利用実績から算出：令和2～6年度の平均値
確保方策	訪問対象児童数

年度	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用実績	人/年	4	2	2	3	2

※令和6年度の実績は見込み

年度	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人/年	3	3	3	3	3
確保方策	人/年	3	3	3	3	3

⑥ 子育て短期支援事業

ひとり親等が安心して子育てしながら働くことができる環境を整備するため、保護者の疾病等、一定の事由により、児童の養育が一時的に困難になった場合に、児童を児童養護施設等で預かる短期入所生活援助（ショートステイ）事業です。

保護者が子どもと共に入所・利用が可能となり、また、子どもが自ら入所・利用を希望した場合の入所・利用も可能となりました。

区分	第3期計画
指標	支援が必要な児童の人数
量の見込みの考え方	ニーズ調査から算出した推計値
確保方策	利用者の推計値

年度	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用実績	人/年	—	—	—	1	2

※令和6年度の実績は見込み

年度	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人/年	8	7	7	6	6
確保方策	人/年	8	7	7	6	6

⑦ 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童対策地域協議会の職員や関係機関等の専門性の強化及び連携強化を図り、児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応及び支援を行う事業です。

子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業による相談体制や啓発活動を推進するとともに、要保護児童対策地域協議会との連携はもとより、利用者支援事業（母子保健型・こども家庭センター型）乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業との連携・強化に努めることとします。

⑧ ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【確保方策の考え方】

子育て支援センターを拠点に実施しています。引き続き、会員同士が気軽に援助活動ができるよう、事業の周知活動及び会員の加入促進に努めるとともに、援助活動中の事故が無いよう、研修等に努めます。

区分	第3期計画
指標	【対象】 0～5歳（未就学児）、小学1～6年生 利用者の延べ人数
量の見込みの考え方	ニーズ調査から算出した推計値が利用実績と乖離していたため 利用実績から算出：令和6年度の利用見込×0～12歳児のコーホート変化率の平均値
確保方策	利用希望者数

年度	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用実績	人/年	140	158	176	209	216

※令和6年度の実績は見込み

年度	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人/年	203	197	192	187	182
確保方策	人/年	203	197	192	187	182

⑨ 一時預かり事業

ア 幼稚園・認定こども園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

幼稚園の在園児を対象に、幼稚園における通常の教育時間外に幼稚園内で園児を保育する事業です。

【確保方策の考え方】

市内6か所の幼稚園等で事業を実施しています。保護者の就労形態の多様化に対応した保育サービスの充実に努めます。

区分	第3期計画
指標	【対象】3～5歳（1号認定の児童） 利用者の延べ人数
量の見込みの考え方	ニーズ調査から算出した推計値が利用実績と乖離していたため 利用実績から算出：令和6年度の利用見込×3～5歳児のコーホート変化率の平均値
確保方策	利用希望者の延べ人数

年度	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用実績	人日	9,290	11,040	12,496	9,539	10,584

※令和6年度の実績は見込み

年度	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人日	9,253	8,976	8,707	8,446	8,193
確保方策	人日	9,253	8,976	8,707	8,446	8,193

イ 幼稚園等における在園児を対象とした一時預かり以外

家庭において一時的に保育を受けることが困難になった乳幼児について、保育所・幼稚園等で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

子育て負担を軽減する目的（レスパイト利用等）での利用が可能となりました。

【確保方策の考え方】

市内7か所の保育所等で事業を実施しています。日常生活上の突発的な事情等により、一時的に家庭で保育が困難となる場合等に対応できる環境づくりに努めます。

区分	第3期計画
指標	【対象】0～5歳 利用者の延べ人数
量の見込みの考え方	ニーズ調査から算出した推計値
確保方策	利用希望者の延べ人数

年度	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用実績	人日	674	689	159	281	1,198

※令和6年度の実績は見込み

年度	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人日	911	822	758	724	700
確保方策	人日	911	822	758	724	700

⑩ 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所等で引き続き保育を実施する事業です。

【確保方策の考え方】

市内6か所の保育所等で事業を実施しています。保護者の就労形態の多様化に対応した保育サービスの充実に努めます。

区分	第3期計画
指標	【対象】0～5歳の保育認定を受けた児童 利用者の実人数
量の見込みの考え方	ニーズ調査から算出した推計値が利用実績と乖離していたため 利用実績から算出：令和6年度の利用見込×0～5歳児のコホート変化率の平均値
確保方策	利用希望者数

年度	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用実績	人/年	130	99	92	69	75

※令和6年度の実績は見込み

年度	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人/年	68	67	66	65	64
確保方策	人/年	68	67	66	65	64

⑪ 病児・病後児保育事業

児童が病氣中又は病氣回復期にあつて集団保育が困難な期間、病院や保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業です。

【確保方策の考え方】

垂水市内にサービスの提供施設がないため、近隣自治体の医療機関を利用しています。

区分	第3期計画
指標	【対象】0～5歳、小学1年～6年生 利用者の延べ人数
量の見込みの考え方	ニーズ調査から算出した推計値が利用実績と乖離していたため 令和6年度の利用見込値
確保方策	利用希望者数

年度	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用実績	人/年	0	0	0	10	10

※令和6年度の実績は見込み

年度	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人/年	10	10	10	10	10
確保方策	人/年	10	10	10	10	10
施設数	か所	—	1	1	1	1

⑫ 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

保護者が就労等により昼間家にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

【確保方策の考え方】

既設の放課後児童クラブについては、運営基準の遵守はもとより、支援中の事故が無いよう、各種研修等への参加を徹底し、支援員の資質の向上に努めます。

区分	第3期計画
指標	【対象】小学1年～6年生 利用者数
量の見込みの考え方	小学生各学年の児童の利用実績から算出 令和2～6年度の各学年利用実績の変化率平均×コーホート変化率
確保方策	利用定員

年度	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用実績	人	120	144	156	163	169

※令和6年度の実績は見込み

年度		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		人	158	153	148	144	141
	1年生	人	52	50	48	47	46
	2年生	人	30	30	30	30	30
	3年生	人	36	33	30	27	25
	4年生	人	17	17	17	17	17
	5年生	人	12	12	12	12	12
	6年生	人	11	11	11	11	11
確保方策		人	211	211	211	211	211
施設数		か所	6	6	6	6	6

⑬ 子育て世帯訪問支援事業（訪問による生活の支援）

令和4年児童福祉法改正により、地域子ども・子育て支援事業として新たに創設され、令和6年4月1日から施行されており、家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的としています。

【確保方策の考え方】

地域子ども・子育て支援事業に位置づけられることから、第3期市町村支援事業計画において、「量の見込み」や「確保方策」等を策定し、計画的な整備を進めていく必要があります。

他の訪問事業及び相談事業、また、学校からの情報を参考に支援を必要とする家庭や児童の早期の把握に努め、計画的な整備を進めます。

区分	第3期計画
指標	【対象】0～17歳 対象世帯（児童）数
量の見込みの考え方	0～17歳児童の推計人口×対象世帯（児童）数／令和6年時点の全児童数 ×利用日数（1日として算定）
確保方策	対象世帯（児童）数

年度	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人/日	1	1	1	1	1
確保方策	人/日	1	1	1	1	1

⑭ 児童育成支援拠点事業（学校や家以外の子どもの居場所支援）

令和4年児童福祉法改正により、地域子ども・子育て支援事業として新たに創設され、令和6年4月1日から施行されており、養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、児童の最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的とした事業です。

【確保方策の考え方】

地域子ども・子育て支援事業に位置づけられることから、第3期市町村支援事業計画において、「量の見込み」や「確保方策」等を策定し、計画的な整備を進めていく必要があります。

本事業の利用が望ましい児童については、教育委員会・学校等の関係部局と連携し、スクールソーシャルワーカーや教員等からの情報を参考に早期の把握に努め、計画的な整備を進めます。

区分	第3期計画
指標	【対象】6～17歳 対象児童数
量の見込みの考え方	6～17歳児童の推計人口×対象世帯(児童)数／令和6年時点の6～17歳の全児童数
確保方策	対象児童数

年度	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人	1	1	1	1	1
確保方策	人	1	1	1	1	1

⑮ 親子関係形成支援事業（親子関係の構築に向けた支援）

令和4年児童福祉法改正により、地域子ども・子育て支援事業として新たに創設され、令和6年4月1日から施行されており、児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とした事業です。

【確保方策の考え方】

地域子ども・子育て支援事業に位置づけられることから、第3期市町村支援事業計画において、「量の見込み」や「確保方策」等を策定し、計画的な整備を進めていく必要があります。

関係各課と連携し、早期の把握に努め、計画的な整備を進めます。

区分	第3期計画
指標	【対象】0～17歳 対象世帯（児童）数
量の見込みの考え方	6～17歳児童の推計人口×対象世帯(児童)数／令和6年時点の6～17歳全児童数
確保方策	対象世帯（児童）数

年度	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人	4	4	3	3	3
確保方策	人	4	4	3	3	3

⑩ 妊婦等包括相談支援事業

令和6年子ども・子育て支援法改正により、地域子ども・子育て支援事業として、新たに創設され、令和7年4月から施行されます。妊婦・その配偶者等に対して、面談、その他の措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。

【確保方策の考え方】

地域子ども・子育て支援事業に位置づけられることから、第3期市町村支援事業計画において、「量の見込み」や「確保方策」等を策定し、計画的な整備を進めていく必要があります。

本市では、こども家庭センターで実施します。

事業は、令和4年度より出産・子育て応援交付金の伴走型相談支援として、既に本市においても実施している事業を制度化したものであることから、面談回数については、3回を基本として設定します。

区分	第3期計画
指標	【対象】妊婦
量の見込みの考え方	妊娠届出数の推計：令和4～6年度の変化率×令和6年の妊娠届出数 ×面談回数3回
確保方策	合計面談回数

年度		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	妊娠届出数	件	28	27	27	27	27
	面談回数	回	3	3	3	3	3
	実施合計回数	回	84	81	81	81	81
確保方策		回	84	81	81	81	81
施設数		か所	1	1	1	1	1

⑪ 乳児等通園支援制度

令和6年子ども・子育て支援法改正により、地域子ども・子育て支援事業として、新たに創設され、令和7年4月から施行されます。親が就労していなくても子どもを保育所などに預けることができる新たな制度です。

保育所等において、満3歳未満の乳児又は幼児で、保育所に入所していない子どもに、適切な遊びや生活の場を与えるとともに、子どもとその保護者の心身の状況や養育環境を把握するための面談、子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【確保方策の考え方】

地域子ども・子育て支援事業に位置づけられることから、第3期市町村支援事業計画において、「量の見込み」や「確保方策」等を策定し、計画的な整備を進めていく必要があります。

本市では、実施予定年度を令和8年度で計画しています。

本格実施を見据えた試行的事業であるため、利用者のニーズを的確に捉え、計画的な整備を進めます。

区分	第3期計画
指標	【対象】0歳6か月～満3歳未満の未就園児
量の見込みの考え方	必要受入時間数：0～2歳の未就園児数×月一定時間(10時間仮定) 必要定員数：必要受入時間数÷定員一人1月当たりの受入時間数(月176時間を基本とする)
確保方策	必要定員数

年度		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳児	量の見込み	人/日	—	2	2	2	2
	確保方策	人/日	—	2	2	2	2
1歳児	量の見込み	人/日	—	2	2	2	2
	確保方策	人/日	—	2	2	2	2
2歳児	量の見込み	人/日	—	2	2	2	2
	確保方策	人/日	—	2	2	2	2

⑱ 産後ケア事業

令和6年子ども・子育て支援法改正により、地域子ども・子育て支援事業として、新たに創設され、令和7年4月から施行されます。

産後ケアを必要とする出産後1年を経過しない女子及び乳児に対して、心身のケアや育児のサポート等(産後ケア)を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保するものです。

【確保方策の考え方】

地域子ども・子育て支援事業に位置づけられることから、第3期市町村支援事業計画において、「量の見込み」や「確保方策」等を策定し、計画的な整備を進めていく必要があります。

産後、退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等、きめ細かい支援を実施します。

支援を必要とする全ての方が利用できるようにするために、計画的に提供体制に努めます。

区分	第3期計画
指標	【対象】妊婦
量の見込みの考え方	推計産婦数(0歳児の推計人口を推計産婦数と見込む)×令和6年度の利用見込産婦数÷令和6年度の全産婦数×令和6年度の平均利用日数(6日で見込み)
確保方策	利用人数

年度	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人日	72	72	70	68	67
確保方策	人日	72	72	70	68	67

4 子ども未来戦略「加速化プラン」において実施する具体的な施策

子ども・子育て支援法等の一部改正（令和5年12月に閣議決定）による、子ども未来戦略「加速化プラン」において実施する具体的な施策として、令和6年10月から段階的に子ども・子育て世帯への支援が強化・拡充されます。

(1) ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化

- 児童手当については、支給期間の延長や支給要件のうち所得制限の撤廃、3子以降の児童に係る支給額の増額や支払月の抜本的拡充等、経済的支援を強化します。
- 妊娠期の負担の軽減のため、妊婦のための支援給付を創設し、当該給付と妊婦等包括相談支援事業とを効果的に組み合わせることで総合的な支援を行います。

(2) 全ての子ども・子育て世帯を対象とする支援の拡充

- 教育・保育を提供する施設・事業者経営情報等の継続的な見える化を推進します。
- 施設型給付費等支給費用の事業主拠出金の充当上限割合の引上げ、拠出金率の法定上限の引下げを行います。

(3) 共働き・共育での推進

- 両親ともに育児休業を取得した場合に支給する出生後休業支援給付及び育児期に時短勤務を行った場合に支給する育児時短就業給付を創設します。
- 自営業・フリーランス等の育児期間中の経済的な給付に相当する支援措置として、国民年金第1号被保険者の育児期間に係る保険料の免除措置を創設します。

第6章 放課後児童対策



1 放課後児童対策の推進

仕事と子育ての両立を支援するため、保護者が労働等で昼間家庭にいない小学生の遊び及び生活の場を確保するとともに、次代を担う人材を育成する観点から、全ての小学生が放課後等を安心かつ安全に過ごし、多様な体験及び活動を行うことができるよう、『放課後児童クラブ』及び『放課後子ども教室』の計画的な整備について、市町村は、着実に推進することが求められています。

2 放課後児童対策の状況

(1) 放課後児童クラブの状況

放課後児童クラブは、保育の必要性のある小学校就学児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室等を利用し、適切な遊び及び生活の場を提供する事業です。

第2期計画においては、牛根地区に児童クラブを新設し、未設置校区を解消できました。

放課後児童クラブについては、第3期においても運営基準の遵守はもとより、支援中の事故が無いよう、各種研修等への参加を徹底し、支援員の資質の向上に努めます。

No.	放課後児童クラブ名	小学校区	令和6年度定員
1	第1垂水児童クラブ	垂水小学校	49
2	第2垂水児童クラブ		37
3	水之上児童クラブ	水之上小学校	30
4	さざなみ学童クラブ	新城小学校	40
		柊原小学校	
5	協和児童クラブ	協和小学校	25
6	牛根児童クラブ	牛根小学校	30
		松ヶ崎小学校	
		境小学校	

年度	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用実績	人	120	144	156	163	169
1年生	人	33	37	36	54	37
2年生	人	33	33	41	30	50
3年生	人	25	31	29	39	22
4年生	人	18	22	22	17	31
5年生	人	10	12	18	12	17
6年生	人	1	9	10	11	12
施設数	か所	4	4	5	5	6

(2) 放課後子ども教室の状況

放課後子ども教室は、放課後や週末等に余裕教室等を活用し、地域の住民の参画を得て、学習活動やスポーツ・文化芸術活動等、地域住民との交流活動を実施するものです。

令和6年10月時点において、この事業を実施している学校はありません。

3 放課後児童対策に向けた方策

(1) 放課後児童クラブと放課後子ども教室について

本市の放課後児童クラブは、現在6か所開設しており、小学校の余裕教室を活用しているのが4か所、小学校の教室外で実施しているのが2か所となっています。

今後は、小学校の余裕教室を利用して放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を実施する『一体型』、学校の教室外で実施する『連携型』について、地域や保護者のニーズを把握しながら地域の実情に応じた事業実施に向けて検討します。

(2) 特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策

放課後児童クラブにおいて、障害のある児童の利用ニーズは高まり、利用児童数は増加しています。

障害児については、療育手帳若しくは身体障害者手帳を所持する児童又は手帳等を所持していない場合であっても、医師、児童相談所、発達障害者支援センター等の公的機関の意見等により、障害児と同等の障害を有している認められる児童とし、柔軟に対応するよう国は示しています。

第2期計画においては、障害児の受け入れに対応する支援員を配置し、交付金を活用し対応できました。

第3期計画においても、特別な配慮を必要とする児童の支援にあたっては、個々の児童の発達段階における状況を把握し、適切なきめ細やかな支援が提供できるよう、支援員の加配による支援体制の充実や、支援員の各種研修等への参加を徹底し、資質の向上に努めることとします。

(3) 地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長の検討

現在、放課後児童クラブは、午後6時までの開所時間となっており、原則、午後6時までの開所時間で対応できています。

放課後児童クラブにおいても、女性の就業率の上昇に伴う共働き世帯の増加や、就労形態が多様化していく中で子育てしながら働きやすい環境づくりを構築していくことが求められています。

垂水市子ども・子育て支援事業計画策定に関するアンケート調査の結果を踏まえ、利用者のニーズに合った開所時間となるよう、時間の延長についての検討を進めていきます。

(4) 放課後児童クラブと学校・地域との連携ための方策

放課後児童クラブは、単に保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童を放課後等に預かるだけでなく、児童が放課後児童支援員の助けを借りながら、基本的な生活習慣や異年齢児童等との交わり等を通じた社会性の習得、発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができる「遊びの場」、「生活の場」となります。

子どもの生活の連続性を保障するために、情報交換や情報共有、職員同士の交流等によって学校との連携を積極的に図ります。

放課後児童クラブに通う子どもの生活について地域の協力が得られるように子どもに関わる関係機関等と情報交換や情報共有、相互交流を図ります。

地域、学校、行政、保護者、児童クラブで組織する運営委員会の活性化に努めます。

(5) 放課後児童クラブの役割を果たす観点から周知を推進するための方策について

市ホームページ等による周知を推進するとともに、放課後子ども教室との連携を通じて、地域との連携を図り、地域組織や子どもに関わる関係機関等と継続的に情報共有ができる体制づくりを目指します。

第7章 計画の推進



計画の適切な進行管理を進めるために、庁内関係各課を中心に具体的施策の進行状況について把握するとともに、「垂水市子ども・子育て会議」において、施策の進捗状況を点検・評価し、この結果を公表するとともに、これに基づいて対策を実施するものとします。

1 計画の実現に向けた役割

本計画を実現するためには、家庭・地域・事業所・行政がそれぞれの役割を果たしながら、連携して総合的に施策を推進していくことが重要です。

そのため、県や市町村はもとより、家庭や地域、保育所、幼稚園、学校、企業等がその機能に応じた役割を果たすとともに、相互に連携していくことが求められています。

(1) 行政の役割

本市は、子育て支援の重要な役割を担うものであることから、この計画に基づく全ての事項を総合的かつ計画的に推進します。

また、個々の施策は、それぞれの担当課が主体的に実施することから、この計画の推進には、様々な行政サービスの総合的な展開を図り、子ども及びその保護者が、必要とするサービスを円滑に利用できるよう、必要な支援を行うとともに、良質で適切な教育・保育等の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、提供体制の確保に努めます。

さらに、学識経験者や教育・保育関係者等の市民による子ども・子育て会議を設置し、この計画に基づく施策の実施状況を公表し協議することで、市民の意見を計画の推進に反映させます。同時に、子ども・子育て会議では、個々の施策の進捗状況の把握と施策間の調整等を行うものとします。

(2) 家庭の役割

保護者は、子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下、家庭が子どもの人格形成、基本的生活習慣の確立にとって重要な役割と責任を持っていることを認識することが必要です。この認識に基づき、子どもとのスキンシップを深め、明るい家庭を築くとともに、子どもの発達段階に応じた適切な家庭教育を行うよう努めることが重要です。

また、家庭において女性だけが子育てに大きな負担を負うことがないように、男女が協力して子育てを進めることが重要です。

さらに、市民一人ひとりには地域を構成する一員であるという自覚を持ち、できる範囲で地域における子育て支援活動に参画します。

(3) 地域社会の役割

子どもは地域社会の中で社会性を身につけて成長していくことから、地域社会は、家庭環境、心身の障害の有無、国籍等にかかわらず、全ての子どもが、地域の人々との交流を通して健全に成長できるようにサポートすることが必要です。

同時に、男女共同参画の視点に立って、地域全体で子育て支援に関する事業の推進に努めるとともに、子ども及びその保護者が、積極的に地域活動に参加するよう促します。

(4) 企業・職場の役割

働いている全ての人が、仕事時間と生活時間のバランスがとれるような多彩な働き方を選択できるようにするとともに、職場優先の意識や、固定的な性別役割分担意識等を解消し、働きやすい職場環境をつくることが重要です。

このため、企業・職場自体が、そのような職場環境をつくるよう努力するとともに、働く人がそのような認識を深めることが大切です。

また、企業における社会貢献の一環として、それぞれの企業が持つノウハウを活かしながら地域活動に参画します。

(5) 各種団体の役割

社会全体で子育て中の家庭を支え、子どもの「自ら育もうとする力」を伸ばすためには、行政だけではなく地域社会で活動している多くの団体が、行政や市民と連携し、互いに補いながら子どもの健全な成長を支援することが必要です。

2 計画の進捗状況の管理・評価

(1) 垂水市子ども・子育て会議

本計画に基づく取組や施策を推進するため、毎年度「垂水市子ども・子育て会議」において、計画の進捗状況の管理・評価を行います。

(2) 進捗状況の把握と公表

本計画の進捗状況については、計画に基づく取組や施策を担当する関係各課のヒアリングを行い、行政内における調整を経て、「垂水市子ども・子育て会議」において、管理・評価を行います。

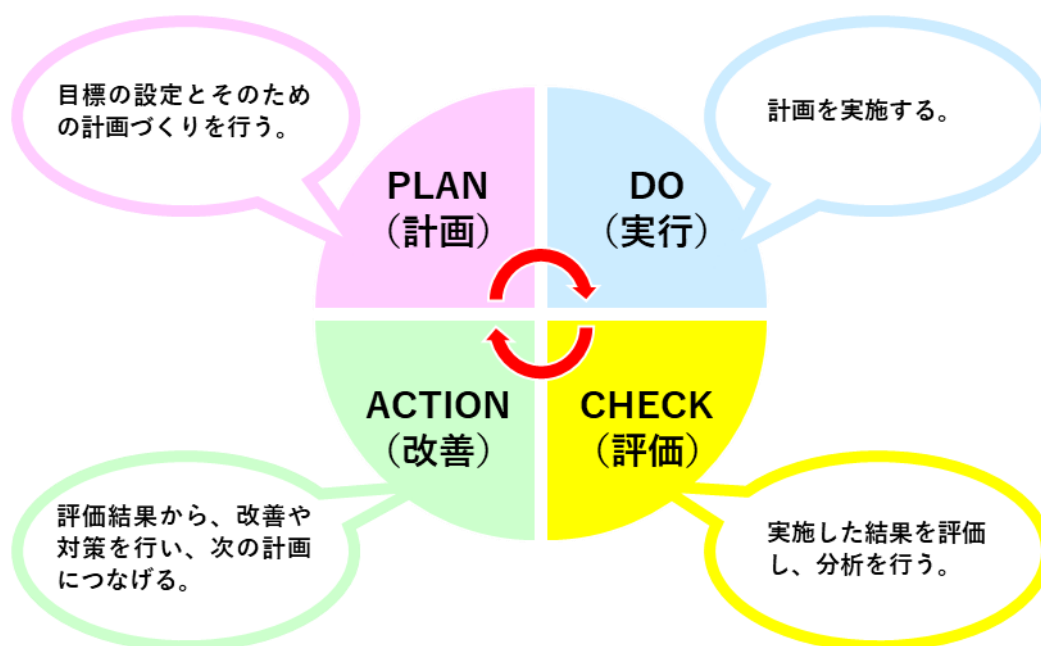
また、管理・評価を踏まえて取組や施策の充実や見直しについての検討を行うことにより、本計画の円滑な推進に努めます。

評価の結果は、広く市民に公表して、進行管理の透明性を確保します。

(3) PDCAサイクルによる計画の進行管理及び点検

第3期計画を推進するため、関係各課がそれぞれの担当する施策等の進捗状況等について、進行管理や点検をすることが重要です。

課題点・問題点の検証・検討について、毎年点検を行い、施策の確実で円滑な実施に努めます。



資料

垂水市子ども・子育て会議条例（平成25年条例第24号）

垂水市子ども・子育て会議条例

（趣旨）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項及び第3項の規定に基づき、垂水市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 子ども・子育て会議は、法第72条第1項各号に掲げる事務を処理するとともに、本市の子ども・子育て支援施策に関し、市長が必要と認める事項について調査審議する。

（組織）

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- （1） 教育関係者
- （2） 保健福祉関係者
- （3） 各種団体関係者
- （4） 学識経験者
- （5） その他市長が適当と認める者

（委嘱期間）

第4条 委員の委嘱期間は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の委嘱期間は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（庶務）

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、保健課において処理する。

（委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。



第3期 垂水市子ども・子育て支援事業計画

令和7年3月

発行 鹿児島県垂水市保健課

〒891-2192

鹿児島県垂水市上町 114 番地

電話 (0994) 32-1116